

第9編

担保付取引

第9編 担保付取引

第1章 総則

第1節 略称、定義および一般的概念

第9-101条 (略称)	394
第9-102条 (定義および定義の索引)	394
第9-103条 (購入代金担保権；弁済金の充当；立証責任)	409
第9-104条 (預金口座の支配権)	411
第9-105条 (電子的動産証書の支配権)	411
第9-106条 (投資財産の支配権)	412
第9-107条 (信用状の権利の支配権)	412
第9-108条 (記述の十分性)	412

第2節 本編の適用

第9-109条 (適用範囲)	413
第9-110条 (第2編および第2A編により生じる担保権)	416

第2章 担保契約の効力；担保権の差押え；担保契約の当事者の権利

第1節 差押えの効力

第9-201条 (担保契約の一般的効力)	417
第9-202条 (担保物の権原が重要でないこと)	417
第9-203条 (担保権の設定と強制可能性；売得金；支援債務；形式的要件)	417
第9-204条 (設定後に取得される財物；先物商品の前渡金)	419
第9-205条 (担保物の使用または処分の特許)	420
第9-206条 (金融資産の購入または引渡しの時に生じる担保権)	420

第2節 権利および義務

第9-207条 (担保物の占有権または支配権をもつ担保権者の権利および義務)	421
--	-----

第9-208条（担保物の支配権をもつ担保権者の追加的義務）	423
第9-209条（口座債務者が譲渡の通知をした場合の担保権者の義務）	424
第9-210条（計算の要求；担保物のリストまたは口座説明書に関する要求）	424

第3章 完全化および優先順位

第1節 完全化および優先順位を規律する法律

第9-301条（担保権の完全化および優先順位を規律する法律）	427
第9-302条（農業上のリーエンの完全化および優先順位を規律する法律）	427
第9-303条（権原証書の対象となる物品に対する担保権の完全化および優先順位）	427
第9-304条（預金口座に対する担保権の完全化および優先順位）	428
第9-305条（投資財産に対する担保権の完全化および優先順位を規律する法）	429
第9-306条（信用状の権利に対する担保権の完全化および優先順位）	430
第9-307条（債務者の住所）	431

第2節 完全化

第9-308条（担保権または農業上のリーエンが完全化される時；完全化の継続）	433
第9-309条（付着時に完全化される担保権）	433
第9-310条（担保権または農業上のリーエンを完全化するのに登録が必要となる場合；登録に関する諸規定が適用されない担保権および農業上のリーエン）	434
第9-311条（一定の法律、規則、および条約に従う財産に対する担保権の完全化）	435
第9-312条（動産証書、預金口座、文書、文書の対象となる物品、証書、投資財産、信用状の権利、および現金に対する担保権の完全化；許容的登録による完全化；登録なしのまたは占有の移転のない一時的完全化）	436
第9-313条（担保権者による占有または担保権者への引渡しは登録なしに担保権を完全化する）	438
第9-314条（支配権による完全化）	440
第9-315条（担保物の処分時の、および売得金に対する、担保権者の権利）	440
第9-316条（準拋法の変更に伴う担保権の完全化の継続）	442

第3節 優先順位

第9-317条（担保権または農業上のリーエンより優先してまたはそれと関係なく取	
---	--

- 得される権利) 444
- 第9-318条 (売却された支払金受領権に保持できる利権はない；債権者および購入者に関して口座または動産証券の売主の権利および権原) 445
- 第9-319条 (債権者および購入者に関する荷受人の権利および権原) 445
- 第9-320条 (物品の買主) 445
- 第9-321条 (通常の営業の過程において一般的無体財産の使用許諾を受けた者および物品の賃借人) 447
- 第9-322条 (同一の担保物に対する担保権および農業上のリーエンが衝突する場合の優先順位) 447
- 第9-323条 (先物商品の前渡金) 449
- 第9-324条 (購入代金担保権の優先順位) 450
- 第9-325条 (移転された担保物に対する担保権の優先順位) 452
- 第9-326条 (新債務者により設定された担保権の優先順位) 453
- 第9-327条 (預金口座に対する担保権の優先順位) 453
- 第9-328条 (投資財産に対する担保権の優先順位) 454
- 第9-329条 (信用状の権利に対する担保権の優先順位) 455
- 第9-330条 (動産証券および非流通証券の購入者の優先順位) 455
- 第9-331条 (他の編による証券、文書、および証券の購入者の権利の優先順位；金融資産に対する利権および第8編による証券上の利権の優先順位) 456
- 第9-332条 (金銭の移転；預金口座からの資金の移転) 457
- 第9-333条 (法律の効果によって生じる一定のリーエンの優先順位) 457
- 第9-334条 (定着物および収穫物に対する担保権の優先順位) 458
- 第9-335条 (付合物) 460
- 第9-336条 (混合物品) 461
- 第9-337条 (権原証券の対象となる物品に対する担保権の優先順位) 462
- 第9-338条 (一定の不正確な情報を記載した融資説明書によって完全化された担保権または農業上のリーエンの優先順位) 462
- 第9-339条 (劣位化に従う優先順位) 462

第4節 銀行の権利

- 第9-340条 (預金口座に対する減額請求または相殺の権利の効力) 463
- 第9-341条 (預金口座に関する銀行の権利および義務) 463
- 第9-342条 (支配権合意の存在の記載または開示を拒絶する銀行の権利) 463

第4章 第三者の権利

- 第9-401条（債務者の権利の譲渡可能性） 464
- 第9-402条（債権者の契約に関して、または不法行為について義務を負わない担保権者） 464
- 第9-403条（譲受人に対し抗弁を主張しないという合意） 464
- 第9-404条（譲受人により取得される権利；譲受人に対する請求権および抗弁） 465
- 第9-405条（譲渡された契約の修正） 466
- 第9-406条（口座債務者の免責；譲渡の告知；譲渡の特定と証明；口座、動産証書、支払受領権、および約束手形の譲渡に対する制限は無効） 467
- 第9-407条（リース保有権または賃貸人の残余権に対する担保権の設定または強制に関する制限） 469
- 第9-408条（約束手形、健康保険受給金受領権、およびその他の一定の無体財産の譲渡に対する制限は無効） 470
- 第9-409条（信用状の権利の譲渡についての制限は無効） 471

第5章 登録

- 第9-501条（登録事務所） 473
- 第9-502条（融資説明書の内容；融資説明書とされる譲渡担保証書；融資説明書を登録する時） 473
- 第9-503条（債務者と担保権者の名前） 475
- 第9-504条（担保物の特定） 476
- 第9-505条（委託販売、リース、およびその他の寄託、およびその他の取引のための登録ならびに他の制定法および条約の遵守） 476
- 第9-506条（誤記または脱漏の効果） 477
- 第9-507条（融資説明書の効力に対する一定の出来事の効果） 477
- 第9-508条（新債務者が担保契約によって拘束されるようになる場合の融資説明書の効力） 478
- 第9-509条（記録を登録する権利をもつ者） 478
- 第9-510条（登録された記録の効力） 479
- 第9-511条（記録上の担保権者） 480
- 第9-512条（融資説明書の修正） 480
- 第9-513条（解除説明書） 481
- 第9-514条（記録上の担保権者の権限の譲渡） 483
- 第9-515条（融資説明書の有効期間と効力；有効期間経過後の効果） 483

第9-516条（登録を構成するもの；登録の効力）	484
第9-517条（索引の誤記の効果）	486
第9-518条（不正確または不正な登録記録に関する請求権）	486

第2節 登録事務所の義務および操業

第9-519条（記録の番号付け，維持保管，および索引作成；記録の中に与えられた情報の伝達）	487
第9-520条（記録の受理および受理の拒絶）	490
第9-521条（融資説明書および修正書の統一様式）	491
第9-522条（記録の保存および破棄）	493
第9-523条（登録事務所からの情報；記録の売買または使用許諾）	495
第9-524条（登録事務所による遅延）	496
第9-525条（手数料）	497
第9-526条（登録事務所規則）	498
第9-527条（報告義務）	499

第6章 債務不履行

第1節 債務不履行および担保権の強制

第9-601条（債務不履行後の権利；司法的強制；口座，動産証書，支払受領権，または約束手形の委託者または買主）	500
第9-602条（権利義務の放棄または変更）	501
第9-603条（権利義務に関する標準についての合意）	502
第9-604条（担保合意が不動産または定着物を対象とする場合の手続）	502
第9-605条（未知の債務者または二次的債務者）	503
第9-606条（農業上のリーエンについての債務不履行の時）	503
第9-607条（担保権者による取立ておよび強制）	503
第9-608条（取立てまたは強制の売得金の充当；不足額についての責任および剰余金に対する権利）	505
第9-609条（債務不履行後占有を取得する担保権者の権利）	506
第9-610条（債務不履行後の担保物の処分）	506
第9-611条（担保物処分前の告知）	507
第9-612条（担保物処分前の告知の適時性）	509
第9-613条（担保物処分前の告知の内容と様式；総則）	509

第9編 担保付取引

- 第9-614条（担保物処分前の告知の内容および様式：消費者物品取引） 510
第9-615条（処分の売得金の充当；不足額についての責任および剰余金に対する権利） 512
第9-616条（剰余金または不足額の計算の説明） 514
第9-617条（担保物の被移転者の権利） 516
第9-618条（一定の二次的債務者の権利および義務） 517
第9-619条（記録または法的権原の移転） 517
第9-620条（債務の全部または一部の代物弁済としての担保物の受領；担保物の強制処分） 518
第9-621条（担保物を受領する提案の告知） 520
第9-622条（担保物の受領の効果） 520
第9-623条（担保物を買戻す権利） 521
第9-624条（権利放棄） 521

第2節 本編の不遵守

- 第9-625条（担保権者が本編を遵守しないことに対する救済方法） 522
第9-626条（不足金または剰余金が争われる訴訟） 523
第9-627条（行為が商業上合理的であったか否かの決定） 524
第9-628条（担保権者の無責任および責任の制限；二次的債務者の責任） 525

第7章 経過規定

- 第9-701条（施行日） 527
第9-702条（留保条項） 527
第9-703条（施行日前に完全化された担保権） 527
第9-704条（施行日前に完全化されていない担保権） 528
第9-705条（施行日前に開始された行為の効力） 528
第9-706条（最初の融資説明書が融資説明書の効力を継続させるのに十分とされる場合） 529
第9-707条（本法実施前の融資説明書の修正） 530
第9-708条（最初の融資説明書または継続説明書を登録する権利をもつ者） 531
第9-709条（優先順位） 531

第9編 担保付取引

第1章 総 則

第1節 略称、定義および一般的概念

第9-101条（略称）

本編は、統一商事法典——担保付取引（Uniform Commercial Code—Secured transaction）として知られ、かつ引用することができる。

【訳注】 2001年7月1日の改正により、第9編の適用範囲が著しく拡大された。預金口座、支払金受領権、電子取引口座、占有権をもたない農業上りーエンなどにも適用されることになった。担保権の完全化についても、登録による場合、占有・引渡しによる場合、支配権による場合に分けて整理した。詳しくは、田島裕「統一商事法典第9編の改正」NBL727号（2001年12月15日）30-35頁参照。

第9-102条（定義および定義の索引）

(a) 【第9編の定義】本編においては、以下の用語は次のような意味をもつ。

- (1) 「付合物（accession）」は、元の物品の特性が失われないような方法で、他の物品と物理的に結合された物品を意味する。
- (2) 「口座（account）」は、「計算する（accounting for）」として使われる場合は除き、履行によって弁済義務が生じているか否かに関係なく、(i) 売却されたかもしくは売却される、賃貸される、使用許諾される、譲渡される、またはその他の方法で処分される財産について、(ii) 与えられたかもしくは与えられるサービスについて、(iii) 発行されたかもしくは発行される保険約款について、(iv) 負担されたかもしくは負担される二次的債務について、(v) 与えられたかもしくは与えられるエネルギーについて、(vi) 用船契約もしくはその他の契約による費用またはリースについて、(vii) クレジット・カードもしくはチャージ・カードまたはそのカード上に含まれるかもしくはそれと一緒に使用される情報の使用によって生じる、または、(viii) 州、州の政府団体、または州もしくは州の政府団体によってゲームの営業を許可されたかもしくは認可された者に

よって操業される、または支援される、賭博またはその他の偶然性のゲームにおける当たりとして、金銭債務の支払を受ける権利を意味する。この用語は、健康保険給付金受領権を含む、この用語は、(i) 動産証券または証券によって証明される支払を受ける権利、(ii) 商業上の不法行為請求権、(iii) 預金口座、(iv) 投資財産、(v) 信用状の権利もしくは信用状、または、(vi) クレジット・カードもしくはチャージ・カードまたはそのカード上に含まれるかもしくはそれと一緒に使用される情報の使用によって生じる権利以外の、前渡しされたもしくは売却された金銭もしくは基金に対して支払を受ける権利、を含まない。

- (3) 「口座債務者 (account debtor)」は、口座、動産証券または一般的無体財産により義務を負う者を意味する。この用語は、たとえその証券が動産証券の一部を構成するものであっても、流通証券の支払を義務づけられる者を含まない。
- (4) 「明細書 (accounting)」は、「計算する (accounting for)」として使われる場合は除き、
- (A) 担保権者によって正本化された；
 - (B) その記録の日より35日前後のあいだの日における合計未払担保債務を示しており、かつ、
 - (C) 債務の諸項目を相当詳細に特定した記録を意味する。
- (5) 「農業上のリーエン (agricultural lien)」は、農産物に対する、担保権以外の利権であり、
- (A) 次のものに対する債務の支払または履行を保証するもの；
 - (i) 債務者の農業経営と関連して供与される物品またはサービス；または
 - (ii) 農業経営と関連して債務者によって賃貸される不動産に関する賃料。
 - (B)(i) 事業の通常の過程において、債務者の農業経営と関連して債務者に物品またはサービスを供与した者；または
 - (ii) 債務者の農場経営と関連して債務者に不動産を賃貸した者のために、制定法によって創設されたもの；および
 - (C) その効力が人の動産占有に頼るものでないものを意味する。
- (6) 「掘削されるごとに生まれる担保物 (as-extracted collateral)」は、

- (A) 担保権に服する石油、ガス、またはその他の鉱物であって、
- (i) その担保権が掘削前にその鉱物に対する利権をもつ債務者によって設定されたものであり、かつ、
 - (ii) 掘削されるごとにその鉱物に付着するもの；または
- (B) 掘削前に債務者が利権をもっていた石油、ガス、またはその他の鉱物の源泉または鉱泉での売買から生じる口座を意味する。
- (7) 「正本化する (authenticate)」は、
- (A) 署名すること；または
 - (B) その者を特定する現在の意思をもって、記録の全体または一部を作成し、またはそれに印形を押すもしくは別の方法で張り付け、または刻むもしくは単に加工し、かつ、記録を貼り付ける、または受領することを意味する。
- (8) 「銀行 (bank)」は、銀行業を営む団体を意味する。この用語は、預金銀行、預金貸付協会、信用組合、および信託会社を含む。
- (9) 「現金売得金 (cash proceeds)」は、現金、小切手、預金口座等の売得金を意味する。
- (10) 「権原証書 (certificate of title)」は、権原証書であって、それに関して、担保物に関して担保権がリーエン債権者より優先権を得る条件または結果として、問題の担保権が権原証書のうえに記載されなければならないと制定法が規定するものを意味する。
- (11) 「動産証書 (chattel paper)」は、金銭債務および、特定の物品に対する担保権、特定の物品およびその物品の中で使われるソフトウェアに対する担保権、特定の物品およびその物品の中で使われるソフトウェアの使用許諾に対する担保権、または特定の物品のリースおよびその物品の中で使われるソフトウェアの使用許諾の両方を証明する記録を意味する。本号において、「金銭債務 (monetary obligation)」とは、物品により担保される金銭債務、または物品のリースにより負担される金銭債務を意味し、その物品の中で使われるソフトウェアに関する金銭債務も含む。この用語は、(i) 船舶の使用または賃借に関連する用船契約または他の契約、または、(ii) クレジット・カードもしくはチャージ・カード、またはカード上に含まれるかしくはカードでの利用のため含まれている情報の利用から生じる支払を受ける権利を証明する記録は含まれない。1 証書または一連の証書を含む記録によって取引が証明される場合、一緒に扱

われる一群の記録が、動産証券となる。

- (12) 「担保物 (collateral)」は、担保権または農業上のリーエンに服する財産を意味する。この用語は次のものを含む：(A)担保権が付着する売得金；(B)売却された口座または動産証券；および(C)委託の対象物である物品。
- (13) 「商事不法行為請求権 (commercial tort claim)」は、不法行為から生じる請求権であって、それに関して、
- (A) 請求権者が団体である；または
- (B) 請求権者が個人であり、かつ、その請求権が、
- (i) その請求権者の営業もしくは専門業の過程で生じたものであり、かつ、
- (ii) 人身傷害または個人の死亡から生じた損害賠償を含まないものであるものを意味する。
- (14) 「商品取引口座 (commodity account)」は、商品媒介人によって維持される口座であって、商品顧客のためにそれによって商品取引契約が遂行されるものを意味する。
- (15) 「商品取引契約 (commodity contract)」は、商品先物契約、商品先物契約のオプション、商品オプション、または他の契約であって、各々の場合に、次のようなものを意味する：
- (A) 商品取引に関する連邦法 (federal commodities laws) に従う、かかる契約のための契約市場として指定された取引委員会 (board of trade) の規則に基づいてか、もしくはその規則に従って、取引された契約；または
- (B) 外国商品の取引、交換、または市場の委員会で取引され、かつ、商品顧客のため商品媒介人の帳簿上で遂行される契約。
- (16) 「商品顧客 (commodity customer)」は、商品媒介人がその帳簿に基づき商品取引契約を遂行する相手方となる者を意味する。
- (17) 「商品媒介人 (commodity intermediary)」は、次の者を意味する。
- (A) 連邦商品取引法により先物商品の問屋として登録された者、または
- (B) その通常の営業の過程において、商品取引に連邦法に従って、契約市場として指定された取引委員会のため清算または決済のサービスを供与する者。
- (18) 「伝達する (communicate)」は、次のことを意味する。

- (A) 書面またはその他の有体の記録を送付すること；
 - (B) 記録を送付する者および受理する者によって合意された手段による記録の転送；または
 - (C) 登録事務所への、または登録事務所からの、記録の転送の場合、事務所規則によって規定された手段による記録の転送。
- ① 「荷受人 (consignee)」は、寄託により物品の引渡しを受ける商人を意味する。
- ② 「委託 (consignment)」は、次のような取引を意味する。すなわち、その形式には関係なく、その取引において人が売買を目的として商人に物品を引き渡し、
- (A) その商人が、
 - (i) 引渡しをした者の名前以外の名前によりその種類の物品を業として扱っており；
 - (ii) 競売人ではなく；そして
 - (iii) その債権者によって、その他の物品の売買も実質的に業として扱っていることが一般的に知られていない者である；
 - (B) 各引渡しに関して、物品の総計価額が引渡しの時点で1,000ドル以上のものである；
 - (C) その物品が引渡しの直前には消費者物品ではない；そして
 - (D) その取引が債務を保証する担保権を創設するものではない取引を意味する。
- ③ 「委託者 (consignor)」は、寄託において荷受人に物品を引き渡す者を意味する。
- ④ 「消費者債務者 (consumer debtor)」は、消費者取引における [金銭債務の] 債務者を意味する。
- ⑤ 「消費者物品 (consumer goods)」は、主として個人、家族または世帯の諸目的の使用のために使用される、または購入される物品を意味する。
- ⑥ 「消費者物品取引 (consumer-goods transaction)」は、消費者取引であって、
- (A) 個人が主として自分、家族または世帯の諸目的の使用のため債務を負う；そして

- (B) 消費者物品に対する担保権がその債務を担保するものを意味する。
- 25 「消費者債務者 (consumer obligor)」は、個人であり、かつ、主として自分、家族または世帯の諸目的の使用のため締結された取引の一部として債務を負う債務者を意味する。
- 26 「消費者取引 (consumer transaction)」は、取引であって、その取引において、(i) 個人が主として自分、家族または世帯の諸目的の使用のため債務を負い、(ii) 担保権がその債務を保証し、かつ、(iii) 担保物が主として自分、家族または世帯の諸目的のために保持または獲得されるものを意味する。
- 27 「継続説明書 (continuation statement)」は、融資説明書の修正であって、
- (A) それが関係する最初の融資説明書をファイル番号で特定している；そして
- (B) 特定された融資説明書のための継続説明書であること、またはそれが特定された融資説明書の効力を継続させるために登録されたこと、を記載しているものを意味する。
- 28 「負債者 (debtor)」は、次の者を意味する。
- (A) その債務者であるか否かに関係なく、担保物に対し担保権または農業上のリーエン以外の利権をもつ者；
- (B) 口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売り主；または
- (C) 荷受人。
- 29 「預金口座 (deposit account)」は、銀行、貯蓄・金銭貸付、信用組合、または類似の団体にもつ預金証書により証明される口座以外の請求時払い、定期貯金、通帳等の口座を意味する。
- 30 「文書 (documents)」は、第1編の一般的定義（第1-210条）に定義される権原証書および第7-201条(2)項に定める種類の受領書を意味する。
- 31 「電子的動産証書 (electronic chattel paper)」は、電子的媒体に保管された情報からなる記録によって証明される動産証書を意味する。
- 32 「土地負担 (encumbrance)」は、不動産に対する所有権以外の権利を意味する。この用語は、不動産譲渡担保および不動産上のその他のリーエンを含む。
- 33 「備品 (equipment)」は、在庫品、農産物または消費者物品以外の物品を意味する。

- ③0 「農産物 (farm products)」は、立木以外の物品であって、それに関して債務者が農業経営を行っており、かつ、次のようなものを意味する。
- (A) 生育された、生育中の、もしくは生育される穀物で、
 - (i) 木、ブドウ園、もしくは藪で生産される収穫物；および
 - (ii) 水産物経営において生産される水産品；
 - (B) 水産物経営において生産される水産品を含め、生まれたかまだ未出生子の家畜・牧畜；
 - (C) 農業経営において使われるまたは製造される備蓄物；または
 - (D) 加工されていない状態の収穫物もしくは家畜・牧畜の生産物。
- ③5 「農業経営 (farming operation)」は、家畜・牧畜を育て、作物を栽培し、繁殖させ、肥育し、牧場で草を食べさせる、またはその他の農業、牧畜、もしくは水中植物の営業を意味する。
- ③6 「ファイル番号 (file number)」は、第9-519条(a)項に従って最初の融資説明書に当てられた番号を意味する。
- ③7 「登録事務所 (filing office)」は、第9-501条で融資説明書を登録する場所として指定された場所を意味する。
- ③8 「登録事務所規則 (filing-office rule)」は、第9-526条に従って採択される規則を意味する。
- ③9 「融資説明書 (financial statement)」は、最初の融資説明書およびその最初の融資説明書に関する登録記録からなる記録を意味する。
- ④0 「定着物登録 (fixture filing)」は、定着物であるかもしくは定着物となる物品を対象とし、かつ、第9-502条(a)項および(b)項を満たしている、融資説明書の登録を意味する。この用語は、定着物であるかまたは定着物となるユティリティ転送の物品を対象とする融資説明書の登録を含む。
- ④1 「定着物 (fixtures)」は、特定の不動産と非常に密着し、それに対する権利が不動産法により発生する物品を意味する。
- ④2 「一般的無体財産 (general intangible)」は、口座、動産証券、商業上の不法行為請求権、預金口座、文書、物品、証券、投資財産、信用状の権利、信用状、金銭、および石油、ガスならびに掘削前のその他の鉱物以外の債権を含む

動産を意味する。

- (43) 「信義誠実 (good faith)」は、事実上正直であり、かつ、合理的な商業上の公正取引基準を遵守することを意味する。
- (44) 「物品 (goods)」は、担保権が付着するときに、移動可能なすべての動産を意味する。この用語は、(i) 定着物、(ii) 伐採され、かつ、譲渡契約もしくは売買契約により取り除かれる立木、(iii) 動物の未出生子、(iv) たとえ収穫物が木、ブドウ園、もしくは藪で生産される物の場合でも、成長した、生育中の、もしくは生育される収穫物、および、(v) 既製住宅を含む。この用語はまた、もし、(i) プログラムが普通はその物品の一部であると考えられるような方法でその物品に結合している場合、または、(ii) その物品の所有者となることにより、人がその物品と関連してプログラムを使用する権利を獲得する場合には、物品に組み込まれたコンピュータ・プログラムおよびそのプログラムに関する取引と関連して与えられた支援情報も含む。この用語は、そのプログラムが組み込まれた媒体だけからなる物品に組み込まれたコンピュータ・プログラムは含まない。その用語はまた、口座、動産証券、商業不法行為請求権、預金口座、文書、一般的無体財産、証券、投資財産、信用状の権利、信用状、金銭、または石油、ガス、もしくは掘削前のその他の鉱物を含まない。
- (45) 「政府組織 (Governmental unit)」は、合衆国、州または外国の政府の部局、機関、省、県、地区、市またはその他の単位を意味する。この用語は、もし独立法人格をもつ団体が合衆国の法律により所得税から利息課税の免除を受けられる負債を発行する資格をもつ場合には、その団体も含む。
- (46) 「健康保険受給金 (health-care-insurance receivable)」は、保険約款に対する利権または保険約款による請求権であって、健康管理物品または与えられたサービスに対する金銭債務の支払を受ける権利であることを意味する。
- (47) 「証券 (instrument)」は、流通証券またはその他の金銭債務の支払を受ける権利を証明する書面を意味し、それ自体担保合意またはリースでなく、かつ、通常の営業の過程において、必要な裏書または譲渡をして引渡しによって移転される型のものである。この用語は、(i) 投資財産、(ii) 信用状、または(iii) クレジット・カードまたはチャージ・カードの使用から生じる弁済またはそのカード上もしくはそのカードの使用のために含まれている情報を受ける権利を証明する文書を含まない。
- (48) 「在庫品 (inventory)」は、農産物以外の物品であって、以下のものを意味

する。

- (A) 賃貸人である者によって賃貸される物品；
 - (B) 売買もしくはリース，またはサービス契約により供与される目的で人により保持される物品；
 - (C) サービス契約により人によって供与される物品；または
 - (D) 原資財，加工中の仕事，または事業の中で使用もしくは消費される資財からなる物品。
- 49 「投資財産 (investment property)」は，証明付きか証明付きでないかに関係なく，証券，証券の権利，証券取引口座，商品取引契約，または商品取引口座を意味する。
- 50 「団体の裁判管轄 (jurisdiction of organization)」は，登録団体に関して，その団体の設立の基礎となった裁判管轄の法の裁判管轄を意味する。
- 51 「信用状の権利 (letter-of-credit right)」は，受益者が要求したもののか否か，または受益者がその時に支払もしくは履行を要求する権利をもっているか否かに関係なく，信用状により支払もしくは履行を求める権利を意味する。
- 52 「リーエン債権者 (lien creditor)」は，次の者を意味する。
- (A) 差押え，課税徴収または類似の手続によって問題となる財産に対するリーエンを取得した債権者；
 - (B) 債権譲渡の時から債権者の利益のための譲受人；
 - (C) 破産申請の登録日から破産手続の受託者；または
 - (D) 任命時からエクイティ上の破産管財人。
- 53 「既製住宅 (manufactured home)」は，1ないし4に区分して移動できる構築物であって，旅行モードの状態で，本体が幅8フィート以上もしくは長さ40フィート以上のもの，または，用地に組み立てられたとき，320平方フィート以上のものであり，かつ，永久的土台の上に建てられ，必要なユティリティと結合されたとき，永久的基礎のあるなしにかかわらず，住居として使われることが意図されるもので，その中に含まれる水道備品，暖房備品，空調備品，および電気システムを含む。この用語は，サイズの要件は除き，本号の諸要件を全部満たしており，かつ，それに関して製造者が任意に住宅都市開発合衆国局長によって要求される証明書を登録し，合衆国法律集第42巻により確立され

た標準を満たしている構築物を含む。

- 64) 「既製住宅取引 (manufactured home transaction)」は、担保付取引であって、
- (A) 在庫品として保持される既製住宅以外の既製住宅に対する購入代金担保権を創設する取引；または
 - (B) 在庫品として保持される既製住宅以外の既製住宅が主たる担保物である担保付取引を意味する。
- 65) 「譲渡担保 (mortgage)」は、不動産譲渡担保、不動産に対する信託証書などによって創設される、合意による権利を意味する。
- 66) 「新債務者 (new debtor)」は、別の者によって前に締結された担保合意によって第9-203条により債務者として拘束を受けようになる者を意味する。
- 67) 「新価額 (new value)」は、(i) 金銭、(ii) 財産、サービスもしくは新しい信用の金銭的価値、または、(iii) 被移転人にすでに移転された財産に対する利権の移転による債務免除、を意味する。この用語は、別の債務と代替された債務を含まない。
- 68) 「非現金売得物 (noncash proceeds)」は、現金売得金以外の売得物を意味する。
- 69) 「債務者 (obligor)」は、担保物に対する担保権または農業上のリーエンによって担保された債務に関して、(i) 債務の支払もしくは他の履行をする義務を負う、(ii) その担保物以外の財産を債務の支払もしくは他の履行を保証するために与えた、または、(iii) その他の方法で、債務の支払もしくは他の履行について、全部または一部責任を負う、者を意味する。この用語は、信用状の発行人または信用状の指定人を含まない。
- 60) 「元の債務者 (original debtor)」は、第9-310条(c)項で使われる場合を除き、債務者として、第9-203条(d)項により新しい債務者が拘束されるようになる担保合意を締結した者を意味する。
- 61) 「支払金受領権 (payment intangible)」は、一般的無体財産であって、それによる口座債務者の主たる債務が金銭債務であるものを意味する。
- 62) 「関係人 (person related to)」は、個人に関して、次の者を意味する：
- (A) その個人の配偶者、

- (B) その個人の兄弟，義兄弟，姉妹，義姉妹，
 - (C) 個人または個人の配偶者の血縁上の先祖もしくは子孫；または
 - (D) 個人または個人の配偶者の血縁もしくは婚姻によるその他の親族であって，その個人と同一の家屋に同居している者。
- 63 「関係人 (person related to)」は，団体に関して，次の者を意味する：
- (A) 団体を直接または間接に支配する，団体によって支配される，または共同支配のもとにいる者；
 - (B) 団体の役員もしくは取締役，または団体に関して類似の職務を果たしている者；
 - (C) (A)に定めた者の役員もしくは取締役，またはその者に関して類似の職務を果たしている者；
 - (D) (A)，(B)または(C)に定めた個人の配偶者；または
 - (E) (A)，(B)，(C)または(D)に定めた個人に血縁もしくは婚姻によって関係する者であって，その個人と同一の家屋に同居している者。
- 64 「売得金 (proceeds)」は，第9-609条(b)項で使われる場合「進める (proceed)」[という動詞として使われる場合]を除き，次の財産を意味する。
- (A) 担保物の売買，リース，使用許諾，交換，またはその他の担保物の処分によって獲得されるもの；
 - (B) 担保物について取り立てられたもの，または担保物のために配当されたもの；
 - (C) 担保物から生じる権利；
 - (D) 担保物の価額の限度で，損失，不遵守，または担保物の使用妨害，欠陥もしくは権利侵害，または危害から生じる請求権；または
 - (E) 担保物の価額の限度で，かつ，債務者もしくは担保権者に支払われる限度で，損失，不遵守，または担保物の使用妨害，欠陥もしくは権利侵害，または危害の理由によって，支払われる保険給付金。
- 65 「約束手形 (promissory note)」は，金銭債務を支払う約束を証明するもので，支払指図を証明するものではなく，銀行が預金のために多額の金銭または資金を受理したことの承認を含んでいない，証書の意味する。

- 66) 「提案 (proposal)」は、担保権者によって正本化された記録であって、第9-620条、第9-621条、および第9-622条に従って、担保権者が、担保物が担保する債務の全部または一部の弁済に代えて受領したいと望んでいる諸条件を含むものを意味する。
- 67) 「公的融資取引 (public-finance transaction)」は、次のものに関連する担保付取引を意味する。
- (A) 債務証券が発行される；
 - (B) 発行された証券の全部または一部が少なくとも20年の当初所定満期となっている；そして
 - (C) 負債者、債務者、担保権者、口座債務者、または担保物により債務を負うその他の者、担保付債務の譲渡人もしくは譲受人、または担保権の譲渡人もしくは譲受人が、州または州の政府組織である。
- 68) 「約束に従い (pursuant to commitment)」は、担保権者によってなされた前渡金または与えられたその他の価額に関して、後の債務不履行の出来事または担保権者の支配の及ばないその他の出来事とその債務から担保権者を免責したか否か、もしくは免責し得るか否かに関係なく、担保権者の債務に従ってということの意味する。
- 69) 「記録 (record)」は、「記録のため」「記録上の」「記録または法的権原」および「記録所有者」として使われる場合を除き、有体媒体の上に刻み込まれた情報または電子的もしくはその他の媒体の中に保管され、解読できる形式に変換できる情報を意味する。
- 70) 「登録団体 (registered organization)」は、単一の州または合衆国の法だけによって設立された団体であって、その団体に関して当該の州または合衆国が、その団体が設立されていることを証明する公的記録を維持しなければならないものを意味する。
- 71) 「二次的債務者 (secondary obligor)」は、次の限度での債務者を意味する。
- (A) 債務者の債務が二次的なものである；または
 - (B) 債務者が、負債者、他の債務者、またはそのいずれかの財産に対する担保権によって保証された債務に関して、訴及権をもつ。
- 72) 「担保権者 (secured party)」は、次の者を意味する。

- (A) 保証される債務が未払のまま残っているか否かに関係なく、その者のために担保権が創設され、または担保合意により規定された者；
- (B) 農業上のリーエンを保持する者；
- (C) 委託者；
- (D) 口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形が売却された相手方；
- (E) 受託者、社債受託者、代理人、担保物代理人、またはその他の代理人であって、その者のために担保権もしくは農業上のリーエンが創設される、もしくは規定される者；または
- (F) 第2-401条、第2-505条、第2-711条(3)項、第2A-508条(5)項、第4-210条、または第5-118条により生じる担保権を保持する者。
- (73) 「担保契約 (security agreement)」は、担保権を創設する、または規定する合意を意味する。
- (74) 「送付する (send)」は、記録または通知と関連して、
- (A) 所定の切手代金または転送費用を払い、その状況のもとで合理的である住所に宛てて、郵便に投函する、移転のため引き渡す、またはその他の普通の伝達手段により転送する；または
- (B) 記録または告知が、もし(A)により適切に送付されたならば受理されたと思われる時まで、に、受理されるようにすることを意味する。
- (75) 「ソフトウェア (software)」は、コンピュータ・プログラムおよびそのプログラムに関する取引に関連して供与される支援情報を意味する。
- (76) 「州 (State)」は、合衆国の州、コロンビア地区、プエルトリコ、合衆国ヴァージン諸島、または合衆国の管轄に服する領土または占領島を意味する。
- (77) 「支援債務 (supporting obligation)」は、口座、動産証書、文書、一般的無体物、証書または投資財産の支払または履行を支援する信用状の権利または二次的債務を意味する。
- (78) 「有体動産証書 (tangible chattel paper)」は、有体媒体の上に書き込まれた情報からなる記録によって証明される動産証書を意味する。
- (79) 「解除説明書 (termination statement)」は、融資説明書の修正であって、

(A) ファイル番号によってそれが関係する最初の融資説明書を特定している；
そして

(B) それが解除説明書であること、または特定された融資説明書はもはや有効
ではないことのいずれかを記載した

ものを意味する。

80) 「転送事業 (transmitting utility)」は、以下の事業を主たる事業として行
う者を意味する：

(A) 鉄道、地下鉄、路面電車、またはトロリーバスを操業すること；

(B) 電氣的に、電磁的に、または光によってコミュニケーションを転送すること。

(C) パイプラインまたは地下道により物品を転送すること；

(D) 電気、蒸気、ガスまたは水を転送すること、または製造して転送すること。

(b) [他の編における定義] 本編に適用される他の定義およびその定義がみられる
条文は、次のとおりである。

「申請人 (applicant)」	第5-102条
「受益者 (beneficiary)」	第5-102条
「仲介人 (broker)」	第8-102条
「証明付証券 (certificated security)」	第8-102条
「小切手 (check)」	第3-104条
「手形交換会社 (clearing corporation)」	第8-102条
「売買契約 (contract for sale)」	第2-106条
「顧客 (customer)」	第4-104条
「利権保持人 (entitlement holder)」	第8-102条
「金融資産 (financial asset)」	第8-102条
「正当保持人 (holder in due course)」	第3-302条
「発行人 (issuer)」(信用状または信用状の権利に関して)	第5-102条
「発行人 (issuer)」(証券に関して)	第8-201条
「リース (lease)」	第2A-103条
「リース合意 (lease agreement)」	第2A-103条
「リース契約 (lease contract)」	第2A-103条
「リース保有権 (leasehold interest)」	第2A-103条
「賃借人 (lessee)」	第2A-103条
「通常の営業の過程における賃借人	

(leasee in ordinary course of business)」	第2A-103条
「賃貸人 (lessor)」	第2A-103条
「賃貸人の残余権 (lessor's residual interest)」	第2A-103条
「信用状 (letter of credit)」	第5-102条
「商人 (merchant)」	第2-104条
「流通証券 (negotiable instrument)」	第3-104条
「指定人 (nominated person)」	第5-102条
「約束手形 (note)」	第3-104条
「信用状の売得金 (proceeds of a letter of credit)」	第5-114条
「証明する (prove)」	第3-103条
「売買 (sale)」	第2-106条
「証券取引口座 (securities account)」	第8-501条
「証券媒介人 (securities intermediary)」	第8-102条
「証券 (security)」	第8-102条
「証券の証明書 (security certificate)」	第8-102条
「証券の権利 (security entitlement)」	第8-102条
「証明書のない証券 (uncertificated security)」	第8-102条

(c) [第1編の定義および原理] 第1編は、本編を通じて適用される一般的定義および解釈原理を含んでいる。

[1966年改正, 1972年改正, 1977年改正, 1994年改正, 1995年改正, 1999年および2000年改正]

【訳注】 本条(a)項は80の用語を定義し, (b)項はその他の用語のインデックスを示している。モデル事例を示したりしながら各用語を説明しているが, debtor, obligor, secondary obligor という用語について, オフィシャル・コメントの説明を紹介しておこう。その事例1は, ベーンフェルドが宮田バイクに担保権を設定して借金をする事例である。この場合, ベーンフェルドはdebtorであり, obligorである。事例2では, ベーンフェルドが同じように担保権を設定して借金をしたが, ブルーノが借金証書である約束手形に共同署名をしている。ブルーノは, § 3-419の融通署名人であり, secondary obligorである。事例3では, ベーンフェルドが担保権を設定せずに借金した場合を想定している。そして, ブルーノが約束手形に共同署名し, その本田バイクに担保権を設定した。この場合, ベーンフェルドはdebtorではなく, ブルーノがdebtorである。ベーンフェルドは主たるobligorである。事例4では, ベーンフェルドが宮田バイクに担保権を設定して借金をする事例である。しかし, ブルーノが約束手形に共同署名をしており, 本田バイクに担保権を設定した。この場合, 担保権者が宮田バイク

を差し押さえる場合、ベーンフェルドはdebtorであり、ブルーノはsecondary obligorである。本田バイクを差し押さえる場合、ブルーノはdebtorであり、ベーンフェルドはobligor (secondary obligorではない) である。日本語ではdebtorもobligorもともに「債務者」としか訳しようがないが、secondary obligorは「保証人」と訳し得る。オフィシャル・コメントは、RESTA-TEMENT (3d), SURETYSHIP AND GUARANTY § 1 (1996) を引用し、この言葉はその条文の定義に従うと説明している。

第9-103条 (購入代金担保権 ; 弁済金の充当 ; 立証責任)

(a) [定義] 本条においては、

- (1) 「購入代金担保物 (purchase-money collateral)」は、担保物に関して生じた購入代金債務を担保する物品またはソフトウェアを意味する ; そして、
- (2) 「購入代金債務 (purchase-money obligation)」は、担保物の代金の全部もしくは一部として、または、もしその価額が事実上、そのように使われるならば、債務者が担保物上の権利またはその使用权を獲得できるようにするために与えられた価額について、債務者が負った債務を意味する。

(b) [物品に対する購入代金担保権] 物品に対する担保権は、次の限度で購入代金担保権である、

- (1) その物品が当該担保権に関する購入代金担保物である ;
- (2) もし担保権が購入代金担保物である、または購入代金担保物であった、在庫品に対するものである場合、担保権者が購入代金担保権をもっているかもしくはもっていたその他の在庫品に関して負った購入代金債務を担保する限度 ; そして
- (3) また、担保権者が購入代金担保権をもっているか、またはもっていたソフトウェアに関して負った購入代金債務を保証する限度、

(c) [ソフトウェアに対する購入代金担保権] ソフトウェアに対する担保権は、次の場合に、担保権者が購入代金担保権を保持しているか、または保持していた物品に関して生じた購入代金債務も担保する者である限度で、購入代金担保権である、

- (1) 債務者が物品に対する利権を獲得した総合取引においてソフトウェアに対する利権を獲得した場合 ; および
- (2) 債務者が、物品の中でソフトウェアを使う主たる目的のために、そのソフトウェアに対する利権を獲得した場合、

- (d) [委託者の在庫品購入代金担保権] 委託契約の対象物である物品に対する委託者の担保権は、在庫品に対する購入代金担保権である。
- (e) [非消費者物品取引における支払金の充当] 消費者物品取引以外の取引において、もし担保権が購入代金担保権である限度が、特定の債務に対する支払金の充当にかかっている場合には、その支払金は次のように充当されなければならない。
- (1) 当事者が合意する合理的な充当方法に従って；
 - (2) 当事者の合意がない場合には、支払の時またはそれ以前に表示された債務者の意思に従って；または
 - (3) 合理的な方法の合意もなく、また、時宜にかなった債務者の意思の表示もない場合、次の順序による：
 - (A) 担保されていない債務；および
 - (B) もし 2 以上の債務が担保されている場合、それらの債務が発生した時の順序で、購入代金担保権によって保証される債務。
- (f) [非消費者物品取引において購入代金担保権の地位を失わないこと] 消費者物品取引以外の取引において、購入代金担保権は、たとえ以下の場合であっても、そのようなものとしての地位を失うものではない。
- (1) 購入代金担保物はまた、購入代金債務でない債務も担保する；
 - (2) 購入代金担保物でない担保物が、購入代金債務も担保する；または
 - (3) 購入代金債務が更新され、再融資され、統合され、または再構築された場合。
- (g) [非消費者物品取引における立証責任] 消費者物品取引以外の取引において、購入代金担保権を主張する担保権者は、その担保権が購入代金担保権である限度を立証する責任を負う。
- (h) [非消費者物品取引；推測の禁止] (e)項、(f)項、および(g)項の諸原則の消費者物品取引以外の取引に対する制限は、消費者物品取引についての適切な原則の決定を裁判所に任せることを意図されている。裁判所は、消費者物品取引における適切な原則の性質をその制限から推測してはならず、また、確立されたやり方を継続して適用し続けることができる。

[訳注] オフィシャル・コメントが例示した事例は次のようなものである：売主Sが、1品目の在庫品1を負債者Dに売却し、DがSに対し負っている価格支払債務およびその他のすべての債務を担保するため当該在庫品1に担保権を設定した。Sは別の在庫品2をDに売却し、

同じくその在庫品2に担保権を設定した。Dは在庫品1の弁済をし、その後在庫品2を買主に売った。この買主は「通常の営業の過程における買主」であり、担保権と無関係にそれを取得する。この事例では、(b)項(2)によりSは在庫品1に対し在庫品2の弁済債務の担保権をもっており、この担保権が購入代金担保権となる。

第9-104条（預金口座の支配権）

(a) [支配権の要件] 担保権者は、以下の場合に預金口座の支配権をもつ：

- (1) 担保権者が銀行であって、その銀行に預金口座が維持されている；
- (2) 債務者、担保権者および銀行が、正本化された記録の中で、それ以上債務者の同意を得ないで預金口座の資金の処分を指図する担保権者によって発せられた指示を銀行が遵守することに合意している；または
- (3) 担保権者が預金口座に関して銀行の顧客となる、

(b) [処分を指図する債権者の権利] (a)項を満たした担保権者は、たとえその債務者が預金口座から資金の処分を指図する権利を保持している場合であっても、支配権をもつ。

第9-105条（電子的動産証書の支配権）

もし動産証書からなる記録が、次のような方法で創設され、保存され、かつ、譲渡される場合には、担保権者は、電子的動産証書の支配権をもつ。

- (1) 唯一で、識別でき、かつ、(4)号、(5)号、および(6)号に別段のことが定められる場合を除き、変更できない、単一の正式な記録の謄本が存在しており；
- (2) その正式な謄本が担保権者を記録の譲受人として特定しており；
- (3) その正式な謄本が担保権者またはその指定保管人に渡されて、維持されており；
- (4) その正式な謄本の特定された譲受人を追加するまたは変更する抄本または改訂は、担保権者が参加する場合にのみなされ得る；
- (5) 正式な謄本の各抄本および抄本の抄本は、正式の謄本ではない抄本として容易に識別できる；そして
- (6) 正式な謄本の改訂は、承認された改訂または承認されない改訂として、容易に識別できる。

〔訳注〕 本条は、電子的動産証書に対する担保権の設定の仕方を規定した新しい条文である。

基本的には、認証可能なオリジナルを作成し、これを保管する者が支配権をもつという考え方をとっている。

第9-106条（投資財産の支配権）

- (a) [第8-106条による支配権] 人は、第8-106条に規定されるように、証明付証券、証明書のない証券、または証券上の権利の支配権をもつ。
- (b) [商品取引契約の支配権] 担保権者は、次の場合、商品取引契約の支配権をもつ。
- (1) その担保権者が商品媒介人であり、商品取引契約がそれにより実行される場合；または
 - (2) 商品顧客、担保権者、および商品媒介人が、商品顧客による同意をさらに得ることなく、担保権者によって指示されるように、商品取引契約の口座に配当される価額を商品媒介人が充当することに合意している場合。
- (c) [証券取引契約または商品取引契約の支配権の効果] 証券取引口座または商品取引口座で実行されるすべての証券上の権利または商品取引契約の支配権をもつ担保権者は、当該の証券取引口座または商品取引口座の支配権をもつ。

第9-107条（信用状の権利の支配権）

担保権者は、もし発行人または指定人が第5-114条(c)項またはその他の準拠法もしくは慣行により信用状の売得金の譲渡に同意した場合には、その発行人または指定人がもつ支払もしくは履行の請求権の限度で、その信用状の権利の支配権をもつ。

【訳注】 本条は、信用状の権利についての支配権を規定したものである。信用状の発行人の同意を得て、信用状の譲渡を受け、信用状の引渡しを受けた者は、§ 9-329により支配権をもたない担保権者より優先される。「譲渡」でなく単なる「移転」では、支配権は生まれえない。信用状の権利は、§ 9-102条が定義する「支援債務」の一種であり、登録等の手続をとらなくても、譲渡により占有を取得したときに、自動的にこの担保権は完全化される。

第9-108条（記述の十分性）

- (a) [記述の十分性] (c)項、(d)項、および(e)項に別段のことが規定される場合を除き、動産または不動産の記述は、それが具体的であるか否かに関係なく、もし合理的に記述されているものを特定しているならば、十分である。
- (b) [合理的な特定の例示] (d)項に別段のことが規定される場合を除き、担保物の

記述は、もしそれが以下によって担保権を特定しているならば、その担保物を合理的に特定している、

- (1) 個別的リスト；
 - (2) カテゴリー；
 - (3) (e)項に別段のことが規定される場合を除き、[統一商事法典]によって定義された担保物の種類；
 - (4) 数量；
 - (5) 計算式もしくは分配式または手続；または
 - (6) (e)項に別段のことが規定される場合を除き、もしその担保物の特定が客観的に決定できるときは、その他の方法。
- (c) [総称の種類記述は不十分]「債務者の資産全部」または「債務者の動産全部」または同種の意味の言葉による担保物の記述は、合理的にその担保物を特定していない。
- (d) [投資財産] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、証券上の権利、証券取引口座、または商品取引口座の記述は、もし次のように記述されているならば、十分である、
- (1) それらの言葉による担保物の記述または投資財産という記述；または
 - (2) その基礎となる金融資産または商品取引契約。
- (e) [種類による記述は不十分] [統一商事法典]に定義された担保物の種類 (type) だけによる記述は、次のものの記述としては不十分である、
- (1) 商事不法行為請求権；または
 - (2) 消費者取引における、消費者物品、証券上の権利、証券取引口座、または商品取引口座。

第2節 本編の適用

第9-109条 (適用範囲)

- (a) [本編の一般的適用範囲] (c)項および(d)項に別段のことが規定される場合を除き、本編は次のものに適用される、

- (1) 契約により動産または定着物に対する担保権を設定する取引（その形式は問わない）；
 - (2) 農業上のリーエン；
 - (3) 口座、動産証書、支払金受領権、約束手形の売買；
 - (4) 委託；
 - (5) 第2-401条、第2-505条、第2-711条(3)項、または第2A-508条(5)項により生じる担保権で第9-110条に規定されるもの；および
 - (6) 第4-210条または第5-118条により生じる担保権。
- (b) [担保付債務に対する担保権] 担保付債務に対する担保権への本編の適用は、その債務自身が本編の適用のない取引または利権によって担保されている、という事実によって影響されない。
- (c) [本編が適用されない限度] 次の限度で本編は適用されない。
- (1) 合衆国の制定法、規則、または条約が本編を先占している；
 - (2) 本州の別の制定法が、本州または本州の政府組織によって設定された担保権の設定、完全化、優先順位、または強制を明示的に規律している；
 - (3) 担保権に一般的に適用される制定法以外の、他州、外国、もしくは他州または外国の政治組織の制定法が、本州または本州の政府組織によって設定された担保権の設定、完全化、優先順位、または強制を明示的に規律している；または
 - (4) 信用状による被移転人である受益者または指定人の権利が、第5-114条により独立したもので、かつ優先する。
- (d) [本編の不適用] 本編は次のものには適用されない。
- (1) 農業上のリーエン以外の地主のリーエン；
 - (2) サービスまたは資材に対し制定法または他の法原則によって与えられるリーエン。但し、第9-333条はそのリーエンの優先順位に関して適用がある；
 - (3) 従業員の給料、給与またはその他の補償の請求権の移転；
 - (4) 事業が売却されその一部としてなされた、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買；

- (5) 取立だけを目的とした、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買；
- (6) 契約による支払受領権の譲受人への譲渡であって、当該の契約によりこの履行が義務づけられていたことでもあるもの；
- (7) 既存の負債の弁済の全部または一部に当たつた、単一の口座、支払金受領権、または約束手形の譲受人への譲渡；
- (8) 健康保険のヘルス・ケア供与者による、またはヘルス・ケア供与者に対する、譲渡および当該の支払金受領権の事後の譲渡を除く、保険約款に対する権利の移転または保険約款による請求権の譲渡、但し、第9-315条および第9-322条は売得金および売得金に対する優先順位に関して適用がある；
- (9) 担保物であった支払金受領権に関して下された判決を除く、判決により表示された権利の譲渡；
- (10) 減額請求および相殺の権利、但し、
 - (A) 第9-340条は預金口座に対する減額請求または相殺の権利の有効性に関して適用がある；そして
 - (B) 第9-404条は口座債務者の抗弁または請求権に関して適用がある；
- (11) リースまたはそれによる賃借料を含む、不動産に対する権利またはその上のリーエンの創設または移転、但し、当該の規定が次のもののために作られた限度のものは除かれる：
 - (A) 第9-203条および第9-308条における不動産上のリーエン；
 - (B) 第9-334条における定着物；
 - (C) 第9-501条、第9-502条、第9-512条、第9-516条、第9-519条における定着物登録；および、
 - (D) 第9-604条における動産および不動産を対象とする担保合意；
- (12) 商事不法行為請求権以外の、不法行為から生じる請求権の譲渡、但し、第9-315条および第9-322条は売得金および売得金の優先順位に関して適用がある；または
- (13) 消費者取引における預金口座の譲渡、但し、第9-315条および第9-322条は売得金および売得金に対する優先順位に関して適用がある。

[1972年改正および1995年改正]

[訳注] 本条の諸規定は明瞭であるが、オフィシャル・コメントは若干のモデル事例を示して説明している。(a)項(3)の支払金受領権に関しては、Dennis Joslin Co. v. Robinson Broadcasting, 977 F.Supp. 491 (D.C. 1997) を引用し、§ 3-309により紛失・窃取された約束手形による支払金受領権も、本編により担保権の対象となり得ることを説明している。(b)項に関して、*In re Maryville Savings & Loan Corp.*, 743 F.2d 413 (6th Cir. 1984) を引用し、信託証書など本編の適用が除外される場合もあるが、第3編の権利が本編を通じて保護されることもあるということを示している。

第9-110条 (第2編および第2A編により生じる担保権)

第2-401条、第2-505条、第2-711条(3)項、または第2A-508条(5)項から生じる担保権は、本編に従う。但し、債務者が物品の占有を取得するまでは、

- (1) たとえ第9-203条(b)項が満たされていない場合でも、担保権は強制できる。
- (2) 担保権を完全化するのに登録が要求されない。
- (3) 債務者による債務不履行の後、担保権者の権利は、第2編または第2A編によって規律される；そして
- (4) 担保権は、債務者によって設定された抵触する担保権に優先する。

[1987年改正]

第2章 担保契約の効力；担保権の差押え；担保契約の当事者の権利

第1節 差押えの効力

第9-201条（担保契約の一般的効力）

- (a) [一般的効力] [統一商事法典] に別段のことが規定される場合を除き、担保契約は、両当事者間で、担保物の購入者に対し、また債権者に対し、その諸条項に従って効力をもつ。
- (b) [適用のある消費者法およびその他の法律] 本編に従う取引は、消費者のために異なった原則を確立した適用のある法原則および [(i) 金銭貸付、信用売買、またはその他の信用供与のための料率、手数料、合意、および慣行を規制するその他の制定法または規則、および、(ii) 消費者保護法または規則、の名前をここに挿入する] に服する。
- (c) [その他の適用のある法律が規律する場合] 本編および(b)項に規定した法原則、制定法、または規則の間に抵触がある場合には、当該の法原則、制定法、または規則が規律する。
- (d) [その他の適用のある法律へのさらなる委譲] 本編は、
- (1) (b)項に規定された法原則、制定法、または規則に違反する料率、手数料、合意または慣行を無効とするものではない；または
 - (2) 普通ならばその法原則、制定法、または規則に服することのない取引まで、その適用を拡張するものではない。

[1972年改正、1977年改正および1994年改正]

第9-202条（担保物の権原が重要でないこと）

委託販売もしくは口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買に関して別段のことが規定される場合は除き、権利、義務および救済方法に関する本編の諸規定が、担保権の権原が担保権者にあるか、または債務者にあるかにかかわらず、適用される。

第9-203条（担保権の設定と強制可能性；売得金；支援債務；形式的要件）

- (a) [付着] 担保物に関して担保権者が債務者に対して担保権を強制できるように

なるときに当該の担保物に付着するが、契約によって明示的にその付着の時を延期している場合には、この限りではない。

- (b) [強制可能性] (c)項ないし(i)項に別段のことが規定される場合を除き、担保権は、以下の場合に限り、担保物に関して債務者および第三者に対して強制することができる。
- (1) 価額が与えられた。
 - (2) 債務者が担保物に対する権利をもっているか、または担保権者に対し担保物に対する権利を移転する権限をもっている；そして
 - (3) 以下のうち1つの条件が満たされている：
 - (A) 担保物の説明をした、そして担保権が伐採される竹木に対して設定された場合には、関係する土地の説明をした、担保契約を債務者が正本化した；
 - (B) 担保物が証明付証券でなく、かつ、債務者が担保契約に従って第9-313条により担保権者の占有のもとに置かれている；
 - (C) 担保物が登録様式の証明付証券であり、かつ、証券の証明書が債務者の担保契約に従って第8-301条により担保権者に引き渡されている；そして
 - (D) 担保物が預金口座、電子的動産証券、投資財産、または信用状の権利であり、担保権者が、債務者の担保契約に従い、第9-104条、第9-105条、第9-106条、または第9-107条により支配権をもっている。
- (c) [その他のUCCの諸規定] (b)項は、取立銀行の担保権に関する第4-210条、信用状の発行人または指定人の担保権に関する第5-118条、第2編または第2A編により生じる担保権に関する第9-110条、および投資財産に対する担保権に関する第9-206条に従う。
- (d) [他人の担保契約によって人が拘束されるようになる場合] 本編以外の法律の効果により、または契約により、次の場合には、人は他人と締結した担保契約によって債務者として拘束されるようになる。
- (1) 担保契約が人の財産に対する担保権を生むのに有効になる；または
 - (2) その者が一般的に、担保契約により担保される債務を含め、他人の債務について債務を負うようになり、当該他人の資産の全部またはほとんど全部を取得もしくは承継する。
- (e) [新債務者が拘束されるようになることの効果] もし新債務者が他人によって

締結された担保契約によって債務者として拘束されるようになる場合、

- (1) その契約は、新債務者の既存の財産または事後に取得した財産に関して、その財産がその契約の中で記述されている限度で、(b)項(3)を満たしている；そして
 - (2) 別の契約は、その財産に対する担保権を強制できるものにする必要はない。
- (f) [売得金および支援債務] 担保物に対する担保権の付着は、第9-315条によって規定される売得金を得る権利を担保権者に与える。そして、それは担保物のための二次的債務に対する担保権の付着でもある。
- (g) [支払金を得る権利を担保するリーエン] 動産または不動産について担保権またはその他のリーエンによって担保された、支払金または履行を得る権利に対する担保権の付着は、その担保権、譲渡担保、またはその他のリーエンに対する担保権の付着でもある。
- (h) [証券取引口座において運用される証券上の権利] 証券取引口座に対する担保権の付着は、証券取引口座において運用される証券上の権利に対する担保権の付着でもある。
- (i) [商品取引口座で行われる商品取引契約] 商品取引口座に対する担保権の設定は、商品取引口座で行われる商品取引契約に対する担保権でもある。

第9-204条（設定後に取得される財物；先物商品の前渡金）

- (a) [事後に取得される担保物] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、担保契約は、設定後に取得される担保物に対し、担保権を設定する、または規定することができる。
- (b) [事後取得財産条項が有効でない場合] 事後に取得される担保物の担保を定める条項により、次のものに対しいかなる担保権も生じない。
- (1) 付加的担保として与えられた付合物以外の消費者物品、但し、担保権者が価額を与えた後10日以内に債務者がそれに対する権利を取得するものを除く；
 - (2) 商事不法行為請求権。
- (c) [先物商品の前渡金およびその他の価額] 担保契約書は、前渡金または価額が約束に従って与えられたか否かに関係なく、担保物が先物の前渡金または他の価額を担保すること、または口座、動産証券、支払金受領権、または約束手形がそれと関連して売却されること、を規定することができる。

[1972年改正]

第9-205条（担保物の使用または処分の許容）

(a) [担保権が無効でないまたは詐欺的でない場合] 担保権は、次のことだけを理由として、債権者に対して無効または詐欺的であるとはいえない。

(1) 債務者が、

(A) 返還された物品または取り戻された物品を含め、担保物の全部または一部を使用する、混合する、または処分する；

(B) 担保物を取り立てる、和解する、強制する、またはその他の方法で処分する；

(C) 担保物の返還を受ける、または占有を回復する；または

(D) 売得金を使用する、混合する、または処分する

権利または能力をもつこと。

(2) 担保権者が、債務者に売得金の清算をすること、または担保物の交換をすることを要求しないこと。

(b) [占有の要件は緩和されない] 本条は、担保権の完全化が担保権者によってか、もしくは受寄者による担保物の占有にかかっている場合、占有の諸要件を緩和するものでもない。

[1972年改正]

[訳注] 本条は、改正前の§ 9-205を引き継ぐ規定であるが、2001年改正によって表現が本格的に改正されている。Benedict v. Rattner, 268 U.S. 353 (1925) は、いわゆる「浮動担保権 (floating lien)」について、債務者が一定の財産に対し担保権を設定しておきながら、債務者がそれを自由に処分できるとする取決めは、詐欺的であり、無効であるとした。本条は、この法理を否定し、在庫品などの流動的な財産に対しても担保権を設定できることを明定したものである。

第9-206条（金融資産の購入または引渡しの際に生じる担保権）

(a) [証券媒介人を通じて購入する場合の担保権] 証券媒介人のための担保権は、以下の場合には、証券上の権利に付着する：

- (1) 購入時に証券媒介人に購入代金の支払を義務づけられる取引において、人が金融資産を証券媒介人を通じて買う場合；そして
- (2) 証券媒介人が、買主が証券媒介人に支払をする前に、その買主の証券取引口座にその金融資産を貸方記入する場合、
- (b) [担保権は金融資産の支払をする債務を担保する] (a)項に規定される担保権は、その者の金融資産の支払をする債務を担保する、
- (c) [引渡取引に対する支払に対する担保権] 証明付証券、または書面により呈示されるその他の金融資産を引き渡す者のための担保権は、以下の場合には、その証券またはその他の金融資産に付着する。
 - (1) 証券またはその他の金融資産が、
 - (A) 通常の営業の過程において、必要な裏書または譲渡と共に引渡しによって移転され；かつ
 - (B) 当該の証券または金融資産を扱う営業をする者の間での合意により引き渡される場合；そして
 - (2) その合意が支払と交換に引渡しを要求する場合、
- (d) [担保権は引渡しに支払をする義務を保証する] (c)項に定めた担保権は、引渡しと交換に支払をする義務を保証する、

[1994年追加]

第2節 権利および義務

第9-207条（担保物の占有権または支配権をもつ担保権者の権利および義務）

- (a) [担保権者が占有しているときの注意義務] (d)項に別段のことが規定される場合を除き、担保権者は、その者の占有の下にある担保物の保管および維持について、合理的な注意を払わなければならない。証書または動産証書の場合、合理的な注意は、別段の合意がない限り、以前の当事者たちに対する権利を維持するのに必要な手続をとることを含む、
- (b) [担保権者が占有している場合の経費、危険負担、および権利] 別段の合意がなければ、担保権者が担保物の占有をもつ場合、
 - (1) 担保物の保管、保存、使用または操作にかかった合理的経費（保険の費用お

および租税その他の負担の支払を含む)は、債務者に負担させることができ、かつ、その担保物によって保証される；

(2) 偶発的損失または損害の危険は、有効な保険で支払われる額が不足する限度で、債務者が負う；

(3) 担保権者は担保物を特定できるように保管しなければならないが、代替可能な物品は混合されてもよい；そして

(4) 担保権者は、

(A) 担保物またはその価額を保全する目的のために；

(B) 適切な管轄権をもつ裁判所の命令により許されたように；または

(C) 消費者物品の場合を除き、債務者によって合意された方法によって、かつ、その限度で、

担保物を使用する、または運用することができる。

(c) [担保権者が占有または支配している場合の権利および義務] (d)項に別段のことが規定される場合を除き、第9-104条、第9-105条、第9-106条、または第9-107条により、担保物を占有している、または担保物の支配権をもつ担保権者は、

(1) 担保物から受け取った売得金（現金または基金を除く）を追加的担保物として保持できる；

(2) 債務者に送金された場合を除き、その担保物から受領された現金または資金を担保付債務を減額させるよう充当されるものとする；そして

(3) 担保物に対する担保権を創設することができる。

(d) [支払を受け取る一定の権利の買主] もし担保権者が、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の買主、または委託者である場合には、

(1) (a)項は、担保権者が合意により権利をもつ場合でなければ、次のことに適用されない。

(A) 取り立てられなかった担保物を戻し勘定にする；または

(B) その他の方法で、担保物に関し口座債務者または他の債務者の支払がないことまたはその他の債務不履行に基づき、当該の債務者または二次的債務者に対して、全額または限定的に求償する；そして

(2) (b)項および(c)項は適用されない。

第9-208条（担保物の支配権をもつ担保権者の追加的義務）

- (a) [本条の適用可能性] 本条は、未払の担保付債務がなく、かつ、担保権者が、前渡金を渡す、債務を負う、またはその他の方法で価値を与えるという約束をしていない場合に適用される。
- (b) [債務者から要求を受理した後の担保権者の義務]
- (1) 第9-104条(a)項(2)により預金口座の支配権をもつ担保権者は、預金口座が維持されている銀行に対し、担保権者によって発せられた指示にそれ以上従う義務から銀行を免責する、正本化された説明書を送付しなければならない；
 - (2) 第9-104条(a)項(3)により預金口座の支配権をもつ担保権者は、
 - (A) 預金口座の預金残高を債務者に支払わなければならない；または
 - (B) 債務者名義の預金口座に預金残高を転送しなければならない；
 - (3) 第9-105条により電子的動産証書の支配権をもつ、買主以外の担保権者は、
 - (A) 電子的動産証書の正式のコピーを債務者またはその指定保管人に伝達しなければならない；
 - (B) もし債務者が、担保権者のために電子的動産証書のコピーを維持する指定保管人である保管人を指定する場合には、担保権者により発せられた指示にそれ以上従う義務から指定保管人を免責し、かつ、債務者によって発せられる指示に従うことを指示する、正本化された記録をその保管人に伝達しなければならない；そして
 - (C) 債務者またはその指定保管人が、担保権者の同意を得ることなく、正式なコピーの特定の譲受人を追加もしくは変更するコピーを作成する、または正式なコピーの改訂をする、ことができるようにする適切な措置をとらなければならない。
 - (4) 第8-106条(d)項(2)または第9-106条(b)項により投資財産の支配権をもつ担保権者は、証券の権利または商品取引契約が維持されている証券媒介人または商品媒介人に、担保権者によって発せられた利権指図または指示にそれ以上従う義務から、当該の証券取引媒介人または商品取引媒介人を免責する、正本化された記録を送付しなければならない；そして
 - (5) 第9-107条により信用状の権利の支配権をもつ担保権者は、信用状の売得金を担保権者に支払うまたは引き渡す未履行の義務を負う各人に対し、信用状の

売得金を担保権者に支払うまたは引き渡すそれ以上の義務から免責する、正本化された免責状 (release) を送付しなければならない。

第9-209条 (口座債務者が譲渡の通知をした場合の担保権者の義務)

(a) [本条の適用可能性] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、本条は次の場合に適用される。

(1) 残っている担保付債務がない；そして

(2) 担保権者が、前渡金を渡す、債務を負う、またはその他の方法で価値を与える、という約束をしていない。

(b) [債務者から要求を受領した後の担保権者の義務] 債務者により正本化された要求を受領した後10日以内に、担保権者は、第9-406条(a)項により譲受人としての担保権者への譲渡の通知を受領した口座債務者に対し、担保権者のそれ以上の義務から口座債務者を免責する、正本化された記録を送付しなければならない。

(c) [売買への不適用] 本条は、口座、動産証書、または支払金受領権の売買からなる譲渡には適用されない。

第9-210条 (計算の要求；担保物のリストまたは口座説明書に関する要求)

(a) [定義] 本条において、

(1) 「要求 (request)」は、(2)号、(3)号、または(4)号に定める形式の記録を意味する。

(2) 「明細書の要求 (request for accounting)」は、受取人が担保物によって保証される未払の負債の計算書で、および、その要求の対象である取引または関係を合理的に特定するものを与えることを要求する、債務者によって正本化された記録を意味する。

(3) 「担保物のリストに関する要求 (request regarding a list of collateral)」は、受取人が、債務者が債務を保証する担保物であると信じるもののリストであって、その要求の対象である取引または関係を合理的に特定するものを承認または訂正することを要求する、債務者によって正本化された記録を意味する。

(4) 「口座説明書に関する要求 (request regarding a statement of account)」は、特定日において担保物により保証される未払債務の合計額であると債務者

が信じる額を記載し、かつ、その要求の対象となる取引または関係を合理的に記載した説明書を、受取人が承認または訂正することを要求する、債務者によって正本化された記録を意味する。

(b) [要求に応える義務] (c)項、(d)項、(e)項および(f)項に従い、次の場合には、口座、動産証書、支払金受取権または約束手形の買主、もしくは委託者以外の担保権者は、受取後14日以内に要求に従わなければならない。

(1) 会計の請求の場合、計算書を正本化して、かつ、債務者に送付することによる場合；および

(2) 担保物のリストに関する要求または口座説明書に関する要求の場合、承認または訂正を正本化して、かつ、債務者に送付することによる場合。

(c) [担保物のリストに関する要求；担保物の種類に関する説明書] 債務者によって所有される特定の種類 (type) の担保物の全部に対する担保権を請求する担保権者は、受取後14日以内に、その旨の説明を含む、正本化された記録を債務者に送付することによって、担保物のリストに関する要求に従うことができる。

(d) [担保物のリストに関する要求；債務に対する利息が請求されない場合] 担保物のリストに関する要求を受取り、その要求を受け取ったときに担保物に対するいかなる利権も主張せず、かつ、それより早いときに担保物に対する利権を主張した者は、次の正本化された記録を債務者に送付することによって、担保物のリストに関する要求に従わなければならない。

(1) 担保物に対する権利放棄をするもの；そして

(2) もし受取人が知っている場合には、担保物に対する受取人利権の譲受人または承継者の名前および郵便宛所を与える記録。

(e) [合計の要求または口座説明書に関する要求；債務に対する利権が請求されない場合] 会計の要求または口座説明書に関する要求を受理し、その要求を受理したときにその債務に対する利権を主張せず、かつ、それより早いときにその債務に対する利権を主張した者は、次の正本化された記録を債務者に送付することによって、受理後14日以内にその要求に従わなければならない。

(1) 債務に対する利権を放棄するもの；そして

(2) もし受取人が知っている場合には、受取人の担保物に対する利権の譲受人または承継者の名前および郵便宛所を与える記録。

- (f) [回答の料金] 債務者は、6 ヶ月に1回、料金なしで要求の回答をもらう権利をもつ。担保権者は、追加の回答を与えるごとに25ドルを超えない料金の支払を要求することができる。

[1999年改正]

第3章 完全化および優先順位

第1節 完全化および優先順位を規律する法律

第9-301条（担保権の完全化および優先順位を規律する法律）

第9-303条ないし第9-306条に別段のことが規定される場合を除き、次の原則が、担保物に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する法律を決定する。

(1) 本項に別段のことが規定されない限り、債務者が1州に住所をもっている間は、その州の地域法〔州法〕が、担保物に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。

(2) 担保物が1州にある間は、その州の地域法〔州法〕が担保物に対する担保権の完全化、完全化もしくは非完全化の効果、および優先順位を規律する。

(3) (4)号に別段のことが規定される場合を除き、流通証券、物品、証書、金銭、または有体動産証券が1州にある間は、その州の地域法〔州法〕が、次のことを規律する。

- (A) 定着物登録の登録をすることによる物品に対する担保権の完全化；
- (B) 伐採される樹木に対する担保権の完全化；および
- (C) 完全化または非完全化の効果、並びに占有されていない担保物に対する担保権の優先順位。

(4) 石油または鉱物の源泉のある州の州法が、掘削ごとに生まれる担保物に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。

第9-302条（農業上のリーエンの完全化および優先順位を規律する法律）

農産物が1州にある間は、その州の地域法〔州法〕が、農産物に関する農業上のリーエンの完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。

第9-303条（権原証書の対象となる物品に対する担保権の完全化および優先順位）

(a) [本条の適用可能性] 本条は、たとえ権原証書が対象とする物品の州および物品または債務者との間に他のいかなる関係も存在しない場合であっても、その権原証書が対象とする物品に適用される。

(b) [物品が権原証書の対象とされる場合] 権原証書の有効な申請および適用のあ

る手数料が適切な当局に引き渡されたとき、物品は権原証書によって対象とされるものとなる。物品は、権原証書が発行裁判管轄の法により有効でなくなる時か、またはその後別の裁判管轄によって発行された権原証書によって物品が対象とされるようになった時のいずれかの早い方に、権原証書によって対象とされなくなる。

- (c) [準拠法] 物品が対象とされる権原証書が基礎とする管轄[州]の地域法[州法]は、物品が権原証書によって対象とされるようになる時から物品が権原証書によって対象とされなくなる時まで、その権原証書によって対象とされる物品に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。

第9-304条（預金口座に対する担保権の完全化および優先順位）

- (a) [銀行の裁判管轄[州]法が規律する] 銀行の裁判管轄の法[州法]が、銀行に維持されている預金口座に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。
- (b) [銀行の裁判管轄] 以下の諸原則が、本章の諸目的のために銀行の裁判管轄を決定する。
- (1) もし銀行および預金口座をもっている債務者の間の合意が明示的に、本章、本編、または[統一商事法典]の諸目的のために特定の裁判管轄が銀行の裁判管轄であることを規定している場合には、その裁判管轄が銀行の裁判管轄である。
 - (2) もし(1)号の適用がなく、かつ、銀行とその顧客との間の預金口座を規律する合意が、明示的に、特定の裁判管轄が本章、本編、または[統一商事法典]の諸目的のために、銀行の裁判管轄であると規定している場合には、その裁判管轄が銀行の裁判管轄である。
 - (3) もし(1)号も(2)号も適用がなく、かつ、銀行とその顧客との間の預金口座を規律する合意が、明示的に、預金口座が特定の裁判管轄における事務所に維持されることを規定している場合には、その裁判管轄が銀行の裁判管轄である。
 - (4) もし上記のいずれの号も適用されない場合、銀行の裁判管轄は、口座説明書の中に、顧客の口座へのサービスに当たる事務所として明記された事務所の住所が所在する裁判管轄である。
 - (5) もし上記のいずれの号も適用されない場合、銀行の裁判管轄は、銀行の主たる執行事務所の住所が所在する裁判管轄である。

第9-305条（投資財産に対する担保権の完全化および優先順位を規律する法律）

- (a) [規律法；一般原則] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、以下の諸原則が適用される。
- (1) 証券証書が1裁判管轄の中に所在している間、その裁判管轄の地域法[州法]が、それに表記される証明付証券に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。
 - (2) 第8-110条(d)項に定める発行人の裁判管轄の地域法[州法]が、証明書のない証券に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。
 - (3) 第8-110条(e)項に定めた証券媒介人の裁判管轄の地域法[州法]が、証券の権利または証券取引口座に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。
 - (4) 商品媒介人の裁判管轄の地域法[州法]が、商品取引契約または商品取引口座に対する担保権の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。
- (b) [商品媒介人の裁判管轄] 本章の諸目的のために以下の諸原則が商品媒介人の裁判管轄を決定する。
- (1) もし商品取引口座を規律する商品媒介人と商品顧客との間の合意が、明示的に、本章、本編、または[統一商事法典]の諸目的のために、特定の裁判管轄が商品媒介人の裁判管轄であることを規定している場合には、その裁判管轄が商品媒介人の裁判管轄である。
 - (2) もし(1)号の適用がなく、かつ、商品取引口座を規律する商品媒介人と商品顧客との間の合意が、明示的に、その合意が特定の裁判管轄の法によって規律されることを規定している場合には、その裁判管轄が商品媒介人の裁判管轄である。
 - (3) もし(1)号も(2)号も適用がなく、かつ、商品取引口座を規律する商品媒介人と商品顧客との間の合意が、明示的に、商品取引口座が特定の裁判管轄の中の事務所で開催されることを規定している場合には、その裁判管轄が商品媒介人の裁判管轄である。
 - (4) もし上記のいずれの号の適用もない場合、商品媒介人の裁判管轄は、商品顧客のサービスを行う事務所として計算説明書の中に記載された事務所の住所が

ある裁判管轄である。

(5) もし上記のいずれの号の適用もない場合、商品媒介人の裁判管轄は、商品媒介人の主たる執行事務所の住所が所在する裁判管轄である。

(c) [完全化が債務者の住所地の管轄法[州法]によって規律される場合] 債務者の住所がある管轄の地域法[州法]が、

(1) 投資財産に対する担保権の登録による完全化、

(2) 仲介人または証券媒介人によって創設された投資財産に対する担保権の自動的完全化；および

(3) 商品媒介人によって創設された商品取引契約または商品取引口座に対する担保権の自動的完全化を規律する。

[訳注] オフィシャル・コメントは、3つのモデル事例で本条を説明している。

第1の事例は、NJ州の顧客がAble & Co.に証券口座を開設した事例である。その契約により、準拠法はペンシルヴァニア州法とされていたが、UCCの目的のためにはAble & Co.の裁判管轄についてはキャリフォルニア州が指定されていた。ニューヨーク州の証券取引会社が保有するニューヨーク州の会社の株式の権利をAble & Co.を通じて購入し、先の口座に保持していた。Able & Co.がmargin loanを行い、これについて争われることがあれば、(a)項(3)によってキャリフォルニア州法が準拠法とされる。

事例2は、事例1と類似の情況のもとで、顧客はニューヨーク州の証券取引会社が保有するマサチューセッツ州の会社の株式の権利をAble & Co.を通じて購入した。顧客はこの購入資金をイリノイ州の金貸しから借金した。金貸しは、§ 8-106(d)項(2)号による合意をAble & Co.と締結することによって、当該の株式の権利に対し支配権を取得する。この担保権の完全化に関する準拠法は、ペンシルヴァニア州法（証券媒介人の裁判管轄の法）である。

事例3は、事例2に類似しているが、顧客が借金したのはイリノイ州の金貸しではなく、NJ州のSP-1からで、このSP-1が同州で融資説明書を登録した。その後顧客がSP-2から借金をし、§ 8-106(d)項(2)号による合意をAble & Co.と締結することによって、顧客の証券上の権利に対し支配権を獲得した。この場合、SP-1の登録による担保権の完全化には問題はないが、この権利とSP-2の支配権の間の優先順位は、ペンシルヴァニア州法によって規律される（(a)項(3)）。

第9-306条（信用状の権利に対する担保権の完全化および優先順位）

(a) [規律法；発行人または指定人の裁判管轄] (c)項に従い、発行人の裁判管轄[州]または指定人の裁判管轄[州]の地域法[州法]が、もし発行人の裁判管轄[州]

または指定人の裁判管轄[州]が1管轄[州]であるならば、信用状の権利の完全化、完全化または非完全化の効果、および優先順位を規律する。

(b) [発行人または指定人の裁判管轄] 本章の諸目的のために、発行人または指定人の裁判管轄は、第5-116条に規定されるように、信用状の権利に関して発行人または指名人の責任を規律する法の裁判管轄に従う。

(c) [本条の適用がない場合] 本条は、第9-308条(d)項だけによって完全化された担保権には適用されない。

[訳注] 本条は *sui generis treatment* を定めた規定であるとされる。信用状の権利が支援債務として使われる場合には § 9-308(d) が適用されるので、本条はそれ以外の信用状の権利の完全化に関する問題の準拠法を決定する。預金口座に関する § 9-304とは異なった内容の規定になっている。信用状の発行人または指定人の管轄権が州にある場合に限り、その州の管轄権を認めるが、その他の場合には、第9-301条の一般原則に戻り、債務者の住所によってその管轄権が決定される。

第9-307条（債務者の住所）

(a) [営業の場所 (place of business)] 本条において、「営業の場所 (place of business)」は、債務者が債務者の事務を行う場所を意味する。

(b) [債務者の住所：一般規則] 本条に別段のことが規定される場合を除き、次の原則が債務者の住所を決定する。

(1) 個人である債務者は、その個人の主たる居所に住所をもつ。

(2) 団体である債務者で、1つだけしか営業の場所をもたない団体は、その場所に住所をもつ。

(3) 団体である債務者で、2つ以上の営業の場所をもつ団体は、その主たる執行事務所にその住所をもつ。

(c) [(b)項の適用の制限] (b)項は、債務者の居所、営業の場所、または主たる執行事務所のうち適用のあるものが、その担保物に関するリーエン債権者の権利に対する優先権を担保権が取得する条件または結果として、登録、記録、または登記システムにおいて、非占有担保権の存在に関する情報が一般的に利用できるようにすることを一般的に要求する法の管轄[州]に住所がある場合にのみ、適用される。もし(b)項が適用されない場合には、その債務者はコロンビア地区に住所をもつ。

- (d) [住所の継続：存在等の停止] 存在する，居所をもつ，または営業の場所をもつことをやめる者は，(b)項および(c)項によって特定される管轄[州]に住所をもつ。
- (e) [州法により設立された登録団体の住所] 州法により設立された登録団体は，その州に住所をもつ。
- (f) [連邦法により設立された登録団体の住所；銀行の支店および機関] (i)に別段のことが規定される場合を除き，連邦法により設立された登録団体および連邦もしくは州の法により設立されたものでない銀行の支店または機関は，次のところに住所をもつ。
- (1) 合衆国の法が住所の州を指定している場合には，その法が指定する州；
 - (2) 登録団体，支店または機関がその住所の州を指定することを合衆国の法が許している場合には，当該の登録団体，支店または機関が指定する州；または
 - (3) もし(1)号も(2)号も適用がない場合には，コロンビア地区。
- (g) [住所の継続：登録団体の地位の変更] 以下の場合であっても，登録団体は(e)項または(f)項によって指定された管轄[州]に住所をもち続ける。
- (1) 登録団体の管轄等，当該団体の地位の停止，取消し，没収，または期間の渡過；または
 - (2) 登録団体の解散，清算，または存在の撤回。
- (h) [合衆国の住所] 合衆国はコロンビア地区に住所をもつ。
- (i) [1州でのみ営業免許を得た外国銀行支店または機関の住所] 合衆国または州の法によって設立されたものでない銀行の支店または機関は，当該銀行の全部の支店または機関が1州でのみ営業許可を得ている場合には，その支店または機関が営業許可を得た州に住所がある。
- (j) [外国航空会社の住所] 現行の1958年連邦航空法による外国航空輸送会社は，当該輸送会社のために訴状の送達がなされ得る代理人の指定事務所に住所をもつ。
- (k) [本条は本章だけに適用される] 本条は本章の諸目的のためにのみ適用される。

第2節 完全化

第9-308条（担保権または農業上のリーエンが完全化される時；完全化の継続）

- (a) 【担保権の完全化】 本条および第9-309条に別段のことが規定される場合を除き、担保権は、その設定がなされ、かつ第9-310条ないし第9-316条における完全化の適用のある諸要件の全部が満たされているならば、完全化される。担保権は、もしその担保権が設定される前に適用のある諸要件が満たされていた場合には、それが設定された時に完全化される。
- (b) 【農業上のリーエンの完全化】 農業上のリーエンが有効となり、第9-310条における完全化の適用のある諸要件の全部が満たされているならば、そのリーエンは完全化される。農業上のリーエンは、もしその農業上のリーエンが有効となる前に適用のある諸要件を満たしていた場合には、それが有効となった時に完全化される。
- (c) 【継続的完全化；異なる方法による完全化】 担保権または農業上のリーエンが最初に本編による1方法によって完全化され、後になって本編の別の方法によって完全化された場合、完全化されていない中間期間が存在しないときは、それは継続的に完全化されている。
- (d) 【支援債務】 担保物に対する完全化は、担保物のための支援債務に対する担保権も完全化する。
- (e) 【支払請求権を担保するリーエン】 支払または履行の請求権に対する担保権の完全化は、その権利を担保する担保権、譲渡担保、もしくは動産または不動産に関するその他のリーエンに対する担保権も完全化する。
- (f) 【証券取引口座で運用される証券上の利権】 証券取引口座に対する担保権の完全化は、証券取引口座で運用される証券上の利権に対する担保権も完全化する。
- (g) 【商品取引口座で行われる商品取引契約】 商品取引口座に対する担保権の完全化は、商品取引口座で行われる商品取引契約に対する担保権も完全化する。

第9-309条（付着時に完全化される担保権）

以下の担保権は、それが付着された時に完全化される。

- (1) 消費者物品に対する購入代金担保権。但し、第9-311条(a)項に規定される制定

法または条約に従う消費者物品に関して第9-311条(b)項に別段のことが規定される場合はこの限りでない。

- (2) 譲渡人の未払口座または支払受領権の重要な部分を、それ自身として、または同一の譲受人に対する他の譲渡と関連して、移転するものではない口座もしくは支払金受領権の譲渡；
- (3) 支払金受領権の売買；
- (4) 約束手形の売買；
- (5) 健康保険受給金の受領権をヘルス・ケア物品またはサービスの供与者に譲渡することによって創設される担保権；
- (6) 債務者が担保物の占有を取得するときまで、第2-401条、第2-505条、第2-711条(3)号、第2A-508条(5)号により生じる担保権；
- (7) 第4-210条により生じる取立銀行の担保権；
- (8) 第5-118条により生じる発行人または指定人の担保権；
- (9) 第9-206条(c)項による金融資産の引渡しの際に生じる担保権；
- (10) 仲介人または証券媒介人によって創設される投資財産に対する担保権；
- (11) 商品媒介人によって創設される商品取引契約または商品取引口座に対する担保権；
- (12) 移転人およびその後の移転人の債権者全員のためのそれによる譲受人による譲渡；
- (13) 被相続人の遺産に対する受益権の譲渡によって創設される担保権；および
- (14) 富くじその他の偶発的出来事にかかるゲームの当り金の支払金受領権である口座の個人による売買。

第9-310条（担保権または農業上のリーエンを完全化するのに登録が必要となる場合；登録に関する諸規定が適用されない担保権および農業上のリーエン）

- (a) [一般原則；登録による完全化] (b)項および第9-312条(b)項に別段のことが規定される場合を除き、融資説明書が、すべての担保権および農業上のリーエンの完全化のために登録されなければならない。
- (b) [例外；登録が必要でない場合] 融資説明書の登録は、次の担保権を完全化す

るためには必要ではない。

- (1) 第9-308条(d)項, (e)項, (f)項, または(g)項により完全化される担保権;
 - (2) 第9-309条により担保権が付着する時に完全化される担保権;
 - (3) 第9-311条(a)項に規定される制定法, 規則, または条約に従う財産に対する担保権;
 - (4) 第9-312(d)項(1)号または(2)号により完全化される受寄者の占有のもとにある物品に対する担保権;
 - (5) 第9-312条(e)項, (f)項, または(g)項により登録または占有なしに完全化される証明付証券, 文書, 物品, または証書に対する担保権;
 - (6) 第9-313条により担保権者の占有のもとにある担保物に対する担保権;
 - (7) 第9-313条により担保権者への証券証書の引渡しによって完全化される証明付証券に対する担保権;
 - (8) 第9-314条により支配権によって完全化される, 預金口座, 電子的動産証書, 投資財産, または信用状の権利に対する担保権;
 - (9) 第9-315条により完全化される売得金に対する担保権; または
 - (10) 第9-316条により完全化される担保権。
- (c) [完全化された担保権の譲渡] もし担保権者が完全化された担保権または農業上のリーエンを譲渡する場合, 元の債務者の債権者および譲受人に対しては, その担保権の完全化の地位を継続するために, 本編による登録は要求されない。

第9-311条 (一定の法律, 規則, および条約に従う財産に対する担保権の完全化)

- (a) [他の法律に従う担保権] (d)項に別段のことが規定される場合を除き, 融資説明書の登録は, 次のものに従う財産に対する担保権を完全化するために必要でないし, また有効ではない。
- (1) 担保権が財産に関するリーエン債権者の権利より優先権を取得するための要件が第9-310条(a)項を先占する, 合衆国の制定法, 規則, または条約;
 - (2) [自動車, トレーラー, 移動式住宅, ボート, 農場トラクタ等を対象とする権原証書に関する制定法であって, 完全化の条件または結果として, その証明書の上に担保権が記載されなければならないと規定するもの, および統一商事

法典以外の中央総合登録に関する制定法をリストする] ; または

- (3) 財産に関するリーエン債権者の権利に対する優先権を担保権者が取得する条件または結果として、その証明書の上に担保権が記載されなければならないと規定する、他の管轄[州]の権原証書の制定法。
- (b) [他の法律の遵守] リーエン債権者の権利に対する優先権を取得するために(a)項に規定された制定法、規則、または条約の諸要件を遵守することは、本編による融資説明書の登録に等しい。(d)項および権原証書によって対象とされる物品について第9-313条および第9-316条(d)項ならびに(e)項に別段のことが規定される場合を除き、(a)項に定めた制定法、規則、または条約に従う財産に対する担保権は、それらの諸要件を遵守することのみによって完全化され得る。そして、そのような完全化された担保権は、担保物の使用の変更または占有の移転にもかかわらず、完全化されたまま存続する。
- (c) [完全化の期間および更新] (d)項および第9-316条(d)項ならびに(e)項に別段のことが規定される場合を除き、(a)項に規定された制定法、規則または条約に定めた諸要件を遵守することによって完全化された担保権の有効期間および更新は、その制定法、規則、または条約によって規律される。その他の点に関しては、その担保権は本編に従う。
- (d) [一定の在庫品への不適用] (a)項(2)に定めた制定法に従う担保物が、人による売却のために保持される、または賃貸人としてその者によってリースされる、在庫品であり、かつ、その者がその種類の物品の売買を業とする者である期間中、本条は、その者によって創設された当該担保物に対する担保権には適用されない。

[2000年改正]

[立法注記] 権原証書が対象とする物品に対する担保権の完全化は、それ以前の時に関連づけて遡ることをせず、担保権が表記される権原証書を求める申請書が適正に提出され、州の職員によって受理された時に発効すること、を本編は考えている。権原証書に関する法律が異なる時に完全化が起こることを規定している州または関連付けて遡る規定を含む州は、それに従って法律を改正すべきである。

第9-312条 (動産証書、預金口座、文書、文書の対象となる物品、証書、投資財産、信用状の権利、および現金に対する担保権の完全化；許容的登録による完全化；登録なしのまたは占有の移転のない一時的完全化)

- (a) [登録による完全化の許容] 動産証書、流通文書、証書または投資財産に対す

る担保権は、登録により完全化できる。

- (b) [一定の担保物の支配権または占有] 第9-315条(c)項および(d)項に売得金について別段のことが規定される場合を除き、
- (1) 預金口座に対する担保権は、第9-314条による支配権によってのみ完全化され得る；
 - (2) 第9-308条(d)項に別段のことが規定される場合は除き、信用状の権利に対する担保権は、第9-314条による支配権によってのみ完全化され得る；そして
 - (3) 金銭に対する担保権は、第9-313条により担保権者が占有を取得することによってのみ完全化され得る。
- (c) [流通文書によって対象とされる物品] 物品が、当該物品を対象とする流通証券を発行した受寄者の占有のもとにあるあいだは、
- (1) 当該の物品に対する担保権は、その文書に対する担保権を完全化することによって、完全化され得る；そして
 - (2) 文書に対し完全化された担保権は、その期間中に別の方法によってその物品に対して完全化されるに至った担保権より優先する。
- (d) [流通禁止文書によって対象とされる物品] 物品が、当該物品を対象とする流通禁止証券を発行した受寄者の占有のもとにあるあいだは、その物品に対する担保権は、
- (1) 担保権者の名前での文書の発行；
 - (2) 担保権者の利権の告知の受寄者による受理；または
 - (3) 当該物品に関する登録
- によって完全化され得る。
- (e) [一時的完全化；新しい価値] 証明付証書、流通文書、または証書に対する担保権は、それが正式の担保合意により与えられた新しい価値に対して生まれるものである限度で、それが付着した時から20日の期間は、登録または占有の取得なしに完全化される。
- (f) [一時的完全化；債務者が利用できるようにされた物品または文書] 当該の物品について流通文書を発行した者以外の受寄者の占有のもとにある流通文書または物品に対する完全化された担保権は、もし担保権者が以下の目的のために物品

または物品を表象する文書を債務者が利用できるようにする場合には、登録なしに20日間は完全化され続ける。

- (1) 終局的売買または交換；または
 - (2) 積荷、積下し、保管、発送、運送、製造、加工、またはその他の方法で売買もしくは交換の予備的な方法で扱う。
- (g) [一時的完全化；証券証明書または証書の債務者への引渡し] 証明付証券または証書に対する完全化された担保権は、もし担保権者が、

- (1) 最終的売買もしくは交換；または
- (2) 提示、取立て、強制、更新、または移転登記

の目的のために、債務者にその証券証書または捺印証書を引き渡す場合、登録がなくても20日間は完全化され続ける。

- (h) [一時的完全化の失効] (e)項、(f)項、または(g)項に定めた20日の期間が経過した後、完全化は本編の遵守による。

【訳注】 本条に関する主な論点は、在庫品の融資をした者が、その在庫品の売得金を預金した口座に対し、別途、その預金を登録によって担保権の対象とした者よりも、優先的な権利をもつか否かである。在庫品に対する担保権者は、購入代金担保権者と同じ地位に立っており、代金の弁済金という性質が残っている限り、その弁済金に対して優先的担保権を行使できるが、一旦口座に入金された後は、支配権により完全化した口座担保権者より劣位に置かれる。

第9-313条（担保権者による占有または担保権者への引渡しは登録なしに担保権を完全化させる）

- (a) [占有または引渡しによる完全化] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、担保権者は、担保物の占有を取得することによって、流通証券、物品、証書、金銭、または有体動産証書に対する担保権を完全化することができる。担保権者は、第8-301条により証明付証券の引渡しを受けることによって、証明付証券の担保権を完全化することができる。
- (b) [権原証書の対象とされる物品] 本州により発行される権原証書の対象とされる物品に関して、担保権者は、第9-316条(d)項に規定される状況のもとでのみ、その物品の占有を取得することによって当該物品に対する担保権を完全化することができる。

- (c) [債務者以外の者に占有されている担保物] 証明付証書以外の担保物および文書により対象とされる物品に関して、担保権者は、次の場合に、債務者の通常の営業の過程でその債務者から、当該債務者、担保権者、または賃借人以外の者の占有のもとにある担保物の占有を取得する。
- (1) 占有している者が、担保権者のために担保物の占有を保持していることを認める記録を正本化した場合；または
 - (2) 担保権者のために担保物の占有を保持することを認める記録を正本化した後に、その者が担保物の占有を取得する場合。
- (d) [占有による完全化の時；完全化の継続] もし担保権の完全化が担保権者による担保物の占有にかかっている場合、担保権者が占有を取得した時より以前に完全化されることはなく、また、その担保権者が占有を維持している間だけ完全化が継続する。
- (e) [引渡しによる完全化の時；完全化の継続] 登記された様式の証明付証券に対する担保権は、その証明付証券の引渡しが第8-301条によりなされたとき、その引渡しによって完全化され、かつ、債務者がその証券の証明書の占有を取得するときまで、引渡しによって完全化された状態にある。
- (f) [認容は要件でない] 担保物を占有する者は、担保権者のために占有を保持していることを認容することを要求されない。
- (g) [認容の効力；義務または追認の不存在] もし人が担保権者のために占有を保持していることを認容する場合、
- (1) その認容は、たとえその認容が債務者の権利を侵害する場合であっても、(c)項または第8-301条(a)項により、有効である；そして
 - (2) その者が別段の合意をするか、または本編以外の法が別段のことを規定する場合でなければ、その者は担保権者にいかなる義務を負うものでもなく、また、他人に対しその承認を確認することを要求されることもない。
- (h) [債務者以外の者への担保権者の引渡し] 担保物を占有する担保権者は、もしその者が引渡しを受ける前に次のような指示を受けた、または引渡しと同時に、次のような指示を受けた場合には、債務者の通常の営業の過程で、債務者から、当該の債務者または担保物の賃借人以外の者に、担保物を引き渡すことによって、占有権を放棄するものではない。
- (1) 担保権者のために担保物の占有を保持する；または

(2) その担保物を担保権者に再び引渡しする。

- (i) [(h)項による引渡しの効果；義務または追認の不存在] たとえ(h)項による引渡ししが債務者の権利を侵害する場合でも、担保権者は占有権を放棄するものではない。(b)項による担保物の引渡しを受けた者は、担保権者に対しいかなる義務を負うものではなく、また、その者が別段の合意をしたか、または本編以外の法が別段のことを定めている場合は別として、他人への引渡しを確認することを要求されない。

第9-314条（支配権による完全化）

- (a) [支配権による完全化] 投資財産、預金口座、信用状の権利、または電子的動産証書に対する担保権は、第9-104条、第9-105条、第9-106条、または第9-107条による担保物の支配権により、完全化され得る。
- (b) [具体化された担保物；支配権による完全化の時；完全化の継続] 預金口座、電子的動産証書、または信用状の権利に対する担保権は、担保権者が、支配権を取得し、かつ、支配権を維持しているあいだだけ、支配権により完全化され続ける場合、第9-104条、第9-105条、または第9-107条により支配権によって完全化される。
- (c) [投資財産；支配権による完全化の時；完全化の継続] 投資財産に対する担保権は、その担保権者が支配権を取得し、支配権により完全化されている時から次の時まで、第9-106条により支配権によって完全化される。

(1) 担保権者が支配権をもたず；かつ

(2) 次のうちの1つが起こる時：

- (A) 担保物が証明付証券である場合、債務者が証券証書をもつ、またはその占有を取得する時；
- (B) 担保物が証明書のない証券である場合、発行人が債務者を登録所有者として記入した、または記入する時；または
- (C) 担保物が証券上の権利である場合、債務者が利権保持人であるか、または利権保持人となる時、

第9-315条（担保物の処分時の、および売得金に対する、担保権者の権利）

- (a) [担保物の処分；担保権または農業上のリーエンの継続；売得金] 本条および

第2-403条(2)項に別段のことが規定される場合を除き、

- (1) 担保物の売買、リース、使用許諾、交換その他の処分にかかわらず、その担保物に対する担保権または農業上のリーエンは、担保権者が当該の担保権または農業上のリースと切断して処分を許した場合でなければ、その担保物に対して継続する；そして
 - (2) 担保権は、担保物の特定可能な売得金に付着する。
- (b) [混合された売得金の特定可能性] 他の財物と混合された売得金は、次の限度で特定可能な売得金である。
- (1) 売得金が物品である場合には、第9-336条によって規定される限度；そして
 - (2) 売得金が物品でない場合には、関係する種類 (type) の混合財産に関して、本編以外の法律により許された、エクイティの原則を含む追求方法によって、担保権者が売得金を特定した限度。
- (c) [売得金に対する担保権の完全化] 売得金に対する担保権は、もし元の担保物に対する担保権が完全化されているときは、完全化された担保権である。
- (d) [完全化の継続] 売得金に対する完全化された担保権は、その担保権が売得金に付着した後21日目に完全化の効力を失う。但し、次の場合は除く、
- (1) 以下の諸条件が満たされている場合。
 - (A) 登録された融資説明書が元の担保物を対象としている；
 - (B) その売得金が、当該融資説明書を登録された事務所で登録することによって完全化され得る担保物である；そして
 - (C) その売得金が、現金売上金と一緒に獲得された；
 - (2) その売得金が特定可能な現金売上金である場合；または
 - (3) 売得金に対する担保権が、その後20日以内に担保権が売得金に付着したとき、(c)項による以外の方法で完全化された場合。
- (e) [売得金に対する完全化された担保権が完全化されないものとなる時] もし登録された融資説明書が元の担保物を対象としている場合、(d)項(1)により完全化され続ける売得金に対する担保権は、次のうちの遅い方の時に、完全化されないものとなる。
- (1) 登録された融資説明書の効力が、第9-515条の期間を渡過するか、または第9-

513条により解除される時；または

(2) 担保権が売得金に付着した時から21日。

[1972年改正および1994年改正]

第9-316条（準拠法の変更に伴う担保権の完全化の継続）

(a) 【一般規則：準拠法の変更の完全化への影響】 第9-301条(1)または第9-305条(c)項に指定された州の法律に従って完全化された担保権は、次の日のうち一番早い日まで、完全化されたままである。

(1) 完全化がその州の法律により終了したと思われる時；

(2) 債務者の住所が別の州に変更された後4ヵ月が経過した時；または

(3) その変更により債務者となる者へ担保物が移転され、別の州に住所が移された後1年が経過した時。

(b) 【新しい州の法律により完全化または非完全化された担保権】 もし(a)項に定める担保権が、同項に定める時または出来事のうちのもっとも早い時より以前に、他州の法律により完全化されるようになった場合には、その担保権はそれ以後も完全化されたままである。もし担保権がもっとも早い時または出来事より前に他州の法律により完全化されていない場合には、それは完全化されないものとなり、その担保物を有償で買った購入者に対しては、一度も完全化されていないものとみなされる。

(c) 【新しい州に移動された担保物に対する占有担保権】 権原証書によって対象とされる物品以外の担保物および物品からなる掘削ごとに担保物となるものに対する占有担保権は、次の場合、継続して完全化され続ける。

(1) 担保物が1管轄[州]の中に所在していて、当該の管轄の法律により完全化された担保権に従う；

(2) その後に、担保権が別の管轄[州]へと移動され；そして

(3) その別の管轄[州]に入ったときに、担保権がその別の管轄[州]の法律によって完全化された。

(d) 【本州から権原証書によって対象とされた物品】 (e)項に別段のことが定められる場合を除き、

(e) [(d)項の担保権が購入者に対して完全化されていないものとなる場合] もし第

9-311条(b)項または第9-313条により適用のある完全化のための諸要件が、次のうちの早い方の時まで満たされていない場合には、(d)項に定めた担保権は、物品の有償の購入者に対して、完全化されないものとなり、かつ、一度も完全化されていないものとみなされる。

(1) もし本州から当該物品が権原証書によって対象とされるものとならなかったならば、他の管轄[州]の法律により担保物は完全化されないものとなったと思われる時；または

(2) 当該物品がそのように対象とされるようになった後4ヵ月の期間が経過した時。

(f) [銀行、発行人、指定人、証券媒介人、または商品媒介人の管轄の変更] 銀行の管轄、発行人の管轄、指定人の管轄、証券媒介人の管轄、または商品媒介人の管轄の適用のある法律によって完全化された、預金口座、信用状の権利、または投資財産に対する担保権は、次のうちの早い方の時まで、完全化され続ける。

(1) 担保権がその管轄の法律により完全化されないものとなる時；または

(2) 適用のある管轄の別の管轄への変更の後、4ヵ月が経過した時。

(g) [新しい管轄の法律により完全化されるまたは完全化されない(f)項の担保権]

もし(f)項の担保権が、より早い方の時より以前に、または本項に規定した期間が終了する前までに、別の管轄の法律により完全化されるに至った場合には、それ以後は完全化されたままである。もし担保権が、より早い方の時より以前に、またはその期間の終了前に、別の管轄の法律により完全化されていない場合には、それは完全化されないものとなり、その担保物を有償で買った購入者に対しては、一度も完全化されていないものとみなされる。

[訳注] オフィシャル・コメントは10のモデル事例をあげて本条を説明している。

事例1は、債務者がジェネラル・パートナーシップであり、その主たる事務所がペンシルヴァニア州にある場合である。2002年5月15日に債務者の備品に担保権を設定し、登録した。2005年4月1日に債務者は主要な事務所をニュージャージー州に移転した。(a)項(2)により、貸主の優先的担保権は、貸主が移転の通知を受けていなければ、移転後4ヵ月は有効である。

事例2は、事例1と同じ状況のもとで、但し、移転の日が2007年4月1日である場合であるが、貸主の優先的担保権は、ペンシルヴァニア州で継続証明書を登録した場合でなければ、同年5月14日に消滅する。

事例8はイリノイ州で発行された権原証書の対象となる自動車の担保権に関するものである。債務者が同じ自動車についてインディアナ州の権原証書を申請した場合、最初の権原証書を提出して手数料を支払った段階で、インディアナ州法が準拠法となる。しかし、インディ

アナ州法は、イリノイ州の担保権の効力を認めるのが通常である。

事例10は、供給者が穀物に対する農業上のリーエンをもつ場合である。アイオワ州法によりリーエンが発生しており、アイオワ州で登録がなされた。しかし、収穫された穀物はミズーリ州の倉庫に保管された。この場合、§9-302によりミズーリ州法が準拠法とされるので、供給者はミズーリ州において融資説明書を登録することが必要になる。

第3節 優先順位

第9-317条（担保権または農業上のリーエンより優先してまたはそれと関係なく取得される権利）

- (a) [抵触する担保権およびリーエン債権者の権利] 担保権または農業上のリーエンは、次の者の権利に劣位する：
- (1) 第9-322条により優先権をもつ者；および
 - (2) (e)項に別段のことが規定される場合を除き、次のうちの早い方の時より前にリーエン債権者となる者。
 - (A) 担保権または農業上のリーエンが完全化された時；または
 - (B) 第9-203条(b)項(3)に定める諸条件の1つが満たされ、その担保物を対象とする融資説明書が登録された時。
- (b) [引渡しを受ける買主] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、担保権者以外の、有体動産証書、文書、物品、証書、または証券証書の買主は、もし買主が価額を支払い、その担保権または農業上のリーエンについて知らず、当該担保権が完全化される前に担保物の引渡しを受ける場合には、当該の担保権または農業上のリーエンから切断して取得する。
- (c) [引渡しを受ける賃借人] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、担保権者以外の、有体動産証書、文書、物品、証書、または証券証書の買主は、もし賃借人が価額を支払い、その担保権または農業上のリーエンについて知らず、その担保権が完全化される前に担保物の引渡しを受ける場合には、当該の担保権または農業上のリーエンから切断して取得する。
- (d) [一定の担保物の使用許諾を受けた者および買主] 一般的無体財産の使用許諾を受けた者、または担保権者以外の、口座、電子動産証書、一般的無体財産、または証明付証券以外の投資財産の買主は、もし使用許諾を受けた者および買主が担保権について知らずに、それが完全化される前に、価額を支払った場合には、

その担保権から切断して取得する。

- (e) [購入代金担保権] 第9-320条および第9-321条に別段のことが定められる場合を除き、債務者が担保物の引渡しを受ける前、または後20日以内に、購入代金担保権に関して融資説明書を登録する場合には、その担保権は、担保権が設定された時と登録の時のあいだに生じる、買主、賃借人、またはリーエン債権者の諸権利より優先権をもつ。

[2000年改正]

第9-318条（売却された支払金受領権に保持できる利権はない；債権者および購入者に関して口座または動産証券の売主の権利および権原）

- (a) [売主は利権を保持しない] 口座、動産証券、支払金受領権、または約束手形を売却した債務者は、売却した担保物に対しコモン・ロー上またはエクイティ上の利権を保持していない。
- (b) [買主の担保権が完全化されていない場合に推定される債務者の権利] 口座または動産証券を売却した債務者の債権者の権利、およびその債務者から口座または動産証券を有償で買った購入者の権利を決定する諸目的のために、売主の担保権が完全化されていない間、その債務者は、その債務者が売却したものと同一の口座または動産証券に対する権利および権原をもつものとみなされる。

第9-319条（債権者および購入者に関する荷受人の権利および権原）

- (a) [荷受人は委託者の権利をもつ] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、荷受人の債権者および荷受人からの有償の物品の買主の権利を決定する目的のために、その物品が荷受人の占有のもとにある間、当該の荷受人は、委託者が物品に対してもっていると思われる権利および権原、または移転の権限と同じものをもっているとみなされる。
- (b) [他の法律の適用可能性] 荷受人の債権者の権利を決定する目的のために、もし本章により、その荷受人により保持される完全化された担保権が債権者の権利より優先すると思われる場合には、物品が荷受人の占有のもとにある間は、本編以外の法律が荷受人の権利および権原を決定する。

第9-320条（物品の買主）

- (a) [通常の営業の過程における買主] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、

農業経営にかかわる者から農産物を買う者以外の、通常の営業の過程における買主は、たとえ担保権が完全化され、買主がその存在を知っている場合であっても、その買主の売主によって創設された担保権にわずらわされることなく、[物品を]取得する。

(b) [消費者物品の買主] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、主として個人、家族、または世帯のために使用する、またはその使用のために物品を購入する者から物品を買う者は、もしその買主が、

(1) 担保権について知らないで、

(2) 有償で、

(3) 主として個人、家族、または世帯の諸目的のために、そして

(4) 当該物品を対象とする融資説明書の登録の前に

買う場合、たとえ完全化されている場合であっても、その担保権から切断して、取得する。

(c) [(b)項のための登録の効力] (b)項による物品の買主に対する担保権の優先順位に影響を与える限り、売主が住所をもつ管轄地においてなされた登録の有効期間は、第9-316条(a)項および(b)項によって規律される。

(d) [油床または鉱床の頂点での通常の営業の過程における買主] 油床または鉱床の頂点で、または掘削後に、通常の営業の過程において石油、ガス、またはその他の鉱産物を買う買主は、土地負担から生じる利権から切断して、取得する。

(e) [占有担保権は影響されない] (a)項および(b)項は、第9-313条により担保権者の占有の下に置かれている物品に対する担保権に影響を与えない。

[訳注] この規定は、善意有償の買主が購入した物品の所有権を取得した場合、完全化された担保権をもつ者に対してもその所有権を主張できることを定めている。この原則を農産物、消費者物品、石油ガスなどの買主について、モデル事例を使って説明した後、(e)項の「占有担保権」の買主に関して *Tanbro Fabrics Corp. v. Deering Milliken, Inc.*, 350 N.E.2d 590 (N.Y. 1976) を引用している。この(e)項は、2001年改正によって新しく追加された条項である。先の判決では、*Deering* という未漂白生地製造者が、*Mill* (織物屋) に製品を売却したが、その製品を倉庫に保管している間に *Mill* が倒産し、*Deering* に対する負債を残した。*Mill* は、倉庫に保管されている物品を原告 *Tanbro* に売却し、*Tanbro* が当該物品の引渡しを請求した。被告 *Deering* は当該物品に対して占有による担保権(先取り特権)をもっているため、引渡しを拒絶した。*Tanbro* は既に代金を支払っていたため、第一審裁判所は、被告

に懲罰的損害賠償の支払を命じた。しかし、上訴裁判所および最高裁判所は、Tanbroが通常の営業の過程における買主であることを認めて、通常の損害賠償は認められたが、懲罰的損害賠償は否定した。占有改訂による売買であり、業界ではこのような取引がときどき行われており、DeeringにはTanbroの権利を害する意図があったとは認められないためである。しかし、2001年改正では、この判例法理は否定された。

第9-321条（通常の営業の過程において一般的無体財産の使用許諾を受けた者および物品の賃借人）

- (a) [通常の営業の過程において使用許諾を得た者] 本条において、「通常の営業の過程において使用許諾を得た者(licensee in ordinary course of business)」とは、使用許諾が一般的無体財産に対する別の者の権利を侵害することを知らないで、また、同じ種類の一般的無体財産の使用許諾を業とする者から通常の過程において、信義誠実に一般的無体財産の使用許諾を受けた者を意味する。もしある者に対する使用許諾が、許諾者が業とする種類の営業における通常または慣習的な慣行、または当該の許諾者自身の通常または慣習的な慣行に従っているならば、その者は通常の過程において使用許諾を受けた者となる。
- (b) [通常の営業の過程において使用許諾を受けた者の権利] 通常の営業の過程で使用許諾を受けた者は、たとえ担保権が完全化されており、その者がその存在を知っている場合でも、許諾者によって設定された一般的無体財産に対する担保権から切断して、排他的でない使用許諾による権利を取得する。
- (c) [通常の営業の過程における賃借人の権利] 通常の営業の過程における賃借人は、たとえ担保権が完全化されており、賃借人がその存在を知っていた場合であっても、賃借人によって設定された物品に対する担保権から切断して、取得する。

第9-322条（同一の担保物に対する担保権および農業上のリーエンが衝突する場合の優先順位）

- (a) [優先順位の一般原則] 本条に別段のことが規定される場合を除き、同一の担保物に対する抵触する担保権および農業上のリーエンの優先順位は、次の原則にしたがって決定される。
- (1) 抵触する完全化された担保権および農業上のリーエンの優先順位は、登録または完全化の時の優先順位に従って順位が決められる。優先順位は、登録も完全化もない場合、担保物を対象とする登録が最初になされた時か、もしくは担保権または農業上のリーエンが最初に完全化された時か、いずれかのうちの早

い方の時から始まる。

- (2) 完全化された担保権または農業上のリーエンは、完全化されていない抵触する担保権または農業上のリーエンより優先する。
- (3) 設定される、または有効となる第一担保権または農業上のリーエンは、もし抵触する担保権または農業上のリーエンが完全化されていないならば、優先権をもつ。
- (b) 【完全化の時：売得金および支援債務】 (a)項(i)の諸目的のために、
- (1) 担保物に対する担保権に関する登録または完全化の時は、売得金に対する担保権に関する登録または完全化の時でもある；そして
- (2) 支援債務によって支持された担保権に対する担保権に関する登録または完全化の時は、その支援債務に対する担保権に関する登録または完全化の時でもある。
- (c) 【優先順位の特則：売得金および支援債務】 (f)項に別段のことが規定される場合を除き、第9-327条、第9-328条、第9-329条、第9-330条、または第9-331条により、抵触する担保権より優先する資格のある担保物に対する担保権はまた、次のものに対する抵触する担保権より優先する。
- (1) その担保物のための支援債務；および
- (2) 次の場合の担保物の売得金、
- (A) 売得金に対する担保権が完全化されており、
- (B) 売得金が現金売得金であるか、もしくは担保物として同じ種類のものであり、そして
- (C) 売得金の売得金である売得金の場合、全部の中間売得金が、現金売得金、担保物と同種の売得金、または担保物に関係する口座である。
- (d) 【一定の担保物についての登録の早い順による優先順位の原則】 (e)項に従い、また、(f)項に別段のことが規定される場合を除き、もし動産証書、預金口座、流通証券、証書、投資財産、または信用状の権利に対する担保権が、登録以外の方法で完全化された場合、担保物の売得金に対する完全化された抵触する担保権は、登録の時の優先順位に従って位置づけられる。
- (e) 【(d)項の適用可能性】 (d)項は、担保物の売得金が現金売得金、動産証書、流通証券、証書、投資財産、または信用状の権利でない場合にのみ、適用される。

- (f) [(a)項ないし(e)項に関する制限] (a)項ないし(e)項は、
- (1) (g)項および本章の他の諸規定に従う。
 - (2) 取立銀行の担保権に関して、第4-210条に従う。
 - (3) 発行人または指定人の担保権に関して、第5-118条に従う；そして
 - (4) 第2編または第2A編により生じる担保権に関して、第9-110条に従う。
- (g) [農業上のリーエンに関する制定法による優先順位] 担保物について完全化された農業上のリーエンは、もし農業上のリーエンを創設する制定法がその旨を規定している場合には、同一の担保物に対する、抵触する担保権または農業上のリーエンに優先する。

[1972年改正, 1977年改正および1994年改正]

第9-323条（先物商品の前渡金）

- (a) [優先権が前渡金の時に基づいて発生する場合] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、第9-322条(a)項(1)により完全化された担保権の優先順位を決定する諸目的のために、その担保権の完全化は、
- (1) その担保権が完全化されている間にのみ、
 - (A) それが設定されたときに、第9-309条によりなされたか；または
 - (B) 第9-312条(e)項、(f)項、または(g)項により一時的になされた、そして
 - (2) 担保権が、第9-309条または第9-312条(e)項、(f)項、または(g)項による以外の方法によって完全化される前に、または完全化されている間に、締結された約束に従ってなされたものではない
前渡金を担保権が保証する限度で、その前渡金となされた時から発効する。
- (b) [リーエン債権者] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、担保権は、前渡金が次の場合、渡されたものであるときでなければ、ある者がリーエン債権者となってから45日以上たつてから渡された前渡金を担保権が保証する限度で、リーエン債権者となった者の権利に劣位する。
- (1) リーエンについて知らない；または
 - (2) リーエンについて知らずに締結された約束にしたがった場合。
- (c) [受領権の買主] (a)項および(b)項は、口座、動産証書、支払金受領権、また約

東手形の買主または委託者である担保権者によって保持される担保権には適用されない。

(d) [物品の買主] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、通常の営業の過程における買主以外の、物品の買主は、次のうちの早い方の時以降になされた前渡金をそれが保証する限度で、担保権から切断して取得する。

(1) 担保権者が買主の購入について知った時；または

(2) 購入後45日。

(e) [約束に従ってなされた前渡金：物品の買主の優先順位] 買主の購入について知らずに、45日の期間が経過する前に締結された約束に従って前渡金が渡された場合、(d)項は適用されない。

(f) [物品の賃借人] (g)項に別段のことが規定される場合を除き、通常の営業の過程における賃借人以外の物品の賃借人は、次のうちの早い方の時の後に渡された前渡金をそれが保証する限度で、担保権から切断して賃借権を取得する。

(1) 担保権者がその賃貸借について知った時、または

(2) 賃貸借契約が強制できるものになった後45日。

(g) [約束に従って渡された前渡金；物品の賃借人の優先順位] もし前渡金が、リースについて知らずに、その45日の期間が経過する前になされた約束に従って渡された場合には、(f)項は適用されない。

[1972年改正、1994年改正および1999年改正]

第9-324条（購入代金担保権の優先順位）

(a) [一般原則：購入代金の優先順位] (g)項に別段のことが規定される場合を除き、在庫品または家畜・牧畜以外の物品に対する、完全化された購入代金担保権は、同一の物品に対する抵触する担保権より優先する、そして、第9-327条に別段のことが規定される場合を除き、特定可能な売得金に対する完全化された担保権はまた、もし債務者が担保物の占有を受理し、その後20日以内に購入代金担保権が完全化された場合には、優先権をもつ。

(b) [在庫品の購入代金の優先順位] (c)項に従い、また(g)項に別段のことが規定される場合を除き、在庫品に対する完全化された購入代金担保権は、同一の在庫品に対する抵触する担保権より優先し、もし第9-330条がその旨を規定する場合に

は、在庫品の売得金からなる動産証書または証書、および動産証書の売得金に対する、抵触する担保権より優先し、かつ、第9-327条に別段のことが規定される場合を除き、以下の場合には、特定可能な現金売得金が買主に対する在庫品の引渡しの時、またはそれ以前に受領されている限度で、在庫品の特定可能な現金売得金に対し優先権をもつ。

- (1) 購入代金担保権が、債務者が在庫品の占有を受理した時に完全化される；
 - (2) 購入代金担保権者が、正本化された告知を、抵触する担保権の保持人に送付する；
 - (3) 抵触する担保権の保持人が、債務者が在庫品の占有を受理する前5年間の間に告知を受理する；そして
 - (4) 告知を送付する者が、債務者の在庫品に対する購入代金担保権をもつ、または獲得することを期待することを当該告知が記載し、かつ、その在庫品を記述している場合、
- (c) [抵触する在庫品担保権の保持人への告知] (b)項(2)ないし(4)は、次の場合、抵触する担保権の保持人が同じ種類の在庫品を対象とする融資説明書を登録した場合にのみ、適用される、
- (1) 購入代金担保権が、登録の日より前に、登録によって完全化されている場合、または
 - (2) 購入代金担保権が、第9-312条(f)項による20日の期間がはじまる前に、同項により登録または占有なしに一時的に完全化される場合、
- (d) [家畜・牧畜の購入代金の優先順位] (e)項に従い、また、(g)項に別段のことが規定される場合を除き、農産物である家畜・牧畜に対する完全化された購入代金担保権は、同一の家畜・牧畜に対する抵触する担保権より優先し、かつ、第9-327条に別段のことが規定される場合を除き、次の場合には、特定可能な売得金およびその加工されていない状態にある特定可能な生産物に対する担保権は、優先権をもつ、
- (1) 購入代金担保権が、債務者がその家畜・牧畜の占有を受理するときに完全化される場合；
 - (2) 購入代金担保権者が、正本化された告知を、抵触する担保権の保持人に送付する場合；

- (3) 抵触する担保権の保持人が、債務者が家畜・牧畜の占有を受理する前 6 ヶ月の間に告知を受理する場合；および
- (4) 告知を送付する者が、債務者の家畜・牧畜に対する購入代金担保権をもっている、または獲得することを期待するということを当該告知に記載しており、かつ、その家畜・牧畜を記述している場合、
- (e) [抵触する家畜・牧畜の担保権の保持人への告知] (d)項(2)ないし(4)は、抵触する担保権の保持人が、次の場合に、同一の種類の家畜・牧畜を対象とする融資説明書を登録した場合にのみ、適用される。
- (1) 購入代金担保権が、登録の日より以前に、登録によって完全化された場合；または
- (2) 購入代金担保権が、第9-312条(f)項による20日の期間がはじまる前に、同項により登録または占有なしに一時的に完全化された場合、
- (f) [ソフトウェア購入代金の優先順位] (g)項に別段のことが規定される場合を除き、ソフトウェアに対する完全化された購入代金担保権は、同一の担保物に対する抵触する担保権より優先する、そして、第9-327条に別段のことが規定される場合を除き、特定可能な売得金に対する完全化された担保権は、ソフトウェアが使用のために取得された、物品に対する購入代金担保権が当該物品および本条による当該物品の売得金に対し優先する限度で、優先権をもつ、
- (g) [抵触する購入代金担保権] 2つ以上の担保権が、(a)項、(b)項、(d)項、または(e)項により同一の担保物に対して優先権をもつ資格をもつ場合には、
- (1) 担保物の代金の全部または一部として負担された債務を担保する担保権が、債務者が担保物に対する権利またはその使用を獲得できるようにするために与えられた価額について生じた債務を担保する担保権より優先する；そして
- (2) その他のすべての場合、第9-322条(a)項は、資格のある担保権に適用される、

第9-325条（移転された担保物に対する担保権の優先順位）

- (a) [移転された担保物に対する担保権の劣位性] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、債務者によって設定された担保権は、次の場合、別の者によって設定された同一の担保物に対する担保権に劣位する、
- (1) 債務者が、別の者によって設定された担保権に従う担保物を取得した；

- (2) 別の者によって設定された担保権が、債務者が当該の担保物を取得したときに完全化されていた；そして
 - (3) 担保権が完全化されないものとなった後、期間がたっていない、
- (b) [(a)項の劣位性の制限] 担保権が次のようなものである場合にのみ、(a)項は担保権を劣位に置く、
- (1) 普通の場合、第9-322条(a)項または第9-324条だけによって優先権をもつと思われる場合；または
 - (2) 第2-711条(3)項または第2A-508条(5)項によってのみ生じた、

第9-326条（新債務者により設定された担保権の優先順位）

- (a) [新債務者により設定された担保権の劣位性] (b)項に従い、新債務者が権利をもつ、または獲得する担保物に対し第9-508条だけによって有効である、登録融資説明書によって完全化された、新債務者によって設定された担保権は、第9-508条だけによって有効である、登録融資説明書による以外の方法で完全化された、同一の担保物に対する担保権に劣位する、
- (b) [その他の規定による優先順位；最初の多数債務者] 本章の他の諸規定は、第9-508条だけによって有効である登録融資説明書によって完全化された、同一の担保物に対する抵触する担保権のあいだでの優先順位を決定する。但し、もし新債務者が債務者として拘束されるようになる担保契約が、同一の最初の債務者によって締結されていない場合には、抵触する担保権は、新債務者が拘束されるようになった時の優先順位に従って順位づけられる、

第9-327条（預金口座に対する担保権の優先順位）

同一の預金口座に対する抵触する担保権のあいだの優先順位は、次の諸原則によって規律される、

- (1) 第9-104条により預金口座の支配権をもつ担保権者の担保権は、支配権をもたない担保権者の抵触する担保権より優先する、
- (2) (3)号および(4)号に別段のことが規定される場合を除き、第9-314条による支配権によって完全化された担保権は、支配権を取得した時の順序に従って順位が決められる、
- (3) (4)号に別段のことが規定される場合を除き、銀行によって保持される担保権で

あって、預金口座がその銀行に維持されているものは、別の担保権者によって保持される抵触する担保権に優先する。

(4) 第9-104条(a)項(3)による支配権によって完全化された担保権は、銀行によって保持される担保権であって、預金口座がその銀行に維持されているものより優先する。

第9-328条（投資財産に対する担保権の優先順位）

同一の投資財産に対する抵触する担保権のあいだの優先順位は、次の諸原則によって規律される。

(1) 第9-106条により投資財産の支配権をもつ担保権者がもつ担保権は、当該の投資財産の支配権をもたない担保権者が保有する担保権より優先する。

(2) (3)号および(4)号に別段のことが規定される場合を除き、それぞれ第9-106条による支配権をもつ担保権者によって保持される、抵触する担保権は、次の場合の時間の優先順位に従って、順序が決められる。

(A) 担保物が証券である場合、支配権の取得の時；

(B) 担保物が証券取引口座で運用される証券の権利であり、かつ、

(i) もし担保権者が第8-106条(d)項(1)により支配権を取得する場合、担保権者がその者のために証券取引口座が維持を受けるようになった時；

(ii) もし担保権者が第8-106条(d)項(2)により支配権を取得する場合、証券取引口座の中で運用された、または運用される、証券上の権利に関して、担保権者の利権命令を遵守するという証券取引媒介人の合意の時；または

(iii) もし担保権者が第8-106条(d)項(3)により別の者を通じて支配権を取得する場合、当該の他人が担保権者であったとすれば本項により優先権が基礎づけられたと思われる時。

(C) もし担保物が商品媒介人によって運用される商品取引契約である場合、商品媒介人によって運用された、もしくは運用される商品取引契約に関して第9-106条(b)項(2)に定めた支配権の要件を満たしていること。

(3) 証券媒介人によって保持される証券上の権利に対する担保権、または証券媒介人が維持する証券取引口座に対する担保権は、別の担保権者によって保持される、抵触する担保権より優先する。

(4) 商品媒介人によって保持される商品取引契約に対する担保権、または商品媒介

人が維持する商品取引口座に対する担保権は、別の担保権者によって保持される、抵触する担保権より優先する。

(5) 第9-314条による支配権によってではなく、第9-313条(a)項により引渡しを受けることによって完全化された、登記の形式による、証明付証券に対する担保権は、支配権以外の方法によって完全化された、抵触する担保権より優先する。

(6) 第9-106条により支配権なしに仲買人、証券媒介人、または商品媒介人によって設定された、抵触する担保権は、同じ地位に位置づけられる。

(7) その他すべての場合、投資財産に対する抵触する担保権のあいだの優先順位は、第9-322条および第9-323条によって規律される。

第9-329条（信用状の権利に対する担保権の優先順位）

同一の信用状の権利に対する抵触する担保権のあいだの優先順位は、次の諸原則によって規律される。

(1) 第9-107条により信用状の権利の支配権をもつ担保権者によって保持される担保権は、支配権をもたない担保権者によって保持される抵触する担保権に対し、その支配権が優勢である限度で、優先権をもつ。

(2) 第9-314条による支配権によって完全化される担保権は、支配権を取得した時の優先順位に従って順位づけられる。

第9-330条（動産証券および非流通証券の購入者の優先順位）

(a) [購入者の優先順位；売得金としてのみ請求される利権] 動産証券の購入者は、次の場合、担保権に服する在庫品の売得金としてのみ請求される動産証券に対する担保権に対し優先権をもつ。

(1) 信義誠実に、かつ、購入者の通常の営業の過程において、当該の購入者が新価額を与え、その動産証券の占有を取得するか、または第9-105条によりその動産証券の支配権を取得する；そして

(2) 当該の動産証券が、購入者以外の特定譲受人に対しそれが譲渡されたものと記載していない場合。

(b) [購入者の優先順位；その他の担保権] もし購入者が新価額を与え、動産証券の占有を取得するか、または信義誠実に、かつ、購入者の通常の営業の過程において、第9-105条によりその動産証券の支配権を取得し、かつ、その購入が担保

権者の権利を侵害することを知らない場合には、動産証書の購入者は、担保権に服する在庫品の売得金としてのみの請求以外の請求がなされる、動産証書に対する担保権に対し優先権をもつ。

- (c) [売得金に対する動産証書購入者の優先順位] 第9-327条に別段のことが規定される場合を除き、(a)項または(b)項により動産証書に対する優先権をもつ購入者は、次の限度で当該の動産証書の売得金に対し優先権をもつ。
- (1) 第9-322条が売得金に対する優先権について規定する；または
 - (2) その売得金が、たとえ売得金に対する購入者の担保権が完全化されていない場合であっても、その動産証書によって対象とされる特定物品、または特定物品の売得金からなる。
- (d) [捺印証書購入者の優先順位] 第9-331条(a)項に別段のことが規定される場合を除き、もし購入者が新価額を与え、捺印証書の占有を信義誠実に、かつ、購入者の通常の営業の過程において取得し、かつ、その購入が担保権者の権利を侵害することを知らない場合には、その証書の購入者は、占有以外の方法によって完全化された、当該の証書に対する担保権に対し優先権をもつ。
- (e) [購入代金担保権の保持人が新価額を与えること] (a)項および(b)項の諸目的のために、在庫品に対する購入代金担保権の保持人は、その在庫品の売得金からなる動産証書に新価額を与えている。
- (f) [譲渡の表示が知識を与える] (b)項および(d)項の諸目的のために、もし動産証書または捺印証書が、購入者以外の特定担保権者に譲渡されたことを記載している場合には、当該の動産証書または捺印証書の購入者は、その購入が担保権者の権利を侵害を知っている。

**第9-331条（他の編による証書、文書、および証券の購入者の権利の優先順位；
金融資産に対する利権および第8編による証券上の利権の優先順位）**

- (a) [第3編、第7編および第8編による権利は制限されない] 本編は、流通証券の通常の過程における保持人、流通権原証書を適正に流通された保持人、または保護された証券の購入者の諸権利を制限するものではない。これらの保持人または購入者は、第3編、第7編および第8編に規定される限度で、たとえ完全化されている場合であっても、より早い時の担保権に対し優先権をもつ。
- (b) [第8編による保護] 本編は、その者が第8編による請求権の主張に対し保護される限度で、その者の権利を制限するものではないし、またはその者に責任を

負わせるものでもない。

- (c) [登録は通知ではない] 本編による登録は、保持人、もしくは購入者、または(a)項および(b)項に規定される者に対する、請求権または抗弁の通知となるものではない。

[訳注] 本条は、様々な金融資産に対する担保権の優先順位を定めている。オフィシャル・コメントは、Utility Contractors Financial Services, Inc. v. Amsouth Bank, 985 F.2d 1554 (11th Cir. 1993); Financial Management Services, Inc. v. Familian, 905 P.2d 506 (Ariz. 1995) を引用している。この事件は、ジョー・モルガンの口座債務から受け取った小切手および将来の受領金の権利に対する優先順位が争われている。倒産状態にある電話会社について、Amsouth銀行から一般的な融資を与え、この銀行が第一順位の完全化されたリーエンをもっていた。同会社は、さらにSunburst銀行から融資を受け、会社の設備、無体財産、および支払金受給権に担保が設定された。この担保権は1989年7月17日まで登録されていない。しかし、同会社はさらに資金が必要となり、小切手を引渡し、また電話料金の支払口座に担保権を設定し、Utility Contractors Financial Services, Inc.[UCON]から借金をした。Sunburstがこれに気づき、UCONと話し合いを行ったが、結局、本件の訴訟が起こった。第一審裁判所は、7月17日までの小切手についてはUCONが正当保持人であるが、同日以降は、Sunburstが完全化された担保権をもつと判決した。しかし、Sunburstは、禁反言の原則によりその権利をUCONに対して主張することはできないとも判決した。両当事者が上告し、上告審では、UCONはSunburstの担保権の存在を知っているべきであり、「信義誠実な」買主とは言えないとして、その判決を破棄した。そして、Sunburstに禁反言の原則が適用されるのは7月20日以降であると判示した。黙認の意思が見られるのは2回目の会合のとき以降だからである。

第9-332条（金銭の移転；預金口座からの資金の移転）

- (a) [金銭の移転を受ける者] 金銭の移転を受ける者は、その者が債務者と共謀して担保権者の権利を侵害して行う場合を除き、担保権から切断して、金銭を取得する。
- (b) [預金口座から資金の移転を受ける者] 預金口座から資金の移転を受ける者は、債務者と共謀してその者が担保権者の権利を侵害して行う場合を除き、その預金口座に対する担保権から切断してその資金を取得する。

第9-333条（法律の効果によって生じる一定のリーエンの優先順位）

- (a) [「占有リーエン(possessory lien)」] 本条において、「占有リーエン(possessory

lien)』は、担保権または農業上のリーエン以外の利権で、次のようなものを意味する。

- (1) 通常の営業の過程において物品に関して人によって与えられたサービスまたは資財に対する支払または履行を担保するもの；
 - (2) その者のために制定法または法原則によって創設されたもの；および
 - (3) その効力が、その者の物品の占有にかかっているもの。
- (b) [占有リーエンの優先順位] 物品に関する占有リーエンは、そのリーエンが別段のことを明示的に規定する制定法によって創設された場合でなければ、物品に対する担保権より優先する。

第9-334条（定着物および収穫物に対する担保権の優先順位）

- (a) [本編による定着物に対する担保権の優先順位] 本編による担保権は、定着物である物品に対して設定できる、または定着物となる物品に対し継続することができる。土地改良に使われた通常の建築資材に対しては、担保権は本法により存在しない。
- (b) [不動産法による定着物に対する担保権] 本編は、不動産法により定着物に対する土地負担を創設することを禁止するものではない。
- (c) [一般規則：定着物に対する担保権の従位性] (d)項ないし(h)項により規律されない場合には、定着物に対する担保物は、債務者以外の関係不動産の土地負担権者または所有者の抵触する利権に従位する。
- (d) [定着物購入代金の優先順位] (h)項に別段のことが規定される場合を除き、定着物に対する完全化された担保権は、もし債務者が不動産に対する記録上の権利またはその不動産を占有しており、かつ、
- (1) その担保権が、購入代金担保権である；
 - (2) 土地負担権者または所有者の利権が、その物品が定着物となる前に生じた；
そして
 - (3) 物品が定着物となる前、またはその後20日以内に、その担保権が定着物登録により完全化される
- 場合には、その不動産の土地負担権者または所有者の抵触する利権より優先する。
- (e) [不動産に対する利権よりも定着物に対する担保権が優先する場合] 定着物に

対する完全化された担保権は、以下の場合には、関係不動産の土地負担権者または所有者の抵触する利権より優先する。

- (1) 債務者が記録上不動産に対する利権をもつか、またはその不動産を占有しており、かつ、その担保権が、
 - (A) その土地負担権者または所有者の利権が記録される前に登録によって完全化された；そして
 - (B) その土地負担権者または所有者の権原に対する先任者の抵触する利権より優先権をもっていた場合、
- (2) 物品が定着物となる前に、担保権が本編によって認められる方法によって完全化され、かつ、その定着物が、容易に取り除き得る
 - (A) 工場または事務所の器機である；
 - (B) 部品であって、主として不動産の運用のときに使用される、もしくは使用のため賃貸されるものでない；または
 - (C) 消費者物品である家庭電気製品の取替えの場合、
- (3) 抵触する利権が、本編によって認められた方法によって完全化された後に、コモン・ローまたはエクイティの訴訟によって取得された不動産上のリーエンである場合、または
- (4) 担保権が、
 - (A) 既製住宅取引において既製住宅に対して設定され、かつ、
 - (B) 第9-311条(a)項(2)に定める制定法に従って完全化された場合。
- (f) [同意、権利放棄、または取除権に基づく優先順位] 定着物に対する担保権は、完全化されているかいないかにかかわらず、以下の場合には、不動産の土地負担権者または所有者の抵触する利権に対し優先権をもつ。
 - (1) その土地負担権者または所有者が、正本化された記録上、その担保権に同意した、または定着物としての物品に対する利権を放棄した場合；または
 - (2) 債務者が、その土地負担権者または所有者に対して物品を取り除く権利をもっている場合。
- (g) [(f)項(2)の優先順位の継続] (f)項(2)による証券上の利権の優先順位は、債務者が土地負担権者または所有者の反対を押し切って物品を取り除く権利が消滅した

場合には、合理的な期間のあいだ存続する。

- (h) [建築譲渡担保の優先順位] 譲渡担保が土地上の改良物の建築により生じる債務（土地の取得費用を含む）を担保する限度で、もし記録された記録がその旨を記載している場合には、譲渡担保（mortgage）は建築譲渡担保である。(e)項および(f)項に別段のことが規定される場合を除き、定着物に対する担保権は、もしその譲渡担保の記録が、当該物品が定着物となる前に記録され、かつ、その建築の完成の前にその物品が定着物となる場合には、建築譲渡担保より劣位に置かれる。譲渡担保が建築譲渡担保の再融資のために与えられた限度で、建築譲渡担保と同じ限度でこの優先権をもつ。
- (i) [収穫物に対する担保権の優先順位] 不動産の上に栽培されている収穫物に対する完全化された担保権は、もし債務者が不動産について記録上の利権または占有権をもっている場合には、その不動産の抵触する土地負担権者または所有者の利権より優先する。
- (j) [(i)項が勝つこと] 以下の法律の規定と矛盾するときは、(i)項が勝利する。
[(i)項と矛盾する規定を含む法律をここにリストする]

[立法注記] (j)項に抵触する規定を取り除くよう法律を改正する州は、(i)項を立法する必要はない。

第9-335条（付合物）

- (a) [付合物に対する担保権の設定] 担保権は付合物に対しても設定することができる。また、付合物となる担保物に対して継続することができる。
- (b) [担保権の完全化] もし担保物が付合物となる時に担保権が完全化する場合には、その担保権は、担保物に対し完全化されたままである。
- (c) [担保権の優先順位] (d)項に別段のことが規定される場合を除き、本編の他の諸規定が、付合物に対する担保権の優先順位を決定する。
- (d) [権原証書に関する制定法の遵守] 付合物に対する担保権は、第9-311条(b)項による権原証書に関する制定法の諸要件の遵守によって完全化された全体に対する担保権に劣位する。
- (e) [債務不履行後の付合物の取除き] 債務不履行の後、第6章に従い、担保権者は、もし付合物に対する担保権が、全体に対する利権をもつすべての者の請求権より優位する場合には、他の物品から付合物を取り除くことができる。

(f) [取除きが続く補填] (e)項により付合物を他の物品から取り除く担保権者は、全体に対し、またはその他の物品の担保権もしくはその他のリーエンの保持人、または所有者であって債務者でない者に対して、その全体またはその他の財産に対する物理的の危害の補修のための費用を弁償しなければならない。その担保権者は、取り除かれた付合物の欠如によって、またはそれを取り替える必要によって、生じた当該の全体またはその他の物品の価額減少分については、その保持人または所有者に弁償する必要はない。補填を受ける権利をもつ者は、その担保権者が補填義務の履行について適切な確約を与えるまで、取り除く許可を拒絶することができる。

第9-336条（混合物品）

- (a) [「混合物品(commingled goods)】 本条において、「混合物品(commingled goods)】は、その特性が製造物または集合物の中に消失されるようなやり方で、他の物品と物理的に結合される物品を意味する。
- (b) [混合物品に対する担保権というものはないこと] 混合物品そのものに対する担保権は、存在しない。しかし、物品が混合物品となるときに結果として、製造物または集合物に担保権が付着し得る。
- (c) [製造物または集合物への担保権の付着] もし担保物が混合物品である場合、担保権は製造物または集合物に付着する。
- (d) [担保権の完全化] もし担保物に対する担保権が、その担保物が混合物品となる前に完全化されている場合には、(c)項により製造物または集合物に付着する担保権は、完全化される。
- (e) [担保権の優先順位] (f)項に別段のことが規定される場合を除き、本章の他の諸規定が、(c)項により製造物または集合物に付着する担保権の優先順位を決定する。
- (f) [製造物または集合物に対する抵触する担保権] もし2つ以上の担保権が(c)項により製造物または集合物に付着する場合、次の原則が優先順位を決定する。
- (1) (d)項により完全化される担保権が、その担保物が混合物品となる時に完全化されていない担保権より優位に置かれる。
 - (2) もし2つ以上の担保権が(d)項により完全化される場合、その担保権は、それが混合物品となった時の担保物の価額に比例して、同等の地位に置かれる。

第9-337条（権原証書の対象となる物品に対する担保権の優先順位）

物品に対する担保権が他の管轄[州]の法律による方法によって完全化されている間に、本州が、その物品が担保権に服していることを示していない権原証書、または当該の証明書に示されていない担保権に服することがあり得るという説明を含んでいる権原証書を発行する場合には、

(1) 同種の物品を売却することを業とする者以外の物品の買主は、もしその買主が価額を払い、かつ、その証明書の発行後に当該物品の引渡しを受け、担保権について善意である場合、担保権と切断して取得する；そして

(2) 担保権は、物品に対する抵触する担保権であって、証明書の発行後に、担保権者の担保権と抵触することを知らずに付着し、かつ、第9-311条(b)項により完全化されたものより劣位に置かれる。

第9-338条（一定の不正確な情報を記載した融資説明書によって完全化された担保権または農業上のリーエンの優先順位）

もし担保権または農業上のリーエンが、融資説明書が登録された時に不正確であった、第9-516条(b)項(5)に規定される情報を与える登録融資説明書によって完全化された場合、

(1) 担保権または農業上のリーエンは、抵触する担保権の保持人が不正確な情報を合理的に信頼して対価を与えた限度で、その担保物に対する完全化された抵触する担保権より劣位に置かれる；そして

(2) 担保権者以外の担保物の購入者は、不正確な情報を合理的に信頼して対価を与え、動産証書、文書、物品、証書、または証券証書の場合、その担保物の引渡しを受けた限度で、その担保権または農業上のリーエンから切断して取得する。

第9-339条（劣位化に従う優先順位）

本編のいかなる規定も、優先権をもつ者による合意による劣位化を禁止するものではない。

第4節 銀行の権利

第9-340条（預金口座に対する減額請求または相殺の権利の効力）

- (a) [減額請求または相殺の実行] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、預金口座を維持している銀行は、その預金口座に対する担保権を保持する担保権者に対し、減額請求または相殺の権利を行使することができる。
- (b) [担保権によって影響されない減額請求または相殺] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、本編の預金口座に対する担保権への適用は、担保権者にあずけられた預金口座に関する担保権者の減額請求または相殺の権利に影響を与えるものではない。
- (c) [相殺が無効である場合] 預金口座に対する相殺権の銀行による行使は、もしその相殺が債務者に対する請求権に基づく場合には、第9-104条(a)項(3)により支配権によって完全化された預金口座に対する担保権を保持する担保権者に対しては無効である。

[訳注] 新しく追加された規定。

第9-341条（預金口座に関する銀行の権利および義務）

第9-340条(c)項に別段のことが規定される場合を除き、また、銀行が正本化された記録の中で別段の合意をしている場合は別として、その銀行にあずけられた預金口座に関する銀行の権利および義務は、

- (1) その預金口座に対する担保権の付着、差押え、または完全化；
- (2) その担保権についての銀行の知識 [知ること]；または
- (3) 担保権者から銀行が指示を受けたこと

によって、解除、停止、または修正されない。

[訳注] 新しく追加された規定。

第9-342条（支配権合意の存在の記載または開示を拒絶する銀行の権利）

本編は、たとえその顧客がそれを要求するか、または指示する場合でも、銀行が第9-104条(a)項(2)に規定される種類の合意を締結することを要求しない。かかる合意を締結した銀行は、その顧客によってそうすることを要求される場合を除き、他人に対してその合意の存在を確認することを要求されるものではない。

第 4 章 第三者の権利

第9-401条（債務者の権利の譲渡可能性）

- (a) 【譲渡可能性を規律する他の法律；例外】 (b)項ならびに第9-406条，第9-407条，第9-408条および第9-409条に別段のことが規定される場合を除き，担保物に対する債務者の権利が任意に，または強制的に移転され得るかどうかは，本編以外の法律によって規律される。
- (b) 【合意は移転を禁止しない】 担保物に対する債務者の権利の移転を禁止する，またはその移転を債務不履行とする，債務者と担保権者の間の合意は，その移転が効力をもつことを妨げるものではない。

第9-402条（債権者の契約に関して，または不法行為について義務を負わない担保権者）

債務者が担保物を処分するまたは使用することを許す担保権，農業上のリーエン，または権限が存在するというだけでは，当該債務者の作為・不作為について，担保権者に契約責任または不法行為責任を負わせることにはならない。

第9-403条（譲受人に対し抗弁を主張しないという合意）

- (a) 【「価額(value)」】 本条において，「価額(value)」は，第3-303条(a)項に定めた意味をもつ。
- (b) 【請求権または抗弁を主張しないという合意】 本条に別段のことが規定される場合を除き，口座債務者が譲渡人に対してもち得る請求権または抗弁を譲受人に対して主張しないという，口座債務者および譲渡人とのあいだの合意は，譲渡を
- (1) 有償で；
 - (2) 信義誠実に；
 - (3) 譲渡財産に対する財産権または占有権の請求権について知らないで；そして
 - (4) 第3-305条(a)項により流通証券を強制する権利をもつ者に対し主張され得る種類 (type) の減額請求についての抗弁または請求権について知らないで取得する譲受人によって，強制され得る。
- (c) [(b)項の適用がない場合] (b)項は，第3-305条(b)項による流通証券の通常の過程における保持人に対し主張され得る種類 (type) の抗弁には，適用されない。

(d) [消費者取引における必要な説明の脱漏] 消費者取引において、もし記録が口座債務者の債務を証明している場合、本編以外の法は、諸費者取引において、もし記録が口座債務者の義務を証明している場合、口座債務者の権利は、その口座債務者が元の債務者に対して主張し得た請求権または抗弁に従う、という趣旨の説明を当該の記録に含められること、および当該の記録が次のような説明を含んでいないことを、本編以外の法律が要求する。

- (1) 当該記録は、あたかもその記録がその説明を含んでいたのと同じ効果をもつこと；および
- (2) 口座債務者は、もし当該記録がその説明を含んでいたならば、利用できたと思われる請求権および抗弁を譲受人に対して主張できること。

(e) [他の法律による個人のための原則] 本条は、個人である口座債務者であって、主として本人、家族、または世帯の諸目的のために債務を負った者のために、異なった原則を確立する本編以外の法律に従う。

(f) [他の法律が本条に代替されることはない] (d)項に別段のことが規定される場合を除き、本条は、譲受人に対して請求権または抗弁を主張しないという口座債務者による合意に効力を与える、本編以外の法律に取って代わるものではない。

[1962年改正および1994年改正]

第9-404条（譲受人により取得される権利；譲受人に対する請求権および抗弁）

(a) [条項、請求権、および抗弁に服する譲受人の権利；例外] 口座債務者が、抗弁または請求権を主張しないという強制可能な合意をした場合を除き、また、(b)項ないし(e)項に従い、譲受人の権利は、次のものより劣位に置かれる。

- (1) 口座債務者と譲渡人との間の合意の全条項、および当該の契約を生んだ取引から生まれる減額請求に対する抗弁もしくは請求権；および
- (2) 口座債務者が、譲渡人または譲受人によって正本化された譲渡の告知を受理する前に生じる、譲渡人に対する口座債務者のその他の抗弁もしくは請求権。

(b) [口座債務者の請求権は、譲受人に支払われる金額を減額させる] (c)項に従い、また(d)項に別段のことが規定される場合を除き、口座債務者の譲渡人に対する請求権は、その債務者が負う金銭を減額するためにのみ、(a)項により譲受人に対して主張され得る。

(c) [他の法律による個人のための原則] 本条は、個人である口座債務者であって、主として本人、家族、または世帯の諸目的のために債務を負った者のために異なっ

た原則を確立する本編以外の法律に従う。

- (d) [消費者取引における必要な説明の脱漏] 消費者取引において、もし記録が口座債務者の債務を証明している場合、本編以外の法律が、譲渡人に対する請求権および抗弁に関して、口座債務者が譲受人に対して回復できる額はその記録上口座債務者によって支払われた金額を超えてはならないという趣旨の説明を記録に含めることを要求する場合、その記録にその説明が含まれていない場合には、口座債務者が譲渡人に対して請求権を主張し得る限度は、あたかも当該記録にその説明が含まれていたかのように算定される。
- (e) [健康保険給付金受領権には適用されないこと] 本条は、健康保険給付金受領権の譲渡には適用されない。

第9-405条（譲渡された契約の修正）

- (a) [譲受人に対する修正の効果] 譲渡された契約の修正または置換は、信義誠実になされた場合には、譲受人に対して有効である。その譲受人は、修正されたまたは置き換えられた契約により、対応する権利を取得する。その譲渡契約は、修正または置換が譲渡人による契約違反であることを規定することができる。本項は、(b)項ないし(d)項に従う。
- (b) [(a)項の適用範囲] (a)項は次の限度で適用される。
- (1) 譲渡された契約による支払請求権またはその一部が、履行によって完全に発生していない場合；または
- (2) 譲渡された契約による支払請求権またはその一部が、履行によって完全に発生しており、口座債務者が第9-406条(a)により譲渡の告知を受理していない場合。
- (c) [他の法律による個人のための原則] 本条は、個人である口座債務者であって、主として個人、家族、または世帯のために債務を負った者について、異なる原則を定める、本編以外の法律に従う。
- (d) [健康保険給付金受領権への不適用] 本条は、健康保険給付金受領権の譲渡には適用されない。

[1972年改正]

第9-406条（口座債務者の免責；譲渡の告知；譲渡の特定と証明；口座、動産証書、支払受領権、および約束手形の譲渡に対する制限は無効）

- (a) [口座債務者の免責；告知の効果] (b)項ないし(i)項に従い、口座、動産証書、または支払受領権に関する口座債務者は、満期のきた金額または満期となる金額が譲渡されたこと、また、その支払が譲受人に対してなされるべきであることを記載した、譲渡人または譲受人によって正本化された告知を当該の口座債務者が受理するまで、それ以後でないときに、譲渡人にその支払をすることによって、債務を消滅させることができる。その告知を受理した後、口座債務者は、譲受人に支払をすることによってその債務を消滅させることができるが、譲渡人に支払をすることによってその債務を消滅させることはできない。
- (b) [告知が無効である場合] (h)項に従い、以下の場合には、告知は(a)項により無効とされる。
- (1) その告知が譲渡された権利を合理的に特定していない；
 - (2) 口座債務者および支払金受領権の売主とのあいだの合意が、売主以外の者に支払をする口座債務者の義務を制限しており、かつ、この制限が本編以外の法律により有効とされる限度で、または
 - (3) 口座債務者の選択により、たとえ次の場合であっても、もし当該の告知が、譲受人に対して月賦またはその他の定期支払金の全額以下の支払をする告知をする場合。
 - (A) 口座、動産証書、または支払受領権の一部だけがその譲受人に譲渡された場合；
 - (B) 一部が別の譲受人に譲渡された場合；または
 - (C) 口座債務者が、その譲渡人に対する譲渡は制限されていることを知っている場合。
- (c) [譲渡の立証] (h)項に従い、もし口座債務者によって要求された場合、譲受人は、譲渡がなされたという合理的な証拠を適時に与えなければならない。譲受人がこれに従わない場合には、口座債務者は、その口座債務者が(a)項による告知を受理した場合であっても、譲渡人に支払をすることによってその債務を消滅させることができる。
- (d) [譲渡を制限する条項は一般的に無効] (e)項ならびに第2A-303条および第9-407条に別段のことが規定される場合を除き、また(h)項に従い、口座債務者および

び譲渡人との間の合意または約束手形の中の条項は、次の限度で無効である。

- (1) その条項が、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形に対する担保権の譲渡もしくは移転、または設定、付着、完全化、もしくは強制を禁止する、制限する、またはそれについて口座債務者もしくは約束手形により債務を負う者の同意を要求する；または
 - (2) 担保権の譲渡もしくは移転、または設定、付着、完全化、もしくは強制が、債務不履行、義務違反、取戻権、請求権、抗弁権、解除、解除権、または口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形による救済を生むことになり得ることを規定する。
- (e) [一定の売買への(d)項の不適用] (d)項は、支払金受領権または約束手形の売買には適用されない。
- (f) [譲渡に対する法的制限は一般的に無効] 第2A-303条および第9-407条に別段のことが規定される場合を除き、また(h)項および(i)項に従い、口座または動産証書の譲渡、移転、またはそれに対する担保権の設定を禁止する、制限する、または政府、政府団体または官吏、もしくは口座債務者の同意を要求する、法の原則、制定法、または規則は、その法原則、制定法、または規則が次のようなものである限度で、無効である。
- (1) 口座または動産証書に対する担保権の譲渡もしくは移転、または設定、付着、完全化、もしくは強制に、政府、政府団体または官吏、もしくは口座債務者の同意を禁止する、制限する、もしくは要求する；または
 - (2) 担保権の譲渡または移転、もしくは設定、付着、完全化または強制が、債務不履行、義務違反、取戻権、請求権、抗弁権、解除、解除権、または口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形による救済方法を生み得ることを規定する。
- (g) [(b)項(3)は放棄できない] (h)項に従い、口座債務者は、(b)項(3)によるその選択権を放棄することもできないし、変更することも許されない。
- (h) [他の法律による個人のための原則] 本条は、個人である口座債務者であって、主として本人、家族、または世帯の諸目的のために債務を負った者について、異なった原則を定める、本編以外の法律に従う。
- (i) [健康保険給付金受領権への不適用] 本条は、健康保険給付金受領権の譲渡には適用されない。

(j) [本条は具体的な矛盾のある法律に優先する] 本条は、以下の制定法、原則、および規則の矛盾する規定より優先する、

[ここに、本条と矛盾する規定を含む制定法、原則、および規則をリストする]

[1999年および2000年改正]

[立法注記] 本条に抵触する規定を取り除くよう法律、原則、および規則を改正する州は、(j)項を立法する必要はない、

第9-407条（リース保有権または賃貸人の残余権に対する担保権の設定または強制に関する制限）

(a) [譲渡を制限する条項は一般的に無効] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、リース合意の条項は、次の限度で無効である、

(1) その条項が、リース契約による当事者の利権に対する、または物品に対する賃貸人の残余権に対する、担保権の譲渡または移転、もしくは設定、付着、完全化、または強制を禁止する、制限する、もしくはリースの当事者の同意を要求する；または

(2) 担保権の譲渡または移転、もしくは設定、付着、完全化または強制が、債務不履行、義務違反、取戻権、請求権、抗弁権、解除、解除権、または口座、動産証券、支払金受領権、または約束手形による救済方法を生み得ることを規定する、

(b) [一定の条件の有効性] 第2A-303条(7)項に別段のことが規定される場合を除き、(a)項(2)に定めた条項は、次の限度で有効である、

(1) 賃借人の占有権の賃借人による移転、または条項に違反した物品の使用；または

(2) リース契約の一方当事者の実質的な履行の当該の条項に違反した委任、

(c) [担保権の重大な侵害でない場合] リース契約による賃貸人の権利に対する担保権または賃貸人の物品に対する残余権の設定、付着、完全化、または強制は、第2A-303条(4)項の意味において、賃貸人が返還履行を取得する期待権を実質的に傷つける、または賃借人に課せられた負担または危険を実質的に増大させる移転ではない。ただし、強制が、賃貸人の実質的な履行の委任という結果を現実にも生む場合は別であり、この限度でのみ、除外される、

[1999年改正]

第9-408条（約束手形、健康保険受給金受領権、およびその他一定の無体財産の譲渡に対する制限は無効）

(a) [譲渡を制限する条項は一般的に無効] (b)項に別段のことが規定される場合は除き、約束手形または口座債務者と債務者との合意の中の条項であって、健康保険給付金受領権、または、契約、許可、使用許諾、もしくはフランチャイズを含む、一般的無体財産に関係し、かつ、その条項が、約束手形、健康保険給付金受領権、もしくは一般的無体財産に対する担保権の譲渡または移転、または設定、付着、もしくは完全化を禁止する、制限する、または約束手形上の債務を負う者または口座債務者の同意を要求するものは、次の限度で無効ある。

- (1) 担保権の設定、付着、または完全化を害すると思われる；または
- (2) 担保権の譲渡または移転、もしくは設定、付着、完全化または強制が、債務不履行、義務違反、取戻権、請求権、抗弁権、解除、解除権、または約束手形、健康保険給付金受領権、もしくは一般的無体財産による救済方法を生み得ることを規定する。

(b) [一定の支払金受領権の売買への(a)項の適用] (a)項は、担保権が支払金受領権または約束手形の売買から生じた場合にのみ、その支払金受領権または約束手形に対する担保権に適用される。

(c) [譲渡に対する一般的な法的制限は無効] 約束手形、健康保険給付金受領権、または、口座債務者と債務者のあいだの契約、許可、使用許諾、またはフランチャイズを含む一般的無体財産、に対する担保権の譲渡または移転、もしくは設定を禁止する、制限する、または政府、政府団体または官吏、約束手形で債務を負う者、または口座債務者の同意を要求する、法原則、制定法、または規則は、その法原則、制定法、または規則が、次のようなものである限度で、無効である。

- (1) 担保権の設定、付着、または完全化を害すると思われる；または
- (2) 担保権の譲渡または移転、もしくは設定、付着、または完全化が、約束手形、健康保険給付金受領権、または一般的無体財産により、債務不履行、違反、減額請求権、請求権、抗弁、解除権、または救済方法を生み得ることを規定する。

(d) [(a)項および(c)項による無効についての制限] 約束手形の中の条項もしくは口座債務者および債務者とのあいだの合意の中の条項であって、健康保険給付金受領権または一般的無体財産に関係するもの、または、(c)項に定めた法原則、制定

法、もしくは規則が、本編以外の法律により有効であると思われるが、(a)項または(c)項により無効とされる限度で、約束手形、健康保険給付金受領権、または一般的無体財産に対する担保権の設定、付着、または完全化は、

- (1) 約束手形上の債務を負う者または口座債務者に対しては強制できない；
 - (2) 約束手形上の債務を負う者または口座債務者に対し義務または債務を負わせるものではない；
 - (3) 約束手形上の債務を負う者または口座債務者に対し担保権を承認すること、担保権者に支払をするかまたは履行をすること、もしくは担保権者から支払または履行を受領すること、を要求するものではない；
 - (4) 約束手形、健康保険給付金受領権、または一般無体財産を生んだ取引において、債務者に供与された関連情報または資料を含め、約束手形、健康保険給付金受領権、または一般無体財産による債務者の権利を利用または譲渡する権利を担保権者に与えるものではない；
 - (5) 約束手形上の債務を負う者または口座債務者の営業秘密または機密情報を利用する、譲渡する、保有する、またはアクセスをもつ権利を、担保権者に与えるものではない；そして
 - (6) 約束手形、健康保険給付金受領権、または一般無体財産に対する担保権を強制する権利を担保権者に与えるものではない。
- (e) [本条は具体的な矛盾のある法律に優位する] 本条は、以下の制定法、原則、または規則の矛盾する規定より優位する。

[ここに本条と矛盾する規定を含む制定法、原則、および規則をリストする]

[1999年改正]

[立法法記] 本条に抵触する規定を取り除くよう法律、原則、および規則を改正する州は、(e)項を立法する必要はない。

第9-409条（信用状の権利の譲渡についての制限は無効）

- (a) [譲渡を一般的に制限する条項または法律は無効] 信用状の条項、または信用状に適用のある法原則、制定法、規則、慣習、または慣行であって、信用状の権利の受益者による譲渡または信用状に対する担保権の設定を禁止する、制限する、もしくは申請人、発行人、または指定人の同意を要求するものは、その条件また

は法原則、制定法、規則、慣習または慣行が次のようなものである限度で、無効である、

- (1) 信用状の権利に対する担保権の創設、付着、または完全化を害すると思われる；または
 - (2) 担保権の譲渡、または設定、付着、もしくは完全化が、債務不履行、契約違反、取戻権、請求権、抗弁権、解除、解除権、または信用状の権利による救済方法を生み得ることを規定する。
- (b) [(a)項による無効に関する制限] 信用状の条項が(a)項により無効ではあるが、その信用状に、信用状により引き出す、またはその他履行を要求する権利の移転に、または信用状の売得金に対する権利の譲渡に、適用のある本編以外の法律もしくは慣習または慣行により有効であると思われる限度で、その信用状の権利に対する担保権の設定、付着、または完全化は、
- (1) 申請人、発行人、指定人、または移転を受けた受益者に対しては、強制できない；
 - (2) 申請人、発行人、指定人、または移転を受けた受益者に対し義務または債務を負わせない；そして
 - (3) 申請人、発行人、指定人、または移転を受けた受益者が、その担保権を承認し、担保権者に支払をするか、もしくは履行をし、もしくは担保権者からの支払を受領するか、または他の履行を受けることを要求していない。

[1999年改正]

第5章 登 録

第1節 登録事務所；融資説明書の内容および効力

第9-501条（登録事務所）

- (a) [登録事務所] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、もし本州の地域法[州法]が担保権または農業上のリーエンの完全化を規律する場合には、担保権または農業上のリーエンを完全化するために登録する事務所は次のところである。
- (1) 次の場合には、関連する不動産上の譲渡担保権の記録の登録または記録のために指定される事務所。
- (A) 担保物が掘削されるごとに担保物となる、または伐採される樹木である場合；または
- (B) 融資説明書が、定着物登録として登録され、かつ、その担保物が定着物であるか、または定着物となる物品である場合。
- (2) 担保物が定着物である、または定着物となる物品であり、かつ、その融資説明書が定着物登録として登録されていない場合を含め、その他のすべての場合には、[]の事務所[または[]によって適正に授權された事務所]。
- (b) [輸送事業者の登録事務所] 定着物を含め、転送事業者の担保物に対する担保権を完全化するために、融資説明書を登録する事務所は、[]の事務所である。その融資説明書はまた、定着物である、または定着物となる、融資説明書の中で特定された担保物に関して、定着物登録となる。

[立法注記] 州は [] の部分に登録事務所を指定すべきである。この登録事務所は、州政府職員（例えば、州務長官）の事務所でもよいし、州の登録システムを維持する私的当事者の事務所でもよい。

第9-502条（融資説明書の内容；融資説明書とされる譲渡担保証書；融資説明書を登録する時）

- (a) [融資説明書の十分性] (b)項に従い、融資説明書は次の場合にのみ十分とされる。
- (1) 債務者の名前が記載されている；

- (2) 担保権者または担保権者の代表者の名前が記載されている；そして
- (3) その融資説明書の対象となる担保物が記載されている。
- (b) [不動産関係融資説明書] 第9-501条(b)項に別段のことが規定される場合を除き、十分であるためには、掘削されるごとに担保物となるものもしくは伐採される樹木を対象とする融資説明書、または定着物登録として登録されており、定着物であるか、もしくは定着物となるものを対象とする融資説明書は、(a)項を満たすほか、次のことを満たさなければならない。
- (1) その説明書がこの種類の担保物を対象としていることが記載されている；
- (2) その説明書が不動産記録の中に[記録のため]登録されることが記載されている；
- (3) 担保物が関係する不動産の記述を与える[もしその記述が不動産の譲渡担保の記録の中に含まれていたならば、本州の法律により譲渡担保の擬制的通知を与えるのに十分なもの]；そして
- (4) もし債務者がその不動産に対する記録上の権利をもたない場合には、記録上の所有者の名前が記載されている。
- (c) [融資説明書としての譲渡担保の記録] 譲渡担保の記録は、次の場合にのみ、定着物登録として登録された融資説明書として、または掘削されるごとに担保物となるものまたは伐採される樹木を対象とする融資説明書として、記録の日付の日から、有効である。
- (1) その記録に、それが対象とする物品または口座が記載されている；
- (2) 物品が記録の中に記述された不動産に関する定着物であるか、または定着物となる、もしくは担保物が記録の中に記述された不動産と関係があり、かつ、掘削されるごとに担保物となるもの、または伐採される樹木である；
- (3) 融資説明書が不動産記録の中に登録されるべきであるという点を除き、その記録が本条における融資説明書の諸要件を満たしている；そして
- (4) その記録が[適正に]記録されている。
- (d) [担保合意または付着前の登録] 融資説明書は、担保合意がなされる前、または担保権が付着する前に、登録され得る。

[立法注記] [] 中の文言は選択的である。州が、通常の譲渡人=譲受人索引(例えば、tract system or title registration or Torrens system)以外の特別な不動産登録システムをもつ場合には、(b)項および第919条(d)項および(e)項の地域的調整が必要であるかもしれ

ない。例えば、Mass. Gen. Laws Chapter 106, Section 9-410 参照。

第9-503条（債務者と担保権者の名前）

- (a) [債務者の名前の十分性] 以下の場合には、融資説明書は、債務者の名前の要件を十分に満たしている、
- (1) もし債務者が登録団体であり、その説明書にその債務者が団体となっていることを証明する、債務者の団体の管轄[州]の公的記録のうえに記載された債務者の名前だけ記載されている場合；
 - (2) もし債務者が被相続人の遺産であるときは、融資説明書にその被相続人の名前を記載し、かつ、債務者が遺産であることだけを記載している場合；
 - (3) もし債務者が信託であるか、または信託として保持される財産に関して、実際上受託者である場合、その融資説明書に次のことだけが記載されている場合、
 - (A) その設立趣意書の中にその信託のために特定された名前を与えている、または、名前が記載されていない場合には、その設立者の名前および1人または2人以上同一の設立者をもつ他の信託から債務者を特定するのに十分な付加的情報を記載している；そして
 - (B) その債務者の名前またはその他の部分で、当該の債務者が信託である、または信託として保持される財産に関して実際上受託者であることを記載している、そして
 - (4) その他の場合、
 - (A) 債務者が名前をもっている場合、それが債務者の個人または団体の名前だけを記載している場合、そして
 - (B) 債務者が名前をもたない場合、それが債務者であるパートナー、会員、補助者、またはその他の者の名前だけを記載している場合、
- (b) [付加的債務者関連情報] (a)項に従って債務者の名前を記載した融資説明書は、次のものの欠如によって無効とされるものではない、
- (1) 債務者のトレードネームまたはその他の名前；または
 - (2) (a)項(4)(B)により要求される場合は別として、債務者を構成する、パートナー、会員、補助者、またはその他の者の名前、
- (c) [債務者のトレードネームだけでは不十分である] 債務者のトレードネームだ

けを記載した融資説明書は、債務者の名前を十分に与えていない。

- (d) [代表の資格] 担保権者の代表資格または担保権者の代表を記載していないことは、融資説明書の十分性に影響を与えない。
- (e) [多数債務者および多数担保権者] 融資説明書は、2人以上の債務者の名前および2人以上の担保権者の名前を与えることができる。

第9-504条（担保物の特定）

もし融資説明書に次のことが記載されているならば、その融資説明書は、それが対象とする担保物を十分に特定している。

- (1) 第9-108条に従う担保物の記述；または
- (2) その融資説明書が全部の資産または全部の動産を対象とするという特定。

[1999年改正]

第9-505条（委託販売，リース，およびその他の寄託，およびその他の取引のための登録ならびに他の制定法および条約の遵守）

- (a) [「債務者(debtor)」および「担保権者(secured party)」以外の用語の使用] 委託者、賃貸人、またはその他の物品委託者、使用許諾者、もしくは支払受領権または約束手形の買主は、「債務者(debtor)」および「担保権者(secured party)」の用語の代わりに、「委託者(consignor)」、「受託者(consignee)」、「賃貸人(lessor)」、「賃借人(lessee)」、「寄託者(bailor)」、「受託者(bailee)」、「使用許諾者(licensor)」、「被使用許諾者(licensee)」、「所有者(owner)」、「登録所有者(registered owner)」、「買主(buyer)」、「売主(seller)」という用語、または類似の意味を使って、融資説明書を登録し、あるいは第9-311条(a)項に定める制定法または条約を遵守することができる。
- (b) [(a)項による融資説明書の効果] 本章は(a)項による融資説明書の登録に適用があり、かつ、適切な場合には、第9-311条(b)項による融資説明書の登録に匹敵する遵守に適用があるが、その登録または遵守は、それ自体は当該の担保物が債務を保証するかどうかを決定するときの要件ではない。もし別の理由によって担保物が債務を保証すると決定された場合、委託者、賃貸人、寄託者、使用許諾者、所有者、または買主によって保持される、当該の担保物に付着する担保権は、その登録または遵守によって完全化される。

[1972年改正]

第9-506条（誤記または脱漏の効果）

- (a) [些細な誤記または脱漏] 本章の要件を実質的に満たしている融資説明書は、たとえそれが些細な誤記または脱漏を含むものであっても、その誤記または脱漏が、その融資説明書を著しく誤解させるものでない限り、有効である。
- (b) [融資説明書を著しく誤解させる] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、第9-503条(a)項に従って債務者の名前を十分に与えていない融資説明書は、著しく誤解させるものである。
- (c) [融資説明書を著しく誤解させない]（もしあれば）登録事務所の標準検索論理を使って正しい債務者の名前による当該登録事務所の記録の検索の結果、第9-503条(a)項に従って債務者の名前を十分に与えない融資説明書が開示されると思われる場合には、与えられた名前が、その融資説明書を著しく誤解させるものにするものではない。
- (d) [「債務者の正しい氏名(debtor's correct name)」] 第9-508条(b)項の諸目的のために、(c)項にいう「債務者の正しい名前」とは、新債務者の正しい名前を意味する。

第9-507条（融資説明書の効力に対する一定の出来事の効果）

- (a) [処分] たとえ担保権者が処分について知っている、または同意している場合であっても、売却され、交換され、賃貸され、またはその他の方法で処分された担保物であって、それに対する担保権または農業上のリーエンが存続しているものに関して、登録された融資説明書は効力をもち続ける。
- (b) [著しく誤解させるようになった情報] (c)項および第9-508条に別段のことが規定される場合を除き、もし融資説明書が登録された後に、その融資説明書の中に記載された情報が第9-506条により著しく誤解させるようなものになった場合、無効とされない。
- (c) [債務者の名前の変更] もし債務者がその名前を変更し、その結果、登録融資説明書が第9-506条により著しく誤解させるようなものになった場合、
- (1) その融資説明書は、その変更の前に、またはその後4カ月の間に、債務者によって獲得された担保物に対する担保権を完全化するのには有効である；そして
 - (2) その融資説明書は、その融資説明書が著しく誤解させないようにする融資説

明書の修正がその変更後4ヵ月以内に登録される場合を除き、その変更後4ヵ月以上たってから債務者によって獲得された担保物に対する担保権を完全化させるのには、有効でない。

第9-508条（新債務者が担保契約によって拘束されるようになる場合の融資説明書の効力）

- (a) [元の債務者の名前を記載した融資説明書] 本条に別段のことが規定される場合を除き、元の債務者の名前を記載した登録融資説明書は、もし元の債務者が担保物に対する権利を獲得するならばその融資説明書が有効であったと思われる限度で、新債務者が権利を獲得したかもしくは獲得する担保物に対する担保権を完全化するのに有効である。
- (b) [融資説明書が著しく誤解させるものとなる場合] もし元の債務者の名前および新債務者の名前との相違が、(a)項により有効とされる登録融資説明書を第9-506条により著しく誤解させるものにする場合には、
- (1) 融資説明書は、新債務者が第9-203条(d)項により拘束されるようになる前、またはその後4ヵ月以内に、その新債務者によって獲得された担保物に対する担保権を完全化するのに有効である；そして
 - (2) 融資説明書は、新債務者の名前を記載している最初の融資説明書がその期間が経過する前に登録される場合は除き、新債務者が第9-203条(d)項により拘束されるようになった後4ヵ月以上過ぎてからその新債務者によって獲得された担保物に対する担保権を完全化するには有効ではない。
- (c) [本条が適用されない場合] 本条は、登録融資説明書が第9-507条(a)項により新債務者に対しても有効であり続けるような担保物には、適用されない。

第9-509条（記録を登録する権利をもつ者）

- (a) [記録を登録する権利をもつ者] 次の場合のみ、人は、最初の融資説明書、融資説明書により対象とされる担保物を追加する修正、または融資説明書に債務者を追加する修正を登録することができる。
- (1) 債務者が正本化された記録の中で、または(b)項もしくは(c)項に従って、登録を認める場合；または
 - (2) その者が登録の時に有効となる農業上のリーエンを保持しており、かつ、その融資説明書が、その者の農業上のリーエンを保持している担保物だけを対象

としている場合、

- (b) [授權としての担保契約] 担保契約を正本化するか、またはその契約により債務者として拘束を受けるようになることにより、債務者または新債務者は、次のものを対象とする最初の融資説明書および修正の登録を授權する、
- (1) 担保契約の中に記述された担保物；および
 - (2) 担保契約が明示的に売得金を対象としているか否かにかかわらず、第9-315条(a)項(2)により担保物となる財産、
- (c) [授權としての担保物の獲得] 担保権または農業上のリーエンが第9-315条(a)項(1)により存続している担保物を獲得することによって、債務者は、第9-315条(a)項(2)により担保物となる担保物および財産を対象とする最初の融資説明書の登録、および修正を授權する、
- (d) [一定の修正を登録する権利をもつ者] 次の場合にのみ、人は、融資説明書により対象とされる担保物を追加する修正、または融資説明書に債務者を追加する修正以外の修正を登録することができる、
- (1) 記録上の担保権者がその登録を授權している場合；または
 - (2) その修正が、融資説明書の解除説明書であり、それに関して、記録上の担保権者が、第9-513条(a)項または(c)項によって要求される解除説明書を登録しておらず、または送付しておらず、債務者がその登録を認めており、かつ、その解除説明書が、債務者がその登録されることを授權したことを記載している場合、
- (e) [記録上の多数担保権者] 融資説明書の記録上、2人以上の担保権者がいる場合には、記録上の各担保権者は、(d)項による修正の登録を授權することができる、

[2000年改正]

[注記] 新しく追加された規定、

第9-510条（登録された記録の効力）

- (a) [授權があれば登録記録は有効] 登録記録は、第9-509条によりそれを登録することのできる者によって登録された限度でのみ、有効である、
- (b) [記録上の1人の担保権者による授權] 記録上の1人の担保権者によって授權された記録は、記録上の別の担保権者に関する融資説明書に影響を与えない、

- (c) [適時に登録されなかった継続説明書] 第9-515条(d)項によって規定された6ヵ月の期間内に登録されなかった継続説明書は、無効である。

[注記] 新しく追加された規定。

第9-511条（記録上の担保権者）

- (a) [記録上の担保権者] 融資説明書に関する記録上の担保権者は、登録された最初の融資説明書の中にその名前が担保権者の名前として、または担保権者の代表として、記載された者である。もし最初の融資説明書が第9-514条(a)項により登録された場合、最初の融資説明書の中に名前を記載された譲受人は、当該の融資説明書に関する記録上の担保権者である。
- (b) [記録上の担保権者を指名する修正] もしある者の名前を担保権者または担保権者の代表として記載された融資説明書の修正が登録される場合、その修正の中に名前の記載された者が記録上の担保権者である。もし修正が第9-514条(b)項により登録された場合、その修正の中に名前の記載された譲受人が、記録上の担保権者である。
- (c) [記録上の担保権者を削除する修正] ある者を削除する融資説明書の修正が登録されるまで、その者は記録上の担保権者であり続ける。

[注記] 新しく追加された規定。

第9-512条（融資説明書の修正）

代替案A

- (a) [融資説明書の情報の修正] 第9-509条に従い、人は、次のような修正を登録することによって、融資説明書によって対象とされる担保物を追加または削除する、その効力を継続または解除する、もしくは(e)項に従って、その中に与えられた情報を別の方法で修正する、ことができる。
- (1) その修正が関係する最初の融資説明書をファイル番号で特定している；そして
 - (2) もしその修正が第9-501条(a)項(1)に定めた登録事務所において登録された[または記録された]最初の融資説明書と関係する場合、第9-502条(b)項に定めた情報を記載している。

代替案B

(a) [融資説明書の情報の修正] 第9-509条に従い、人は、次のような修正を登録することによって、融資説明書によって対象とされる担保物を追加または削除する、その効力を継続または解除する、もしくは(e)項に従って、その中に与えられた情報を別の方法で修正する、ことができる。

- (1) その修正が関係する最初の融資説明書をファイル番号で特定している；そして
- (2) もしその修正が第9-501条(a)項(1)に定めた登録事務所において登録された[または記録された]最初の融資説明書と関係する場合、最初の融資説明書が登録された[または記録された]日付[および時間]ならびに第9-502条(b)項に定めた情報を記載している。

[修正案の終了]

- (b) [有効期間は影響されないこと] 第9-515条に別段のことが規定される場合を除き、修正の登録は、融資説明書の有効期間を拡張するものではない。
- (c) [担保物を追加する修正の効力] 担保物を追加する修正によって修正される融資説明書は、追加される担保物に関しては、修正の登録の日からのみ有効である。
- (d) [債務者を追加する修正の効力] 債務者を追加する修正によって修正される融資説明書は、追加される債務者に関しては、修正の登録の日からのみ有効である。
- (e) [一定の修正は無効] 次の限度で修正は無効である。

- (1) その修正が債務者全員を削除することを意図し、かつ、その融資説明書によって対象とされる債務者の名前を記載していない；または
- (2) 記録上の担保権者全員を削除し、かつ、記録上の新担保権者の名前を記載していない。

[立法注記] 不動産登記事務所が修正について追加の情報を要求し、債務者の名前およびファイル番号の両方によって記録を検索できない州は、第9-512条(a)項、第9-518条(b)項、第9-519条(f)項、および第9-522条(a)項で代替案Bを立法すべきである。

第9-513条（解除説明書）

- (a) [消費者物品] もし融資説明書が消費者物品を対象としており、かつ、次のようなものである場合には、担保権者は、融資説明書の記録上の担保権者に、その融資説明書の解除説明書の登録をさせなければならない。

- (1) その融資説明書によって対象とされる担保物によって保証される債務が存在しておらず、かつ、前渡金を渡す、債務を負担する、またはその他の方法で価額を与える約束がない；または
 - (2) 債務者が最初の融資説明書の登録を授権しなかった。
- (b) [(a)項の遵守のための期間] (a)項を遵守するために、担保権者は、記録上の担保権者に解除説明書を次の期間内に登録させなければならない。
- (1) 融資説明書によって対象とされる担保物によって担保される債務がなくなり、前渡金を渡す、債務を負う、またはその他の方法で価額を与える約束がなくなった時から、1ヵ月以内；または
 - (2) もしそれ以前ならば、担保権者が債務者から正本化された要求を受理した後20日以内。
- (c) [その他の担保物] (a)項によって規律される場合、担保権者が債務者から正本化された要求を受理した後20日以内に、担保権者は、以下の場合には、融資説明書の記録上の担保権者に、その融資説明書の解除説明書を債務者に送付させるか、または登録事務所での解除説明書を登録させなければならない。
- (1) 売却された口座または動産証書もしくは寄託の目的物である物品を対象とする融資説明書の場合を除き、その融資説明書によって対象とされる担保物によって保証される債務が存在しておらず、かつ、前渡金を渡す、債務を負担する、またはその他の方法で価額を与える約束がない；
 - (2) 融資説明書が売却された口座または動産証書を対象をしているが、それに関して、口座債務者またはその他債務を負う者が、その債務から免責されている；
 - (3) 融資説明書が寄託の目的物である物品を対象としているが、債務者の占有のもとに置かれていない；または
 - (4) 債務者が、最初の融資説明書の登録を授権しなかった。
- (d) [解除説明書の効果] 第9-510条に別段のことが規定される場合は除き、登録事務所に解除説明書を登録したときに、解除説明書が関係する融資説明書は、効力を失う。第9-510条に別段のことが規定される場合を除き、第9-519条(g)項、第9-522条(a)項、および第9-523条(c)項の諸目的のために、債務者が転送事業体であることを記載した融資説明書に関する解除説明書の登録事務所での登録は、融資説明書の効力を失効させる。

[2000年改正]

第9-514条（記録上の担保権者の権限の譲渡）

- (a) [最初の融資説明書に記入された譲渡] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、最初の融資説明書は、譲受人の名前および郵便宛所を、担保権者の名前および住所として記載することによって、その融資説明書を修正する権限を付与する、担保権者の権限の全部の譲渡を反映させることができる。
- (b) [登録融資説明書の譲渡] (c)項に別段のことが規定される場合を除き、記録上の担保権者は、記録上、次のような融資説明書の修正を登録事務所に登録することによって、修正を授権する権限の全部または一部を譲渡することができる。
- (1) ファイル番号により、それが関係する最初の融資説明書を特定する；
 - (2) 譲渡人の名前を記載する；そして
 - (3) 譲受人の名前および郵便宛所を記載する。
- (c) [譲渡担保記録の譲渡] 第9-502条(c)項による定着物登録として登録された融資説明書として有効な譲渡担保の記録により対象とされる定着物に対する担保権記録の譲渡は、[統一商事法典]以外の本州の法律によって規定される方法による譲渡担保記録の譲渡によってのみ、なされ得る。

第9-515条（融資説明書の有効期間と効力；有効期間渡過後の効果）

- (a) [5年の有効期間] (b)項、(e)項、(f)項、および(g)項に別段ことが規定される場合を除き、登録融資説明書は、その登録の日から5年間有効である。
- (b) [公的融資または既製住宅取引] (e)項、(f)項、および(g)項に別段のことが規定される場合を除き、公的融資または既製住宅取引に関連して登録された最初の融資説明書は、もしそれが公的融資または既製住宅取引に関連して登録されたものであることを記載している場合には、その登録の日から30年間有効である。
- (c) [融資説明書の有効期間の渡過および継続] (d)項に従って期間が渡過する前に継続説明書が登録される場合を除き、登録融資説明書の有効期間は、その有効期間が経過した時に、渡過する。渡過するときに融資説明書は有効ではなくなり、その融資説明書によって完全化された担保権または農業上のリーエンは、担保権が別の方法で完全化されない限り、完全化されないものとなる。もし担保権または農業上のリーエンが渡過した時に完全化されないものとなる場合、担保物の有

債の購入者に対しては、一度も完全化されなかったものとみなされる。

- (d) [継続説明書を登録できる時] (a)項に定めた5年の期間が経過する前6ヵ月以内、または(b)項に定めた30年の期間のいずれかで、適用のある方の期間内にのみ、継続説明書を登録することができる。
- (e) [継続説明書の登録の効果] 第9-510条に別段のことが規定される場合を除き、継続説明書を適時に登録したとき、最初の融資説明書の効力は、登録がない場合にその融資説明書が無効となると思われる日にはじまる5年の期間のあいだ、継続する。その5年の期間が経過したとき、経過する前に(d)項に従って別の継続説明書が登録される場合は除き、融資説明書は、(c)項に規定されるのと同じ方法で経過する。さらに続ける継続説明書は、最初の融資説明書の効力を継続するための方法と同一の方法で登録され得る。
- (f) [転送事業体の融資説明書] もし債務者が転送事業体であり、登録融資説明書がその旨を記載している場合には、その融資説明書は、解除説明書が登録されるまで有効である。
- (g) [融資説明書としての譲渡担保記録] 譲渡担保の記録は、第9-502条(c)項による定着物登録として登録された融資説明書として有効であり、その譲渡担保が解放されるかもしくは記録弁済された、またはその効力が当該の不動産に関して失効するときまで、定着物登録として登録された融資説明書として、有効であり続ける。

第9-516条 (登録を構成するもの；登録の効力)

- (a) [登録を構成するもの] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、登録事務所への記録の伝達および登録手数料の供託もしくは登録事務所によるその記録の受領は、登録を構成する。
- (b) [記録受理の拒絶；登録は行われない] 登録事務所が以下のことを理由として受理を拒否した記録に関しては、登録は行われない。
- (1) その記録が登録事務所によって認められた方法または伝達手段によって、伝達されていない；
 - (2) 適用のある登録手数料と同額またはそれ以上の額が供託されていない；
 - (3) 登録事務所が、次の理由によりその記録に索引を付けることができない；
 - (A) 最初の融資説明書の場合、その記録が債務者の名前を記載していない；

- (B) 修正説明書または訂正説明書の場合、記録が
- (i) 第9-502条または第9-518条のうち適用のある方の規定によって要求されるように、最初の融資説明書を特定していない；または
 - (ii) その効力が第9-515条によって渡過した最初の融資説明書を特定する；
- (C) 個人として記載した債務者の名前を与える最初の融資説明書、またはその記録が関係する融資説明書に以前には記載されていなかった、個人として記載される債務者の名前を与える修正の場合、その記録が、債務者の姓を記載していない；または
- (D) 第9-501条(a)項(1)に定めた登録事務所で登録[または記録]された記録の場合、その記録がそれに関係する不動産の十分な記述を与えていない、
- (4) 最初の融資説明書または記録上の担保権者を追加する修正の場合、その記録が、記録上の担保権者の名前および郵便宛所を記載していない；
- (5) 最初の融資説明書または修正に関係する融資説明書の中で以前に記載されていなかった債務者の名前を記載する修正の場合、その記録が、
- (A) 債務者の郵便宛所を記載していない；
 - (B) 債務者が個人であるか、または団体であるか記載していない；または
 - (C) もしその融資説明書が、債務者は団体であると記載している場合、
 - (i) 債務者の団体の種類 (type) を記載していない；
 - (ii) 債務者の団体の管轄[州]を記載していない；または
 - (iii) 債務者の団体の特定番号を記していないか、または債務者が1人もいないことを記載している；
- (6) 第9-514条(a)項により最初の融資説明書の中に記入された譲渡または第9-514条(b)項により登録された修正の場合、その記録が譲受人の名前および郵便宛所を記載していない；または
- (7) 継続説明書の場合、その記録が、第9-515条(d)項によって規定される6ヵ月の期間内に登録されていない、
- (c) [(b)項に適用される原則] (b)項の諸目的のために、
- (1) もし登録事務所が情報を読むことができないか、または解読できない場合は、記録は情報を与えていない；そして

- (2) 第9-512条, 第9-514条, または第9-518条によって要求されるように, それ
が修正であることを記載していないか, または記録に関係する最初の融資説明
書を特定していない記録は, 最初の融資説明書である。
- (d) [記録受理の拒絶; 記録は登録された記録として有効] 登録手数料を供託して
登録事務所に伝達はされたが, (b)項に規定する1以上の理由により登録事務所が
受理を拒絶した記録は, ファイルの中にその記録がないことを合理的に信頼して
価額を払った担保物の購入者に対する場合以外には, 登録された記録として有効
である。

第9-517条 (索引の誤記の効果)

登録事務所が記録に正確な索引を付けないことは, 登録記録の効力に影響を与える
ものではない。

第9-518条 (不正確または不正な登録記録に関する請求権)

- (a) [訂正説明書] もし人が, 記録が不正確である, または不正に登録されたと信
じるならば, その者は, その者の名前により索引のつけられた記録に関して, 登
録事務所において訂正説明書を登録することができる。

代替案A

- (b) [訂正説明書の十分性] 訂正説明書は,
- (1) その記録が関係する最初の融資説明書に当たられたファイル番号によってそ
れが関係する記録を特定しなければならない;
 - (2) それが訂正説明書であることを記載しなければならない;そして
 - (3) 記録が不正確であるとその者が信じる根拠を示し, かつ, 不正確を是正する
ために記録が修正されるべきであるとその者が考える方法を記載する, または
その記録が不正に登録されていたとその者が信じる根拠を示さなければならない。
い。

代替案B

- (b) [訂正説明書の十分性] 訂正説明書は,
- (1) 次のものによってそれが関係する記録を特定しなければならない。
 - (A) その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号;および

- (B) もし訂正説明書が第9-501条(a)項(1)に規定される登録事務所に登録された [または記録された]記録に関係する場合、最初の融資説明書が登録された日付[および時間]ならびに第9-502条(b)項に定めた情報、
- (2) それが訂正説明書であることを記載しなければならない、そして
- (3) 記録が不正確であるとその者が信じる根拠を示し、かつ、不正確を是正するために記録が修正されるべきであるとその者が考える方法を記載する、またはその記録が不正に登録されていたとその者が信じる根拠を示さなければならない、

[代替案の末尾]

- (c) [訂正説明書によって影響を受けない記録] 訂正説明書の登録は、最初の融資説明書またはその他の登録記録の効力に影響を与えない、

[立法注記] 不動産登記事務所が修正について追加の情報を要求し、債務者の名前およびファイル番号の両方によって記録を検索できない州は、第9-512条(a)項、第9-518条(b)項、第9-519条(f)項、および第9-522条(a)項で代替案Bを立法すべきである、

第2節 登録事務所の義務および操業

第9-519条 (記録の番号付け、維持保管、および索引作成；記録の中に与えられた情報の伝達)

- (a) [登録事務所の義務] 登録事務所で登録される各記録について、登録事務所は、
- (1) 登録記録に唯一の番号を当てなければならない；
- (2) 登録記録に当たられた番号ならびに登録の日付および時間を付した記録を作成しなければならない；
- (3) 登録記録を大衆が閲覧できるように維持しなければならない；そして
- (4) (c)項、(d)項、および(e)項に従って登録記録に索引を付けなければならない、
- (b) [ファイル番号] [2001年1月1日以降に当てられる]ファイル番号は、次のディジット番号を含むものでなければならない、
- (1) ファイル番号から数学的に引き出される、またはファイル番号のその他のディジットに関係づけられる；そして

- (2) ファイル番号として伝達される番号が、単一のディジットまたは転換の間違
いを含むかどうか決定するときに、登録事務所の助けとなる番号。
- (c) [索引付け：一般原則] (d)項および(e)項に別段のことが規定される場合を除き、
登録事務所は、
- (1) 債務者の名前に従って最初の融資説明書に索引を付け、かつ、最初の融資説
明書および当該の最初の融資説明書に関する全部の記録と相互に関係づける
やり方で、その最初の融資説明書に関する全部の記録に索引を付けなければ
ならない；そして
 - (2) その記録が関係する融資説明書の中に以前には記載されていなかった債務者
の名前を記載する記録を、以前には記載されていなかった名前によっても、索
引を付けなければならない。
- (d) [索引付け；不動産関連の融資説明書] もし融資説明書が定着物登録として登
録されているか、または掘削されるごとに担保物となるものもしくは伐採される
樹木を対象とする場合には、[それは記録のために登録されなければならない、ま
た、]登録事務所は、
- (1) その債務者の名前により、そして、あたかもその債務者が記述された不動産
の譲渡担保による譲渡担保権者であるかのように、その融資説明書の上に示さ
れた記録上の各所有者について、それに索引を付けなければならない；そして
 - (2) 本州の法律が譲渡担保債務者の名前により譲渡担保の記録に索引を付けるこ
とを規定する限度で、あたかも担保権者がそれによる譲渡担保債務者であるか
のように、あるいは、もしその索引が記述による場合には、あたかもその融資
説明書が、記述された不動産の譲渡担保の記録であるかのように、担保権者の
名前により、それに索引を付けなければならない。
- (e) [索引付け；不動産関連の譲渡] もし融資説明書が定着物登録として登録され
ているか、または掘削されるごとに担保物となるものもしくは伐採される樹木を
対象とする場合には、登録事務所は、
- (1) 授権者としての譲渡人の名前により；そして
 - (2) 本州の法律が譲受人の名前により譲渡担保の譲渡の記録に索引を付けること
を規定する限度で、その譲受人の名前により、
第9-514条(a)項により登録された譲渡に、または第9-514条(b)項により登録された
修正に、索引を付けなければならない。

代替案A

(f) 【情報検索および結合能力】 登録事務所は、

(1) 債務者の名前によって、また、その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号によって、記録を検索表示し；そして

(2) 最初の融資説明書およびその最初の融資説明書に関する各登録記録を検索表示して、相互に結合する

ことができる容量を維持しなければならない。

代替案 B

(f) 【情報検索および結合能力】 登録事務所は、

(1) 債務者の名前によって記録を検索表示し、かつ、

(A) もし登録事務所が第9-501条(a)項(1)に規定される事務所である場合、その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号、および当該の記録が登録[または記録]された日付[および時間]によって；または

(B) もし登録事務所が第9-501条(a)項(2)に規定される事務所である場合、その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号によって

記録を検索する；そして

(2) 最初の融資説明書およびその最初の融資説明書に関する各登録記録を検索表示して、相互に結合する

ことができる容量を維持しなければならない。

【代替案の終了】

(g) 【債務者の名前の取除き】 登録事務所は、記録上の担保権者全員に関して、債務者の名前を記載した融資説明書の効力が第9-515条により失効した後1年が経過するまで、その索引から債務者の名前を取り除いてはならない。

(h) 【登録事務所の履行の時宜性】 登録事務所は、登録事務所規則によって規定された時間および方法によって、但し、登録事務所が問題の記録を受理した後2営業日以内に、(a)項ないし(e)項によって要求された行為を行わなければならない。

(i) 【不動産関係の登録事務所への不適用】 [[(b)項]][および][(h)項]は、第9-501条(a)項(1)に規定される登録事務所には適用されない。

【立法注記】

1. 普通 check digit として知られる確認番号を含む複数のファイル番号を現在当ててお

り、本編の実施日以前に本条の要件を実施することのできる州は、(b)項のカッコ付きの文言は省略すべきである。

2. 書類が不動産記録の中に含まれておらず、実際上記録されない場合には、インデックスを付ける州は、(d)項のカッコ付きの文言を使うべきである。

3. 不動産登録事務所が修正について追加の情報を要求し、債務者の名前およびファイル番号の両方によって記録を検索できない州は、第9-512条(a)項、第9-518条(b)項、第9-519条(f)項、および第9-522条(a)項で代替案Bを立法すべきである。

4. 不動産登録事務所が(b)項および(h)項のいずれか、または両方を遵守することを要求しないことを選択する州は、適用のある(i)項の変形規定を採用し、関連する項または複数の項に、「(i)項に別段のことが規定されない限り」という句を追加することができる。

第9-520条（記録の受理および受理の拒絶）

(a) [記録受理の強制的拒絶] 登録事務所は、第9-516条(b)項に定める理由により登録のための記録を受理することを拒絶しなければならないが、また、第9-516条(b)項に定める理由だけにより登録のための記録受理を拒絶することができる。

(b) [拒絶に関する意思伝達] もし登録事務所が登録のための記録を受理するのを拒絶する場合、当該事務所は、その記録を提出した者に対し、その拒絶の事実および拒絶の理由、ならびにもし当該事務所がそれを受理していたならばその記録が登録されたと思われる日付および時間を伝達しなければならない。その伝達は、登録事務所の規則によって規定された時間に、また規定された方法によるが、[第9-501条(a)項(2)に規定される登録事務所の場合]いかなる場合でも、登録事務所が記録を受理した後2日以内になさなければならない。

(c) [登録融資説明書が有効である場合] 第9-502条(a)項または(b)項を満たしている登録融資説明書は、たとえ登録事務所が(a)項により登録のためにそれを受理することを拒絶することが要求される場合であっても、有効である。但し、第9-338条は、その融資説明書が登録された時点で不正確であった、第9-516条(b)項(5)に定める情報を与える登録融資説明書に適用される。

(d) [多数債務者への個別的適用] もし登録事務所へ伝達された記録が、2人以上の債務者に関する情報を含んでいる場合には、本章は各債務者に関して個別的に適用される。

[立法注記] 不動産登録事務所が(b)項を遵守することを要求しないことを選択する州は、[] 付きの文言を含めるべきである。

第9-521条（融資説明書および修正書の統一様式）

(a) [最初の融資説明書：様式] 書面の記録を受理する登録事務所は、第9-516条(b)項に定める理由による場合を除き、次の様式および書式による最初の融資説明書の受理を拒絶してはならない：

(b) [修正様式] 書面の記録を受理する登録事務所は、第9-516条(b)項に定める理由による場合を除き、次の様式および書式による書面記録の受理を拒絶してはならない：



UCC融資説明書

(表面および裏面の) 指示に注意深く従ってください。

A. 登録者の名前および連絡先電話番号 [選択的事項]
B. 確認書の送付先 (名前および住所)

上の空白は登録事務所の使用のためのみ

1. 債務者の法律上の正確な氏名。(1a. または 1b.) 1 債務者の名前のみ記入。略名は不可。

または	1a. 団体の名前		ファーストネーム	ミドルネーム	称号
	1b. 個人の名前				
1c. 郵便宛所			市	州	郵便番号
1d. 納税者番号または 社会保険・健康保険番号	団体債務者に関する追加情報	1e. 団体の種類	1f. 団体の州	1g. 団体のID (もしあれば)	
					<input type="checkbox"/> 無

2. 追加の債務者の正確な法律上の氏名。(2a または 2b) 1 債務者の名前のみ記入。略名は不可。

または	2a. 団体の名前		ファーストネーム	ミドルネーム	称号
	2b. 個人の名前				
2c. 郵便宛所			市	州	郵便番号
2d. 納税者番号または 社会保険・健康保険番号	団体債務者に関する追加情報	2e. 団体の種類	2f. 団体の州	2g. 団体のID (もしあれば)	
					<input type="checkbox"/> 無

3. 担保権者の名前。(3a または 3b) 1 債務者の名前のみ記入。略名は不可。

または	3a. 団体の名前		ファーストネーム	ミドルネーム	称号
	3b. 個人の名前				
3c. 郵便宛所			市	州	郵便番号

4. この融資説明書は以下の担保物を対象とする：

5. 代替的指名[該当する場合]： <input type="checkbox"/> 貸借人/貸貸人 <input type="checkbox"/> 受託者/委託者 <input type="checkbox"/> 受寄者/寄託者 <input type="checkbox"/> 売主/買主 <input type="checkbox"/> 農業上のリーエン <input type="checkbox"/> UCCによらない登録	
6. <input type="checkbox"/> この融資説明書は不動産登記に記録のため登録された（または登記された）添付書類 [該当する場合]	7. 債務者に関する記録の調査を要求する。 (追加手数料) [選択的事項] <input type="checkbox"/> 全債務者 <input type="checkbox"/> 債務者 1 <input type="checkbox"/> 債務者 2
8. 選択的な登録者の参考データ	

全国UCC融資説明書（様式UCC1）（改訂07/29/98）

UCC融資説明書追加書

(表面および裏面の) 指示に注意深く従ってください。

9. 関連融資説明書の第一債務者の名前			
または	9a. 団体名		
	9b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネームと称号
10. 付記			
上の空白は登録事務所の使用のためのみ			

11. 追加の債務者の正確な法律上の氏名			
または	11a. 団体の名前		
	11b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネーム 称号
11c. 郵便宛所		市	州 郵便番号 国
11d. 納税者番号または社会保障・健康保険番号	団体債務者に 関する追加情 報	11e. 団体の種類	11f. 団体の州 11g. 団体のID (もしあれば) <input type="checkbox"/> 無

12. 追加の担保権者の名称、または <input type="checkbox"/> 譲渡人の指定人の名前。1人の名前のみを記入。(12a または 12b) 略名は不可。			
または	12a. 団体の名前		
	12b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネーム 称号
12c. 郵便宛所		市	州 郵便番号 国

13. 融資説明書は、 <input type="checkbox"/> 伐採される樹木または <input type="checkbox"/> 採掘物を対象とする	16. 追加担保物の記述
14. 不動産の記述	
15. 上述の不動産の記録上の所有者の名前および住所 (もし債務者がインターネット上の記録をもたない場合)：	
	17. 適用のある場合にだけ印 (✓) を1桁だけに付けよ。 債務者は <input type="checkbox"/> 信託または <input type="checkbox"/> 信託として保有される財産に関して代理する受託者または <input type="checkbox"/> 遺産である。
	18. 適用のある場合にだけ印 (✓) を1桁だけに付けよ。 <input type="checkbox"/> 債務者は転送事業体である <input type="checkbox"/> 既成住宅取引と関連して登録された -30年有効 <input type="checkbox"/> 公的融資取引と関連して登録された -30年有効

全国UCC融資説明書追加書（様式UCC1Ad）（改訂07/29/98）

第9-522条（記録の保存および破棄）

代替案A



UCC融資説明書修正書

（表面および裏面の）指示に注意深く従ってください。

A. 登録者の名前および連絡先電話番号（[選択的事項]）
B. 確認書の送付先（名前および住所）

上の空白は登録事務所の使用のためのみ

1a. 最初の融資説明書のファイル番号：#	1b. この融資説明書修正書 <input type="checkbox"/> は不動産登記に記録のために登録された（登記された）
-----------------------	--

2. 解除：解除説明書を授権する担保権者の担保権に関して、上に特定された融資説明書の効力は、失われる。

3. 継続：継続説明書を授権する担保権者の担保権に関して、上に特定された融資説明書の効力は、適用のある法律によって認められる追加期間のあいだ継続される。

4. 譲渡（全部または一部）：7a または 7b の欄に譲受人の名前を記入し、7c にはその住所を記入する。また、9 の欄には譲受人の名前を記入する。

5. 修正（当事者情報）：この修正は、 債務者、または 記録上の担保権者に影響を与える。そして、次の3つの資格のうち1つに印（ ）を付け、6 および/または7 の欄に適切な情報を記入せよ。
 名前および/または住所の変更：6a または 6b の欄に記録上の正しい名前を記入する。（もし名前が変わる場合）7a または 7b の欄に新しい名前を記入し、（もし住所が変わる場合）7c の欄に新しい住所を記入する。
 名前の削除：6a または 6b の欄に削除される記録上の名前を記入する。
 追加：7a または 7b および 7c の欄を完成し、（もし適用があれば）7d-7e の欄も完成する。

6. 現在の記録の情報：

または	6a. 団体の名前			
	6b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネーム	称号

7. 変更される（新しい）または追加される情報

または	7a. 団体の名前			
	7b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネーム	称号

7c. 郵便宛所		市	州	郵便番号	国
7d. 納税者番号または社会保障番号・健康保険番号	団体債務者に関する追加情報	7e. 団体の種類	7f. 団体の州	7g. 団体のID（もしあれば）	

無

8. 修正（担保物の変更）：1つの欄だけに印（✓）を付ける。
 担保物を記述する。 削除または 追加、もしくは全体 担保物記述の書き直し、または 譲渡された担保物を記述する。

9. この修正を授権する記録上の担保権者の名前（譲渡の場合には譲渡人の名前）、もしこれが債務者によって授権された、担保物を追加する、または授権債務者を追加する修正である場合、あるいはもしこれが債務者によって授権された解除である場合、ここに□印を付け、この修正を授権する債務者の名前を記入する。				
または	9a. 団体の名前			
	9b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネーム	称号
10. 選択的な登録者の参考データ				

全国UCC融資説明書修正（様式UCC3）（改訂07/29/98）

UCC融資説明書修正追加書

（表面および裏面の）指示に注意深く従ってください。

11. 最初の融資説明書のファイル番号#（修正様式の1 aの欄と同じ番号）				
12. この修正を承認する当事者の名前（修正様式の9の欄と同じ名前）				
または	12a. 団体の名前			
	12b. 個人の名前	ファーストネーム	ミドルネーム	称号
13. 追加情報のためにこの欄を使ってください。				

上の空白は登録事務所の使用のためのみ

全国UCC融資説明書修正追加（様式UCC3Ad）（改訂07/29/98）

(a) [期間渡過後の情報の維持および検索表示] 登録事務所は、記録上の担保権者全員に関して、融資説明書の有効期間が第9-515条により渡過した後、少なくとも1年間は、登録融資説明書の中に記載された情報の記録を維持しなければならない。その記録は、債務者の名前を使用することによって、また、その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号を使用することによって、検索表示することができるようにされなければならない。

代替案B

(a) [期間渡過後の情報の維持および検索表示] 登録事務所は、記録上の担保権者全員に関して、融資説明書の有効期間が第9-515条により渡過した後、少なくとも1年間は、登録融資説明書の中に記載された情報の記録を維持しなければならない。その記録は、債務者の名前を使用することによって、また、

- (1) もしその記録が第9-501条(a)項(1)に規定される登録事務所で登録[または記録]された場合には、その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号および当該記録が登録[または記録]された日付[および時間]を使用することによって、検索表示することができるようにされなければならない；または

- (2) もしその記録が第9-501条(a)項(2)に規定される登録事務所で登録[または記録]された場合には、その記録が関係する最初の融資説明書に当てられたファイル番号を使用することによって、検索表示ことができるようにされなければならない

[代替案の終了]

- (b) [記録書面の破棄] 公的記録の処分を規律する制定法が別段のことを規定する限度での場合を別として、登録事務所は、融資説明書を証明する記録書面を直ちに破棄することができる。但し、登録事務所が記録書面を破棄する場合には、当該事務所は、(a)項に従う融資説明書の別の記録を維持しなければならない。

[立法注記] 不動産登録事務所が修正について追加の情報を要求し、債務者の名前およびファイル番号の両方によって記録を検索できない州は、第9-512条(a)項、第9-518条(b)項、第9-519条(f)項、および第9-522条(a)項で代替案Bを立法すべきである。

第9-523条（登録事務所からの情報；記録の売買または使用許諾）

- (a) [登録記録書面の確認] もし記録書面を登録する者が事務所の確認を要求する場合には、登録事務所は、第9-519条(a)項(1)に従ってその記録に当てられた番号およびその記録の登録年月日と時間を示す記録のイメージをその者に送付しなければならない。しかし、もしその者が登録事務所へその記録のコピーを供与する場合には、登録事務所は、その送付の代わりに
- (1) 第9-519条(a)項(1)に従ってその記録に当てられた番号および記録の年月日と時間をそのコピーの上に印し；そして
 - (2) そのコピーをその者に送付することができる。
- (b) [その他の記録の登録の認容] もし人が記録書面以外の記録を登録する場合には、登録事務所は、
- (1) その記録の中の情報；
 - (2) 第9-519条(a)項(1)に従ってその記録に当てられた番号；および
 - (3) その記録の登録の日付および時間
- を記載した認容書をその者に伝達しなければならない。
- (c) [要求された情報の伝達] 登録事務所は、記録の中の以下の情報を要求する者に、その情報を伝達するか、またはその他の方法で利用できるようにしなければならない。
- (1) 登録事務所によって特定された日付および時間においてであるが、当該の登

録事務所が要求を受理した日の前3営業日より以前でない日に、

- (A) 特定の負債者を示した[、またはもしその要求がその旨を記載している場合には、その要求に指定された住所にいる特定の負債者を示した]；
- (B) 記録上の担保権者全員に関して、第9-515条による期間が渡過しておらず；そして
- (C) もしその要求がその旨を記載している場合には、第9-515条による期間が渡過していて、かつ、その記録が第9-522条(a)項により登録事務所によって維持されているような

融資説明書が登録されているかどうか；

- (2) 各融資説明書の登録の日付および時間；および
 - (3) 各融資説明書の中に記載された情報。
- (d) [情報伝達のための手段] (c)項により登録事務所の義務を遵守するときに、登録事務所はいかなる媒体により情報を伝達してもよい、但し、要求された場合には、その登録事務所は、[その証明書][その正本性の外部的証拠なしに本州の裁判所において証拠として容認されうる記録]を発信することによって、情報を伝達しなければならない。
- (e) [登録事務所の履行の適時性] 登録事務所は、登録事務所規則によって定められた時間および方法で、但し、登録事務所がその要求を受理した日の後2営業日より以前に、(a)項ないし(d)項によって要求される行為を行わなければならない。
- (f) [大衆が記録を利用できること] 少なくとも毎週、[適切な政府の官吏または機関を入れる]は、排他的なものとしなないことを原則として、大衆に対し一括して、本章によりその事務所に登録された全部の記録のコピーを、登録事務所ですぐ利用できる総ての媒体において、売却する、または使用許諾する申し出をしなければならない。

[立法注記]

1. 登録事務所が特定の住所だけによる検索請求に対応する付加的サービスを提供しない州は、(c)項(1)(A)のカッコ付きの文言は省略すべきである。
2. 不動産登録事務所が(e)項および(f)項のいずれか、または両方を遵守することを要求しないことを選択する州は、関連する諸項のなかに第9-501条(a)項(2)で定めた登録事務所だけを指定すべきである。

第9-524条（登録事務所による遅延）

本章により規定された期間を超える登録事務所による遅延は、次の場合には免責される。

- (1) その遅延が、通信またはコンピュータ施設の妨害、戦争、緊急事態、設備の故障、または登録事務所がコントロールできないその他の状況から生じた場合で、かつ
- (2) 登録事務所がその状況のもとで合理的な勤勉さを示した場合、

第9-525条（手数料）

(a) [最初の融資説明書またはその他の記録：一般原則] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、本章による記録の登録および索引作成の手数料は、(b)項に定める種類の最初の融資説明書は除き、[(c)項に定める額とするが、もし適用のある場合には、次の額を加算する。]

- (1) その記録が書面で伝達され、かつ、2 ページ以内である場合、[X]ドル；
- (2) その記録が書面で伝達され、かつ、3 ページ以上である場合、[2 X]ドル；
そして
- (3) その記録が登録事務所によって認められる他の媒体によって伝達される場合、
[½ X]ドル

(b) [最初の融資説明書：公的融資および既製住宅取引] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、次の種類の最初の融資説明書の登録および索引作成の手数料は、[(c)項に定める額とするが、もし適用のある場合には、次の額を加算する。]

- (1) その融資説明書が、公的融資取引と関連して登録がなされることを記載している場合、___ドル；
- (2) その融資説明書が、既製住宅取引関連として登録がなされることを記載している場合、___ドル、

代替案A

(c) [名前の人数] 索引付けを必要とされる名前の人数は、(a)項および(b)項の手数料の金額に影響を与えない、

代替案B

(c) [名前の人数] (e)項に別段のことが規定される場合を除き、もし記録が書面で伝達される場合には、2人以上の名前1人につき各___ドルが索引付けのために要求される、

[代替案の末尾]

- (d) [情報要求に対する回答] 具体的な債務者の名前を記載した融資説明書が登録されているかどうか[証明する証明書を発行する][伝達する]ことを求めるものも含め、登録事務所からの情報を求める要求へ回答する手数料は、次のとおりである。
- (1) その要求が書面で伝達される場合、____ドル；そして
 - (2) その要求が登録事務所規則によって認められた別の媒体によって伝達される場合、____ドル。
- (e) [譲渡担保の記録] 本条は、定着物登録として登録された融資説明書として、または第9-502条(c)項により掘削されるごとに担保物となるものまたは伐採される樹木を対象とする融資説明書として有効である譲渡担保に関しては、手数料を要求しない。但し、当該の譲渡担保の記録にその他の場合に適用されると思われる記録維持および担保権解除の手料は適用がある。

[2000年改正]

[立法注記]

1. 画一性を保つために、他のサービスの手料を定める法律と並べて本条の規定を置く州は、修正なしにそうすべきである。
2. 州の索引システムが、追加の名前に索引付けをする時に、実質的な追加費用を課することになっている場合を除き、州は(c)項代替案Aを立法し、(a)項および(b)項のカッコ付きの文言を削除すべきである。

第9-526条（登録事務所規則）

- (a) [登録事務所規則の採択] [適切な政府の官庁または機関を入れる]は、本編を実施するための規則を採択し、かつ、公表しなければならない。その登録事務所は、
- [(1)] 本編と矛盾するものでなく、[；かつ
 - (2) [適用のある州行政手続法を入れる]に従って採択され、かつ、公表されなければならない。]
- (b) [規則の平準化] 登録事務所規則および登録事務所の慣行が実質的に本章を立法する他の州における登録事務所規則および慣行と調和のとれたものにするために、また、登録事務所によって使われる技術が実質的に本編を立法する他の州の登録事務所によって使われる技術と互換性のあるものにするために、[適切な政

府の官庁または機関を入れる]は、本編の諸目的、政策、および諸規定と合致する限りにおいて、登録事務所規則を採択する、修正する、または廃止するときに、

- (1) 実質的に本編を立法した他の管轄[州]の登録事務所と相談しなければならない；そして
- (2) 会社執行役員国際協会またはその継承団体によって制定されるモデル規則のもっとも新しい版を参照しなければならない；そして
- (3) 実質的に本編を立法した他の管轄[州]における登録事務所の規則および慣行、ならびにその事務所によって使用される技術を考慮に入れなければならない。

第9-527条（報告義務）

[適切な政府の官庁または機関を入れる]は、[毎年、または___までに]登録事務所の営業に関して[州知事および州議会]に報告しなければならない、この報告は、以下の限度の説明を含むものでなければならない。

- (1) 登録事務所規則は、実質的に本編を立法した他の管轄[州]における登録事務所の規則と調和がとれていないこと、およびその変則のための理由；および
- (2) 登録事務所規則は、会社執行役員国際協会またはその継承団体によって制定されるモデル規則と調和がとれておらないこと、およびその変則のための理由。

[訳注] 1974年の統一消費者信用法（Uniform Consumer Credit Code）との関係で新しく追加された規定。

第6章 債務不履行

第1節 債務不履行および担保権の強制

第9-601条（債務不履行後の権利；司法的強制；口座、動産証書、支払受領権、または約束手形の委託者または買主）

- (a) [債務不履行後の担保権者の権利] 債務不履行後、担保権者は、本章で規定する権利、および第9-602条に別段のことが規定される場合を除き、当事者の合意によって規定される権利をもつ。担保権者は、
- (1) 請求権を判決額まで減額する、失権手続をとる、またはその他の方法で、利用できる司法手続によって請求権、担保権、または農業上のリーエンを強制することができる；そして
 - (2) もし担保物が文書である場合、当該の文書に関してか、またはそれが対象とする物品に関してか、いずれかの手続を進めることができる。
- (b) [占有権または支配権をもつ担保権者の権利および義務] 第9-104条、第9-105条、第9-106条、または第9-107条による担保物の占有権または担保物の支配権をもつ担保権者は、第9-207条に規定される権利義務をもつ。
- (c) [累積的権利；同時行使] (a)項および(b)項による権利は、累積的なものであり、同時に行使され得る。
- (d) [負債者および債務者の権利] (g)項および第9-605条に別段のことが規定される場合は別として、債務不履行後、負債者および債務者は、本章に規定された権利および当事者の合意によって規定された権利をもつ。
- (e) [判決後のリーエンによる差押え] もし担保権者がその請求権を判決額に減額する場合には、当該の判決に基づく執行により担保物に関してなされ得るリーエンの差押えは、次のうちのもっとも早い日までさかのぼって関係づける。
- (1) 担保物に対する担保物または農業上のリーエンの完全化の日；
 - (2) 担保物を対象とする融資説明書の登録の日；または
 - (3) 農業上のリーエンが設定された基礎となる制定法の中に指定された日。
- (f) [執行売買] 執行による売買は、本条の意味での司法手続による担保権または

農業上のリーエンの失権手続である。担保権者は、その売買の時に、担保物を買取り、それ以後は本編の他の諸要件から切断してそれを保持することができる。

- (g) [委託者または一定の支払受領権に対する権利の買主] 第9-607条(c)項に別段のことが規定される場合を除き、本章は、委託者である担保権者、または口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の買主である担保権者に、いかなる義務を課するものではない。

第9-602条（権利義務の放棄または変更）

第9-624条に別段のことが規定される場合は除き、次の諸条文が負債者または債務者に権利を与え、担保権者に義務を負わせている限度で、負債者または債務者は、次にリストされる諸条文に定める原則の権利放棄をしたり、または変更したりすることはできない。

- (1) 第9-207条(b)項(4)(C)。この規定は担保権者による担保物の使用および運用を扱っている；
- (2) 第9-210条。この規定は明細書の要求および担保物のリストならびに口座説明書に関する要求を扱っている；
- (3) 第9-607条(c)項。この規定は取立ておよび担保物の強制を扱っている。
- (4) 第9-608条(a)項および第9-615条(c)項。これらの規定が取立て、強制、または処分の非現金売得金の充当または支払に関する限度で；
- (5) 第9-608条(a)項および第9-615条(d)項。これらの規定が担保物の売得剰余金の計算または支払を要求する限度で；
- (6) 第9-609条。司法手続によらないで担保物の占有を取得する担保権者に平穏な秩序を乱さないでそれをする義務を課する；
- (7) 第9-610条(b)項、第9-611条、第9-613条、および第9-614条。担保物の処分を扱う；
- (8) 第9-615条(f)項。処分がなされるときに、担保権者、担保権者の関係人、または二次的債務者に対する不足金または剰余金を扱う；
- (9) 第9-616条。剰余金または不足金の計算の説明を扱う；
- (10) 第9-620条、第9-621条、および第9-622条。債務の弁済に代える担保物の受領を扱う；
- (11) 第9-623条。担保物の取戻しを扱う；

- (12) 第9-624条, 許容される権利放棄を扱う ; および
- (13) 第9-625条および第9-626条, 本編に従わないことについての担保権者の責任を扱う

[訳注] UCC § 1-102(3)は、「信義誠実」などのエクイティに関する諸規定を除き、本法の規定を原則として任意規定として扱っているが、本条は当事者の意思で変更できない強行規定をリストしている。

第9-603条（権利義務に関する標準についての合意）

- (a) [合意された標準] 当事者は、もしその標準が明白に不合理なものでなければ、第9-602条に定める規則により負債者または債務者の権利および担保権者の義務の達成度を計る標準を合意によって決めることができる。
- (b) [合意された標準は平穩秩序を破る場合には適用がない] (a)項は、平穩秩序を破ることを禁止する第9-609条による義務には適用されない。

第9-604条（担保合意が不動産または定着物を対象とする場合の手続）

- (a) [強制：動産および不動産] もし担保合意が動産および不動産の両方を対象とする場合には、担保権者は、
 - (1) 本章により、不動産に関する権利に影響を与えることなく、動産に関して；または
 - (2) 不動産に関する権利に従って、動産および不動産の両方に関して、手続を進めることができる。この場合には本章の他の規定の適用は適用されない。
- (b) [強制：定着物] (c)項に従い、もし担保合意が、定着物であるかまたは定着物となる物品を対象とする場合、担保権者は、
 - (1) 本章により；または
 - (2) 不動産に関係する権利に従って手続を進めることができる。この場合には本章の他の規定は適用されない。
- (c) [定着物の取除き] 本章の他の規定に従い、もし定着物に対する担保権を保持する担保権者が、不動産の所有者および土地負担権者全員に対して優先権をもつ場合、その担保権者は、債務不履行後、当該の不動産から担保物を取り除くことができる。
- (d) [取除きによって生じた損害] 担保物を取り除く担保権者は、その取除きによ

て生じた物理的損害の修復の費用について、債務者以外の不動産の土地負担権者または所有者に迅速に補填しなければならない。担保権者は、取り除かれた物品の欠如により、または代替物を設置する必要により、生じた不動産の価値の減少について補填をする必要はない。補填を受ける権利をもつ者は、その担保権者が補填義務の履行について適切な確約を与えるまで、取除きの許可を拒絶することができる。

第9-605条（未知の債務者または二次的債務者）

担保権者は、以下の者に対して、担保権者としてその地位に基づき義務を負うものではない。

- (1) その担保権者が、
 - (A) その者が負債者または債務者であること；
 - (B) その者の身元；および
 - (C) その者と連絡する方法

を知っている場合を除き、その負債者または債務者である者；または

- (2) その担保権者が、
 - (A) その者が負債者であること；および
 - (B) その者の身元

を知っている場合を除き、その者に対する融資説明書を登録した担保権者またはリーエン保持人。

第9-606条（農業上のリーエンについての債務不履行の時）

本章の諸目的のために、債務不履行は、農業上のリーエンに関しては、そのリーエンが設定された根拠となる法律に従って当該のリーエンを強制する権利を担保権者もつようになった時に発生する。

第9-607条（担保権者による取立ておよび強制）

(a) [取立ておよび強制の一般原則] そのように合意がなされる場合、債務不履行後のいかなる場合でも、担保権者は、

- (1) 担保権者に対し、または担保権者のために、支払をするかまたはその他の履

- 行をするよう、口座債務者または担保物について義務を負うその他の者に対し告知することができる；
- (2) 第9-315条により担保権者が権利をもつ売得金を取得することができる；
 - (3) 債務者に支払をするかまたはその他の方法で履行する口座債務者または担保物について義務を負うその他の者の義務に関して、また、口座債務者または担保物について義務を負うその他の者の当該義務を担保する財産に関して、口座債務者または担保物について義務を負うその他の者の義務債務を強制し、また債務者の権利を行使することができる。
 - (4) もし第9-104条(a)項(1)により支配権によって完全化された預金口座に対する担保権を保持している場合、預金口座の残額をその預金口座によって担保された債務に充当することができる；そして
 - (5) もし第9-104条(a)項(2)または(3)により支配権によって完全化された預金口座に対する担保権を保持している場合、担保権者に対して、または担保権者のために、預金口座の残額を支払うよう銀行に指示を与えることができる。
- (b) [譲渡担保の司法手続によらない強制] もし (a)項(3)により司法外の手続により譲渡担保を強制する債務者の権利を担保権者が行使できるようにするために必要である場合には、その担保権者は、譲渡担保の記録が記録された事務所において、次のものを記録することができる：
- (1) 当該譲渡担保権によって担保される債務に対する担保権を設定する、または規定する、担保契約のコピー；および
 - (2) 記録できる様式で、次のことを陳述した担保権者の宣誓付供述書：
 - (A) 債務不履行が起こったこと；および
 - (B) 担保権者は当該の譲渡担保権を司法外の手続で強制する権利をもつこと。
- (c) [商業上合理的な取立ておよび強制] 担保権者が、
- (1) 口座債務者または担保物について債務を負うその他の者から取立てをすること、またはその者の債務を強制することによりかかき；かつ
 - (2) 口座債務者または二次的債務者に対して、取り立てられなかった担保物課金戻しをするか、もしくはその他の方法で、全額または限定された額を訴及する権利をもっている場合には、
- 担保権者は商業上合理的な方法で手続を進めなければならない。

- (d) [取立ておよび強制の費用] 担保権者は、(c)項に従って得られた取立金から、合理的な弁護士報酬および担保権者が負担した法的経費を含め、取立ておよび強制の合理的な経費を差し引くことができる。
- (e) [担保権者に対する義務は影響されない] 本条は、口座債務者、銀行、または担保物について義務を負うその他の者が担保権者に対して義務を負うかどうか、決定するものではない。

第9-608条（取立てまたは強制の売得金の充当；不足額についての責任および剰余金に対する権利）

- (a) [債務が担保されている場合の売得金の充当、剰余金、および不足額] もし担保権または農業上のリーエンが債務の支払または履行を担保する場合には、次の諸原則が適用される：
- (1) 担保権者は、以下の順序に従って第9-607条による取立てまたは強制の現金売得金を充当する、または充当のため支払いをしなければならない。
- (A) 取立ておよび強制の合理的な経費、および、合意により規定され、かつ、法により禁止されない限度で、合理的な弁護士報酬および担保権者が負担した法的経費；
- (B) 取立てまたは強制がなされる根拠となる、担保権または農業上のリーエンによって担保される債務の弁済；および
- (C) もし担保権者が、売得金の配分が完了する前に、売得金に対する正式の請求を受理した場合、取立てまたは強制がなされる根拠となる担保権または農業上のリーエンに従って、従位的担保権またはその他のリーエンによって担保される債務の弁済。
- (2) もし担保権者によって請求される場合、従位的担保権またはその他のリーエンの保持人は、合理的な期間内に、その権利またはリーエンの合理的な証拠を与えなければならない、その保持人がこれに従う場合を除き、担保権者は、(1)号(C)による保持人の要求に従う必要はない。
- (3) それをしないことが商業上合理的でないと思われる場合を除き、担保権者は、第9-607条による取立てまたは強制の非現金売得金を充当する、または充当のために支払う必要はない、非現金売得金を充当する、または充当のため支払う担保権者は、商業上合理的な方法で充当しなければならない。
- (4) 担保権者は、剰余金を計算し、その剰余金を債務者に支払わなければならない、そして、債務者は不足金があれば、それについて責任を負う。
- (b) [一定の支払金受領権の売買における剰余金または不足金の不存在] もし根拠

となる取引が、口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買である場合には、負債者は剰余金に対する権利をもたず、かつ、債務者は不足金に対する責任を負わない。

[2000年改正]

第9-609条（債務不履行後占有を取得する担保権者の権利）

- (a) [占有；備品を使用できなくする；債務者の家屋敷の処分] 債務不履行後、担保権者は、
- (1) 担保物の占有を取得することができる；そして
 - (2) 取り除くことなく、第9-610条により、備品を使用できないようにし、かつ、債務者の家屋敷に対する担保物の処分をすることができる。
- (b) [司法手続および司法外の手続] 担保権者は、(a)項により、
- (1) 司法手続に従って；または
 - (2) もし平穩秩序を破ることなく進める場合には、司法外の手続で、進めることができる。
- (c) [担保物の収集] もしそのように合意がなされた場合で、かつ、債務不履行が起った後いつでも、担保権者は、担保物を収集し、かつ、両当事者にとって便宜であると思われる、担保権者によって指定された場所で、担保権者がそれを利用できるようにすることを要求することができる。

[1972年改正および2001年改正]

[訳注] (b)項(2)は、いわゆる担保権者による自力救済を認める規定であるが、「平穩秩序」を破らないことが条件となっている。この規定は強行規定である。§9-606(b)参照。「平穩秩序」を破る手続は不法行為となるので、この違反に対し損害賠償が認められる。§9-625。

第9-610条（債務不履行後の担保物の処分）

- (a) [債務不履行後の処分] 債務不履行後、担保権者は、そのときの現状のまま、もしくは商業上合理的な準備または加工をして、担保物の一部または全部を売却、賃貸、使用許諾、その他の処分をすることができる。
- (b) [商業上合理的な処分] 手段、方法、時間、場所、およびその他の条件を含め、担保物の処分の全部の側面が、商業上合理的なものでなければならない、もし商業上合理的であるならば、担保権者は、公的もしくは私的な手続によって、1ま

たは2以上の契約によって、単一もしくは数個の包みで、そして、いつでも、どこでも、どのような条件でも、担保物を処分することができる。

(c) [担保権者による買取り] 担保権者は、次の時に担保物を買取ることができる。

(1) 公的処分の時；または

(2) 私的処分の時、その担保物が慣習上公認市場で売却される種類のものであるか、または広範囲に取引される標準価格見積り目の対象物である場合に限る、

(d) [処分の場合の保証] 売買契約、リース、使用許諾、またはその他の処分は、当該契約に従う種類の財産の任意処分に法の効果によりともなわれる、権原、占有、平穏な享受等に関する保証を含む。

(e) [保証の請求権の放棄] 担保権者は、次の方法で(d)項による保証を否認する、または修正することができる。

(1) 処分契約に従う種類の財産の任意処分において、保証を否認する、または修正するのに有効であると思われる方法；または

(2) 処分のための契約を証明し、かつ、その保証の明示的否認もしくは修正を含む、記録を買主に伝達することによる方法。

(f) [保証を否認するに足りる記録] もし記録が「この処分において、権原、占有、平穏な享受等に関する保証は存在しない」と記載しているか、または類似の意味の文言を使用している場合には、(e)項により保証を否認するのに十分足りる。

[訳注] この規定の適用がエクイティ上の「整列 (marshaling)」原則の適用により制限されることがあり得る。この原則について、Meyer v. United States, 375 U.S. 233, 236 (1963) は、「自分の債権取立のために2つの基金をもつ債権者が、自分の請求権にそれらを充当することによって、その基金の1つだけしか使うことのできない別の債権者を敗北させることは禁止される」と述べている。取立てにより影響を受ける他の債権者がいる場合には、恣意的な取立てを禁止する原則である。

第9-611条 (担保物処分前の告知)

(a) [[告知日(notification date)]] 本条において、「告知日(notification date)」は、次のうちの早い方の日を意味する。

(1) 担保権者が債務者および二次的債務者に処分告知を送付した日；または

(2) 債務者および二次的債務者が、告知を受ける権利を放棄した日。

- (b) [必要とされる処分の告知] (d)項に別段のことが規定される場合を除き、第9-610条により担保物を処分する担保権者は、(c)項に定める者によって正本化された合理的処分の告知を送付しなければならない。
- (c) [告知を受ける者] (b)項を遵守するため、担保権者は、次の者に正本化された処分の告知を送付しなければならない。
- (1) 負債者；
 - (2) 二次的債務者；および
 - (3) もし担保物が消費者物品以外のものである場合，
 - (A) 告知日より以前に、担保物に対する権利の請求の正式の告知を担保権者が受理した相手方であるその他の者；
 - (B) 告知日より10日前に，
 - (i) 担保物を特定し；
 - (ii) その日付で負債者の名前により索引が付けられ；かつ
 - (iii) その日付で当該担保物を対象とする当該負債者に対する融資説明書を登録すべき事務所に登録した
融資説明書の登録によって完全化された担保物に対する担保権またはその他のリーエンを保持その他の担保権者またはリーエン保持人；および
 - (C) 通知日より10日前に、第9-311条(a)項に定めた法律、規則、または条約に従って完全化された担保物に対する担保権を保持していたその他の担保権者。
- (d) [(b)項の不適用；腐敗し得る担保物；公認市場] (b)項は、もし担保物が腐敗するもの、または迅速に価値を低下させるおそれのあるもの、または普通公認市場で販売される種類のものである場合には、適用されない。
- (e) [(c)項(3)(B)の遵守] 担保権者は、次の場合、(c)項(3)項により定めた告知のための要件を守っている。
- (1) 告知日より20日以上遅い時でなく、または30日以上前でない時に、商業上合理的な方法で、(c)項(3)(B)に定めた事務所において負債者の名前により索引の付けられた融資説明書に関する情報を担保権者が要求し；かつ
 - (2) その告知日より前に、担保権者が，
 - (A) 情報を求める要求に返答がなかったか、または

- (b) 情報を求める要求に返答を受領し、かつ、当該返答の担保物を対象とする当該融資説明書の中に記名された各担保権者またはその他のリーエン保持人に対し正本化された処分のお知らせを送付した。

第9-612条（担保物処分前のお知らせの適時性）

- (a) [合理的な期間は事実問題である] (b)項に別段のことが規定される場合を除き、合理的な期間内にお知らせが送付されたかどうかは、事実問題である。
- (b) [非消費者取引においては10日の期間で十分] 消費者取引以外の取引において、債務不履行後に、お知らせに記載されたもっとも早い処分日より10日以上前に送付された処分のお知らせは、処分前の合理的な期間内に送付されている。

【訳注】 新しく追加された規定。

第9-613条（担保物処分前のお知らせの内容と様式：総則）

消費者物品取引の場合を除き、次の諸原則が適用される。

- (1) 処分のお知らせの内容は、もしそのお知らせが次のようなものであるならば十分である。
- (A) 負債者および担保権者を記述している；
 - (B) 予定された処分の対象である担保物を記述している；
 - (C) 予定された処分の方法を説明している；
 - (D) 負債者は未払債務の計算書をもらう権利があることを説明している；そして
 - (E) 公的処分の時間および場所またはその後その他の処分がなされる時間を説明している。
- (2) (1)号に定めた情報のいずれかが欠けているお知らせの内容が、それでも十分とされるかどうかは、事実問題である。
- (3) たとえそのお知らせが、次のものを含んでいる場合でも、(1)号に定めた情報を実質的に与えているお知らせの内容は、十分である。
- (A) (1)号によって定められていない情報；または
 - (B) 著しく誤解させるものではない些細な誤記。
- (4) 通知の具体的な書き方は要求されない。
- (5) 次の告知様式および第9-614条(3)にみられる様式は、完全に書き込まれたとき

は、それぞれ十分な情報を与えている。

担保物の処分の通知

_____殿：[負債者、債務者、または通知が送付されるその他の者の名前]

_____より：[担保権者の名前、住所および電話番号]

負債者の名前：[負債者が名宛人となっていない場合にのみ含める]

[公開処分の場合]

われわれは、[担保物を記載する]を、次のように[有資格の最も高値の競落人]に公開で売却[またはリースもしくは使用許諾(適用のあるものを入れる)]する。

曜日と年月日：_____

時間：_____

場所：_____

[個別処分の場合]

われわれは、[担保物を記載する]を、[曜日および年月日]以降に私的売却[またはリースもしくは使用許諾(適用のあるものを入れる)]する。

あなたには、われわれが[___ドルの請求額のため]に売却[またはリースもしくは使用許諾(適用のあるものを入れる)]したい財産によって担保される未払の負債額の計算をしてもらう権利がある。[電話番号]に電話をかけて、われわれを呼び出し、その計算の請求をすることができる。

[様式の末尾]

[2000年改正]

[訳注] 新しく追加された規定。

第9-614条（担保物処分前の告知の内容および様式：消費者物品取引）

消費者物品取引の場合には、次の諸原則が適用される。

(1) 処分の告知は以下の情報を記載しなければならない。

(A) 第9-613条(1)に定める情報；

(B) 告知が送付される相手方の不足金についての責任の記述；

(C) 第9-623条により担保物を取り戻すために担保権者に支払わなければならない金額を知ることができる電話番号；そして

(D) 処分および担保債務に関する追加の情報を得ることができる電話番号または郵便宛所。

- (2) 告知の特定の書き方は要求されない。
- (3) 次の様式の通知は、完全に書き込まれているならば、十分な情報を与えている。

[担保権者の名前および住所]

[日付]

財産売却の計画の通知

[負債者でもある債務者の名前および住所]

対象物： [取引の特定]

あなたが我々の合意の約束に違反したので、我々はあなたの [担保物を記述する] を保持している。

[公開処分の場合]

我々は [担保物を記述する] を公開処分により売却する。売買はリースまたは使用許諾を含み得る。その売買は次のように行なわれる：

日付： _____

時間： _____

場所： _____

あなたは、もし望むならばこの売買に出席し、落札人を同行させることができる。

[個別処分の場合]

我々は [担保物を記述する] を [日付] 以降に個別処分により売却する。売買はリースまたは使用許諾を含み得る。

その売買から取得する金銭から（我々の費用の支払の後）あなたが借金している負債額を差し引く。もしあなたの借金より少ない額を我々が得る場合には、あなたは引き続きその価額を我々に負っている [場合により、我々に負わない]。もしあなたの借金額より多い額を我々が得る場合には、我々が誰か別の者にそれを支払わなければならない場合を除き、あなたははその剰余金を取得する。

あなたは、我々の経費を含め、あなたの負債額の全額（過去に満期となった支払だけではない）を我々に支払うことによって、それを売却する前ならいつでも、その財産を取り戻すことができる。あなたが支払わなければならない余分な額を知るためには、[電話番号] に電話しなさい。

もしあなたが、あなたの借金額を計算したやり方をあなたに書面で説明することを望む場合には、[電話番号] に電話で我々に連絡する [または [担保権者の住所] に宛てて我々に手紙を書き]、書面の説明を要求することができる。[過去6ヶ月内にあなたが負債した金額の別の説明書を我々があなたに送る場合には、その説明書に対し__D

ルの手数料を課金する]。

もし売買についてさらに情報を必要とする場合には、[電話番号]に電話をせよ[または[担保権者の住所]に宛てて我々に手紙を書きなさい]。

この通知は、[担保物を記述する]に対する利権をもつ以下の者またはあなたの契約により借金をしているその他の者にも送付される。

[もしあれば、その他の負債者および債権者全員の名前を記載する]

[通知の末尾]

- (4) (3)号の様式の告知は、たとえ付加的情報がある様式の末尾に書かれる場合でも、十分である。
- (5) (3)号の様式の告知は、誤記が本編により生じる権利に関して誤解を生ませるようなものである場合は別として、たとえ(1)号によって要求されない情報について誤記を含む場合であっても、十分である。
- (6) もし本条による告知が(3)号の様式によるものでない場合、本編以外の法律が、(1)号によって要求されない情報を含むことの効果を決定する。

【訳注】 新しく追加された規定。

第9-615条（処分の売得金の充当；不足額についての責任および剰余金に対する権利）

- (a) [売得金の充当] 担保権者は、以下の順序で第9-610条による処分の現金売得金を充当する、または充当に当てて支払をするものとする。
- (1) 取戻し、保持、処分の準備、加工、ならびに処分の合理的な費用、および合意によって規定され、かつ、法律によって禁止されない限度で、担保権者が負担した合理的な弁護士報酬および法的諸経費；
- (2) 処分がなされる根拠となる担保権または農業上のリーエンによって担保される債務の弁済；
- (3) 以下の場合には、当該の担保物に対する従位的担保権または他の従位的リーエンによって担保される債務の弁済：
- (A) もし担保権者が、売得金の配当が完了する前に、従位的担保権またはその他のリーエンの保持人から売得金を求める正式の要求を受理する場合；そして

(B) 委託者が担保物に対する利権をもっているとき、その従位的担保権またはその他のリーエンが委託者の利権よりも上位にある場合、

(4) もし担保権者が、売得金の配当が完了する前に、委託者から売得金を求める正式の要求を受理する場合、その担保物の委託者である担保権者、

(b) [従位する利権の証明] もし担保権者によって要求された場合、従位的担保権または他のリーエンの保持人は、合理的な期間内に、その利権またはリーエンの合理的な証拠を供与しなければならない、その保持人がそうする場合でなければ、担保権者は、(a)項(3)による保持人の要求に従う必要はない、

(c) [現金でない売得金の充当] それをしないことが商業上合理的でないと思われる場合でなければ、担保権者は、第9-610条により処分の現金でない売得金を充当するか、または充当のため支払をする必要はない、現金でない売得金を充当する、または充当のため支払う担保権者は、商業上合理的な方法でそうしなければならない、

(d) [債務が保証される場合の剰余金または不足金] もし処分がなされる根拠となる担保権が、債務の支払または履行を担保する場合には、(a)項によって要求され、かつ、(b)項によって許された、支払または充当をした後、

(1) 担保権者が委託者に対し現金売得金を充当する、または充当のため支払うことを(a)項(4)が要求する場合でなければ、担保権者は、剰余金について計算し、負債者に支払わなければならない；そして

(2) 債務者は不足金について責任を負う、

(e) [一定の支払金受領権の売却における剰余金または不足金の不存在] もし根拠となる取引が口座、動産証書、支払金受領権、または約束手形の売買である場合には、

(1) 負債者は剰余金に対する権利をもたない；そして

(2) 債務者は不足金について責任を負わない、

(f) [担保権者の関係人に対する剰余金または不足金の計算] 処分の結果生じる剰余金または不足金は、以下の場合には、担保権者、担保権者の関係人、または二次的債務者以外の被移転者に対して、本章に従う処分において実現されたとであろうと思われる売得金の金額に基づいて計算される、

(1) その処分における被移転者が、担保権者、担保権者の関係人、または二次的

債務者である場合；および

- (2) その処分の金額が、担保権者、担保権者の関係人、または二次的債務者以外の者への適法な処分がもたらしたであろうと思われる売得金の範囲より著しく低い場合。
- (g) [下位の担保権者によって受理された現金売得金] 信義誠実に、かつ、当該処分がなされた根拠となる担保権または農業上のリーエンに従位するものでない担保権または農業上のリーエンの保持人の権利をその受理が侵害するということを知らないで、処分の現金売得金を受理する担保権者は、
- (1) 当該の担保権またはその他のリーエンと切断して、その現金売得金を取得する；
 - (2) その処分の売得金を当該の担保権またはその他のリーエンによって保証される債務の弁済に充当する義務を負わない；そして
 - (3) 当該の担保権利またはその他のリーエンの保持人に対し剰余金の計算をし、または支払をする義務を負わない、

[2000年改正]

第9-616条（剰余金または不足額の計算の説明）

(a) [定義] 本条において、

(1) 「説明(explanation)」は、書面であって、次のようなものを意味する。

- (A) 剰余金または不足金の金額を記載しており；
- (B) 担保権者がどのような方法で剰余金または不足金を計算したかについて(c)項に従って説明を与えており；
- (C) もし適用がある場合には、先物取引の貸方勘定、信用、料金（付加的信用サービス料および利息を含む）、割戻しおよび経費が、剰余金または不足金の金額に影響しうることを記載しており；そして
- (D) その取引に関する付加的情報が利用できる電話番号または郵便宛所を与えているもの。

(2) 「要求(request)」は、次のような記録を意味する。

- (A) 負債者または消費者債権者によって正本化された；
- (B) 受理人が説明を与えることを要求する；そして

- (C) 第9-610条により担保物の処分後に送付される記録.
- (b) [計算の説明] 負債者が剰余金に対し権利をもつ、または消費者債務者が第9-615条により不足金について責任を負う、消費者物品取引において、担保権者は、
- (1) その処分後に、そして
 - (A) 担保権者が負債者に対し剰余金の計算をし、支払う、または最初に、その処分後、不足金の支払を求めて消費者債務者に対し請求書を出す前またはその時に；そして
 - (B) 要求を受理した後14日以内に
負債者または、適用があるときは、消費者債務者に対し説明を送付しなければならない；または
 - (2) 不足金について責任を負う消費者債務者の場合、要求を受理した後14日以内に、不足金に対する担保権者の権利を放棄する記録を当該の消費者債務者に送付しなければならない。
- (c) [必要な情報] (a)項(1)(B)を遵守するため、書面により以下の順序で以下の情報を与えなければならない。
- (1) 処分がなされる根拠となる担保権によって保証される債務の総額、および、もしその金額がまだ発生していない利息または信用サービス料金の割戻金を含んでいる場合には、その事実の表示；この金額は次のように特定日に計算される。
 - (A) もし担保権者が債務不履行後に担保物の占有を取得するまたは受理する場合には、当該担保権者が占有を取得または受理する前35日以内；または
 - (B) もし担保権者が債務不履行前に担保物の占有を取得するまたは受理する場合、もしくは担保物の占有を取得しない場合、その処分前35日以内；
 - (2) 処分の売得金の額；
 - (3) 売得金の額を差し引いた後の債務の総額；
 - (4) 担保物の取戻し、保持、処分のための準備、加工、および処分の諸経費を含む諸経費の金額（総額または類型の形式による）および類型、および担保権者に知られており、かつ、現在の処分に関する担保物によって担保された弁護士報酬；
 - (5) 債務者が知らされるべき権利をもち、かつ、(1)号の金額に含まれていない、

利息または信用サービス料金の割戻金を含む信用の金額（総額または類型の形式による）および類型；そして

- (6) 剰余金または不足金の金額。
- (d) [実質的な遵守] 説明の特定の書き方は要求されない。(a)項の要件を実質的に守っている説明は、たとえ著しく誤解させるようなものではない些細な誤記を含んでいても、十分足りる。
- (e) [回答の料金] 担保権者が負債者または消費者債務者に対し(b)項(1)に従う説明を送付しなかった6ヵ月の期間のあいだに、負債者または消費者債務者は、本条による要求に対し1回の回答を無料で受ける権利をもつ。

【訳注】 新しく追加された規定。

第9-617条（担保物の被移転者の権利）

- (a) [処分の効果] 債務不履行後、担保権者の担保物処分は、
- (1) 担保物に対する負債者の権利の全部を有償の被移転者に移転する；
 - (2) 処分がなされた根拠となる担保権を消失させる；そして
 - (3) [[消失させるべきでないリーエンがもしあれば]そのリーエンを規定する法律または制定法を引用する]により創設されたリーエン以外の]従位的担保権またはその他の従位的リーエンを消失させる。
- (b) [信義誠実な被移転者の権利] 信義誠実に行為する被移転者は、たとえ担保権者が本編を遵守していないか、または司法手続の諸要件に従っていない場合であっても、(a)項に定めた権利および利権と切斷して、取得する。
- (c) [その他の被移転者の権利] もし被移転者が(a)項に定めた権利および利権と切斷して取得しない場合には、その被移転者は、次のものに服する担保物を取得する；
- (1) 担保物に対する負債者の権利；
 - (2) 処分がなされる根拠となる担保権または農業上のリーエン；および
 - (3) その他の担保権またはその他のリーエン。

第9-618条（一定の二次的債務者の権利および義務）

- (a) [二次的債務者の権利義務] 二次的債務者が、
- (1) 担保権者から担保付債務の譲渡を受ける；
 - (2) 担保権者から担保物の移転を受け、かつ、その権利を受領し、担保権者の義務を引き受けることに合意する；または
 - (3) 担保物に関して担保権者の権利を代位行使する後に、当該の二次的債務者は、担保権者の権利を取得し、かつ、その義務を履行するよう義務づけられることになる。
- (b) [譲渡、移転または代位の効果] (a)項に規定した譲渡、移転、または代位は、
- (1) 第9-610条による担保物の処分ではない；そして
 - (2) 本編によるそれ以上の義務から担保権者を免責する。

第9-619条（記録または法的権原の移転）

- (a) [「移転説明書(transfer statement)」] 本条において、「移転説明書(transfer statement)」は、以下のことを記載した、担保権者によって正本化された記録を意味する。
- (1) 特定された担保物によって保証された債務に関して、負債者は債務を履行しなかったこと；
 - (2) 担保権者が当該担保物に関して債務不履行後の救済方法を実行したこと；
 - (3) その実行の理由によって、被移転者が、当該担保物に対する負債者の権利を取得したこと；および
 - (4) 担保権者、負債者、および被移転者の名前および郵便宛所。
- (b) [移転説明書の効果] 移転説明書は、正式の登録、記録、登記、または権原証書のシステムの中の担保物を対象とする説明書の中に明記された、担保物に対する負債者の全部の権利の記録の移転を受ける権利を被債務者に与える。もし当該システムを維持する責任を負う官吏または事務所に対し、移転説明書が、該当する手数料および請求様式を付けて提出された場合、その官吏または事務所は、
- (1) その移転説明書を受領しなければならない；
 - (2) 迅速にその移転を反映するように記録を修正しなければならない；そして

- (3) もし適用がある場合には、その被移転者の名前で新しい権原証書を発行しなければならない。
- (c) [移転は処分ではない；担保権者の義務からの救済の不存在] (b)項によるまたはその他の方法による担保物の記録または法的権原の担保権者への移転は、それ自体は本編による担保物の処分ではなく、また、それ自体、本編による担保権者の義務を免責させるものではない。

第9-620条（債務の全部または一部の代物弁済としての担保物の受領；担保物の強制処分）

- (a) [代物弁済としての受領の条件] (g)項に別段のことが規定される場合を除き、次の場合にのみ、担保権者は、債務の全部または一部の代物弁済として、担保物を受領することができる。
- (1) 負債者が(c)項により受領に同意する場合；
- (2) (d)項に規定した時間内に、担保権者が、次の者により正本化された提案に対する異議の告知を受領していない場合；
- (A) 担保権者が第9-621条により提案を送付することが要求された相手方；または
- (B) 提案の対象物である担保権に従位する担保物に対する利権を保持する、負債者以外のその他の者；
- (3) もし担保物が消費者物品である場合、その負債者が受領に同意したときに、担保物はその負債者の占有のもとにない場合；そして
- (4) 担保権者が担保物を処分することを(e)項が要求しない、または負債者が第9-624条に従う要求を権利放棄する場合。
- (b) [推定的受領は無効] 本条による担保物の推定的受領または外見受領は、次の場合以外には無効である。
- (1) 担保権者が正本化された記録の中でその受領に同意するか、または負債者に提案を送付し、そして
- (2) (a)項の諸条件が満たされた場合。
- (c) [負債者の同意] 本条の諸目的のために、
- (1) 負債者が債務不履行後に正式化された記録の中の受領条件に合意する場合に

のみ、その負債者は、担保物が担保する債務の一部弁済として担保物の受領に合意する；そして

- (2) 負債者が債務不履行後に正本化された記録の中の受領条件に合意する場合、または担保権者が、
- (A) 債務不履行後に、無条件であるか、または担保権者の占有のもとにない担保物が保全される、もしくは維持されるという条件だけに従う提案を送付し；
- (B) その提案の中で、担保物が担保する債務の全部の弁済として担保物を受領することを提案しており；そして
- (C) その提案が送付された後20日以内に、負債者によって正本化された異議の通知を受領していない

場合にのみ、その負債者は、担保物が担保する債務の全部の弁済として担保物の受領に合意する。

(d) [告知の有効性] (a)項(2)により有効であるために、異議の告知は、

(1) その提案が第9-621条に従って送付された相手方の場合、告知がその者に送付された後20日以内に；そして

(2) その他の場合には、

(A) 最後の告知が第9-621条に従って送付された後20日以内に；または

(B) もし告知が送付されなかった場合、負債者が(c)項による受領に同意する前に、

担保権者によって受領されなければならない。

(e) [消費者物品の強制的処分] 担保物の占有を取得した担保権者は、次の場合には、(f)項に定める期間内に第9-610条に従って担保物を処分しなければならない。

(1) 消費者物品に対する購入代金担保権の場合には、現金代金の60%が支払われた場合；または

(2) 消費者物品に対する購入代金担保権でない場合には、債務の元金の60%が支払われた場合。

(f) [強制的処分の要件の遵守] (e)項に従うために、担保権者は、

(1) 占有を取得した後90日以内に；または

(2) 負債者および全部の二次的債務者が、債務不履行後に締結され、かつ、正本化された、その旨の合意に合意したそれより長い期間内に

その担保物を処分しなければならない。

- (g) [消費者取引における一部弁済の禁止] 消費者取引においては、担保権者は、担保物が保証する債務の一部弁済として、その担保物を受領してはならない。

第9-621条（担保物を受領する提案の告知）

- (a) [提案の送付を受ける者] 担保物が保証する債務の全部または一部の弁済に当てるために担保物を受領することを望む担保権者は、その提案を次の者に送付しなければならない。
- (1) 負債者が受領に同意する前に、当該担保物に対する利権の請求権の告知を担保権者が受理したときのその相手方；
 - (2) 負債者が受領に同意する前10日に、
 - (A) その担保物を特定した；
 - (B) その日付で負債者の名前により索引が付けられた；そして
 - (C) その日付でその担保物を対象とする、負債者に対する融資説明書を登録すべき登録事務所に登録された融資説明書の登録によって完全化された当該担保物に対する担保権またはその他のリーエンを保持していたその他の担保権者またはリーエン保持人；および
 - (3) 負債者が受領に同意する前10日に、第9-311条(a)項に定める制定法、規則、または条約に従うことによって完全化された当該担保物に対する担保権を保持していた者。
- (b) [一部弁済において二次的債務者に送付されるべき提案] 担保物が保証する債務の一部弁済としてその担保物を受領しようとする担保権者は、(a)項に規定した者に加えて、二次的債務者にもその提案を送付しなければならない。

第9-622条（担保物の受領の効果）

- (a) [受領の効果] 担保物が担保する債務の全部または一部の弁済の担保権者の受領は、
- (1) 負債者によって同意された限度で、その債務を消滅させる；
 - (2) 担保物に対する負債者の権利の全部を担保権者に移転する；
 - (3) 負債者の同意の対象物である担保権または農業上のリーエン、および従位的

担保権もしくはその他の従位的リーエンを消滅させる；そして

- (4) その他の従位的利権を解除させる。
- (b) [遵守がないにもかかわらず従位的利権は消滅] たとえ担保権者が本編に従っていない場合でも、従位的利権は、(a)項により消滅する、または解除される。

[訳注] 新しく追加された規定。

第9-623条（担保物を買戻す権利）

- (a) [買戻しできる者] 負債者、二次的債務者、またはその他の担保権者もしくはリーエン保持人は、担保物を買戻すことができる。
- (b) [買戻しの要件] 担保物を取り戻すために、
 - (1) 当該の担保物によって担保される全部の債務を履行し；かつ
 - (2) 第9-615条(a)項(1)に定める合理的な諸経費および弁護士報酬を供託しなければならない。
- (c) [買戻しが行われる時] 担保権者が次のことをする前に、買戻しはいつでも起こりうる。
 - (1) 第9-607条により担保物の取立てをする；
 - (2) 第9-610条により担保物を処分するか、またはその処分のための契約を締結する；または
 - (3) 第9-622条により担保物が保証する債務の全部の弁済または一部弁済として、担保物を受領する。

第9-624条（権利放棄）

- (a) [処分告知の権利放棄] 負債者または二次的債務者は、債務不履行の後に締結され、かつ、正本化された、その旨の合意によってのみ、第9-611条による担保物の処分の告知を受ける権利を放棄することができる。
- (b) [強制処分の権利放棄] 負債者は、債務不履行後に締結され、かつ、正本化されたその旨の合意によってのみ、第9-620条(e)項により担保物の処分を要求する権利を放棄することができる。
- (c) [買戻権の権利放棄] 消費者物品取引の場合を除き、負債者または二次的債務

者は、債務不履行の後に締結され、かつ、正本化された、その旨の合意によってのみ、第9-623条により担保物を買戻す権利を放棄することができる。

第2節 本編の不遵守

第9-625条（担保権者が本編を遵守しないことに対する救済方法）

- (a) [不遵守に関する司法命令] もし担保権者が本編の規定に従って手続を進めていないことが証明された場合、裁判所は、適当な諸条件を付けて、取立て、強制、または担保物の処分を命令または禁止することができる。
- (b) [不遵守に対する損害賠償] (c)項、(d)項および(f)項に従い、本編の諸規定を遵守しないことによって生じた損失の金額について、人は損害賠償の責任を負う。遵守しないことによって生じた損失は、負債者が代替的融資を得られなかったことまたはその融資の費用が増額されたことから生じた損失を含む。
- (c) [損害賠償を回復する権利をもつ者；消費者物品取引における法定損害賠償額] 第9-628条に別段のことが定められる場合を除き、
- (1) その不遵守のときに、負債者であった者、債務者であった者、または担保物に対する担保権もしくはその他のリーエンを保持していた者は、その損失について(b)項による損害賠償を回復することができる；そして
 - (2) もしその担保物が消費者物品である場合、担保権者が本章に従わないときに負債者であった者、または二次的債務者であった者は、いかなる場合でも、その信用サービス料に負債の元本額の10%を加算した額、またはその期限差代金に現金代金の10%を加算した額より少なくない額を、回復することができる。
- (d) [不足金が排除または減額された場合の回復] 不足金が第9-626条により排除された負債者は、剰余金の損失について損害賠償を得ることができる。但し、不足金が第9-626条により排除された、または減額された負債者もしくは二次的債務者は、取立て、強制、処分または受領に関係する本章の諸規定に従わないことについて、(b)項によりそれ以外に損害賠償を得ることはできない。
- (e) [制定法上の損害賠償；特定の規定の不遵守] (b)項により回復できる損害賠償に加えて、負債者、消費者、債務者、または登録記録の中に負債者として指名された者は、適用のある場合、次の者から各事例ごとに500ドルを回復することができる。
- (i) 第9-208条を遵守しない者；

- (2) 第9-209条を遵守しない者；
 - (3) その者は第9-509条(a)項により登録する権利がないという記録を登録する者；
 - (4) 記録上の担保権者に、第9-513条(a)項または(c)項によって要求されるように、解除説明書を登録させない、または送付させない者；
 - (5) 第9-616条(b)項(1)に従わず、かつ、この不遵守が、不遵守の類型の一部となっている、または慣行と合致するものとなっている者；または
 - (6) 第9-616条(b)項(2)に従わない者。
- (f) [制定法上の損害賠償；第9-210条の不遵守] 負債者または消費者債務者は、(b)項による損害賠償を回復し、それに加えて、合理的な理由なしに第9-210条による要求に従わない者から各事例ごとに500ドルを回復できる。その担保物または第9-210条による要求の対象物である債務に対する利権を請求したことのない、同条による要求の受領者は、本項の意味での要求に従わないことについて、合理的な免責事由をもっている。
- (g) [担保権の制限；第9-210条の不遵守] もし担保権者が、第9-210条による担保物のリストまたは口座説明書に関する要求に従わない場合には、その担保権者は、その不遵守によって合理的に誤解させられた者に対しては、要求の中に含まれるリストまたは説明書の中に記載された限度でのみ、担保権を主張することができる。

[2000年改正]

第9-626条（不足金または剰余金が争われる訴訟）

- (a) [不足金または剰余金が争われる場合に適用される諸原則] 消費者取引以外の取引から生じる訴訟において、不足金または剰余金が争われる場合には、次の諸原則が適用される。
- (1) 負債者または二次的債務者が担保権者の遵守を争う場合を除き、担保権者は、取立て、強制、処分または受領に関する本章の諸規定の遵守を証明する必要はない。
 - (2) もし担保権者の遵守が争いとなった場合には、その担保権者は、取立て、強制、処分または受領が本章に従って行われたことを立証する責任を負う。
 - (3) 第9-628条に別段のことが規定される場合を除き、もし担保権者が、取立て、強制、処分または受領に関する本章の諸規定に従ってその取立て、強制、処分または受領が行われたことを証明しない場合には、不足金についての負債者ま

たは二次的債務者の責任は、担保された債務、経費、および弁護士報酬の総額が、

(A) 取立て、強制、処分または受領の売得金；または

(B) 遵守しない担保権者が取立て、強制、処分または受領に関する本章の諸規定に従って進めたとすれば実現されえたであろうと思われる売得金の金額のうちより多額な金額を超過する、その差額の額までに制限される。

(4) (3)号(B)の諸目的のために、実現されえたであろうと思われる売得金の額は、担保権者がその金額がその総額より少ないということを証明しない限り、担保された債務、経費、および弁護士報酬の総額に等しい。

(5) もし不足金または剰余金が第9-615条(f)項によって計算される場合、処分の売得金の額が、担保権者、担保権者の関係人、または二次的債務者以外の者への適法な処分がもたらしたであろうと思われる価額の範囲を著しく下回ることを、負債者または債務者が証明する責任を負う。

(b) [非消費者取引；推定の禁止] (a)項において消費者取引以外の取引だけに諸原則の適用を制限したのは、消費者取引について適切な諸原則を裁判所が決定することを委ねることが意図されている。裁判所は、その制限から消費者取引における適切なルールの性質を推定してはならず、また、[判例法上]確立された扱い方を適用し続けることができる。

[訳注] 新しく追加された規定。

第9-627条（行為が商業上合理的であったか否かの決定）

(a) [その他の状況のもとで取得されうもっと高額な金額；商業上の合理性の事前排除は認められない] 担保権者によって選択された時間および方法とは異なる時間または方法で、より高額な金員が、取立て、強制、処分、または受領により得られたはずであるという事実は、それ自体だけでは、その取立て、強制、処分、または受領が商業上合理的な方法で行われたことを立証することを担保権者に禁止するのには十分でない。

(b) [商業上合理的な処分] もし担保物の処分が次のようになされた場合には、その処分は商業上合理的な方法でなされている。

(1) 公認市場での通常の方法による；

(2) 処分の時点において公認市場での時価で；または

(3) その処分の対象物である種類の財産を扱う業者の間での合理的な商業上の慣行に従ったその他の方法による。

- (c) [裁判所による、または債権者のための、承認] もし取立て、強制、処分、または受領が、
- (1) 司法手続において；
 - (2) 信義誠実な債権者委員会によって；
 - (3) 債権者の代表によって；または
 - (4) 債権者のために被譲渡人によって
- 承認された場合には、その取立て、強制、処分、または受領は商業上合理的である。
- (d) [(c)項による承認が必要でない場合；承認の欠如は影響を与えない] (c)項による承認は、取得される必要はなく、また、承認の欠如は、その取立て、強制、処分、または受領が商業上合理的でないということを意味するものではない。

第9-628条（担保権者の無責任および責任の制限；二次的債務者の責任）

- (a) [本編に従わないことに対する担保権者の責任の制限] ある者が負債者である、または債務者であることを担保権者が知っていて、かつ、その者の身元を知っている場合でなければ、
- (1) 担保権者は、その者に対し、またはその者に対する融資説明書を登録した担保権者もしくはリーエン保持人に対し、本編に従わないことについて責任を負わない；そして
 - (2) 担保権者が本編に従わないことは、不足金についてその者の責任に影響を与えない。
- (b) [担保権者としての地位に基づく責任の制限] 担保権者は、次の者に対して担保権者としてその地位を理由として
- (1) その担保権者が、
 - (A) その者が負債者または債務者であること；
 - (B) その者の身元；および
 - (C) その者との連絡方法を知っている場合でなければ、負債者または債務者である者に対し責任を負うことはない；または
 - (2) その担保権者が、
 - (A) その者が負債者であること；および
 - (B) その者の身元を知っている場合でなければ、その者に対して融資説明書を登録した担保権者またはリーエン保持人に対し責任を負うことはない。

- (c) [取引が消費者物品取引でないことまたは消費者取引でないことを合理的に信じた場合の責任の制限] 取引が消費者物品取引もしくは消費者取引でないこと、または物品が消費者物品でないことを担保権者が合理的に信じたことから生じた作為または不作為の行為を理由として、もし担保権者が次のことを合理的に信頼したことからその信念が生まれた場合には、不足金についてのその者の責任は、影響されない。
- (1) 担保物が使用される、獲得される、または保持される目的に関する負債者の表示；または
- (2) 被担保債務が発生した目的に関する債務者の表示。
- (d) [制定法上の損害賠償について責任の制限] 担保権者は、第9-616条を遵守しないことについて、第9-625条(c)項(2)号によりいかなる者に対しても責任を負わない。
- (e) [制定法上の損害賠償に対する多重責任の制限] 担保権者は、1つの保証債務に関して2度以上第9-625条(c)項(2)により責任を負うことはない。

【訳注】 新しく追加された規定。

第7章 経過規定

第9-701条（施行日）

本[法]は2001年7月1日に発効する。

第9-702条（留保条項）

- (a) [実施日前の取引またはリーエン] 本章に別段のことが規定される場合を除き、本[法]は、たとえ取引またはリーエンが、本[法]が実施される前に創設され、または締結された場合であっても、その範囲内の取引またはリーエンに適用される。
- (b) [有効性の継続] (c)項および第9-703条ないし第9-709条に別段のことが規定される場合を除き、
- (1) [旧第9編]によって規律されていた、本[法]が実施される前に有効に締結されたかもしくは創設され、かつ、もしそれが本[法]が実施された後に締結されたかもしくは創設されたならば本[法]に服することになると思われる、取引およびリーエンは、有効であり、かつ、これらの取引およびリーエンから生まれる権利、義務および利権は、本[法]が実施された後にも有効であり続ける；そして
- (2) その取引およびリーエンは、本[法]によって、または本[法]が実施されなければ普通ならば適用されると思われる方法によって、要求されるか、または許容されるように、解除され、完了され、消滅され、かつ、強制される。
- (c) [実施日前の訴訟手続] 本[法]が発効する前に開始された訴訟、事件、または訴訟手続に影響を与えない。

[2000年改正]

第9-703条（施行日前に完全化された担保権）

- (a) [リーエン債権者に対する優先権の継続；完全化の要件を満たすこと] 本[法]が発効する直前に強制された担保権であって、かつ、その時点でリーエン債権者となる者の権利より優先すると思われる担保権は、もし本[法]が実施されたときに、本[法]による強制可能性および完全化のための適用のある諸要件が、さらに何もしなくても満たされる場合には、本[法]によって完全化された担保権である。
- (b) [リーエン債権者に対する優先権の継続；完全化の要件が満たされていない場合] 第9-705条に別段のことが規定される場合を除き、もし本[法]が実施される

直前に、担保権が強制でき、かつ、その時点にリーエン債権者となる者の権利よりも優先すると思われる場合であるが、本[法]による強制可能性または完全化のための適用のある諸要件が、本[法]が実施されたときに満たされていない場合には、その担保権は、

- (1) 本[法]が実施された後1年間は完全化された担保権である；
- (2) それ以後は、1年が渡過する前に第9-203条によりその担保権が強制できるものとなった場合にのみ、引き続き強制できる；そして
- (3) それ以後は、1年が渡過する前に本[法]により適用のある完全化の諸要件が満たされた場合にのみ、引き続き強制できる。

第9-704条（施行日前に完全化されていない担保権）

本[法]が実施される直前に強制できた担保権であるが、その時点にリーエン債権者となる者の権利に従位するものとなると思われる担保権は、

- (1) 本[法]が実施された後1年間は、引き続き強制できる担保権である；
- (2) 本[法]が実施されたとき、またはその後1年間、その担保権が第9-203条により強制できるようになった場合、引き続き強制できる；そして
 - (A) さらに何もしなくても、もし本[法]による適用のある完全化のための諸要件が、それより以前に、またはその時点で、満たされているならば；または
 - (B) もしその諸要件がその時点以後に満たされた場合には、適用のある完全化のための諸要件が満たされたときに、完全化される。

第9-705条（施行日前に開始された行為の効力）

- (a) [実施前の行為；改めて完全化されない場合の1年間の完全化期間] もし融資説明書の登録以外の行為が、本[法]が実施される前に行われ、かつ、その行為の結果、もしその担保権が本[法]が実施される前に強制できるものとなっていたならば、リーエン債権者となる者の権利よりもその担保権の方が優先権をもつことになる場合には、本[法]が実施された後1年間、本[法]により付着する担保権を完全化するのに有効である。付着した担保権は、その担保権がその期間が渡過する前に本[法]により完全化された担保権となる場合でなければ、本[法]が実施された1年経ったときに完全化されないものとなる。
- (b) [実施前の登録] 本[法]が実施される前の融資説明書の登録は、その登録が本[法]による適用のある完全化のための諸要件を満たすと思われる限度で、担保権を完全化するのに有効である。

(c) [以前に完全化を規律していた管轄[州]における実施日前の登録] 本[法]は、本[法]が実施される前に、[旧第9-103条]に規定されていたように、完全化を規律する管轄[州]の法律により登録され、かつ、完全化のために適用のある諸要件を満たしている、有効な融資説明書を無効なものにするものではない。但し、(d)項および(e)項ならびに第9-706条に別段のことが規定される場合は除き、当該の融資説明書は、次のうちの早い方の時に効力を失う：

- (1) 当該の融資説明書が登録された管轄[州]の法律によりその説明書が有効でなくなると思われる時；または
- (2) 2006年6月30日。

(d) [継続説明書] 本[法]が実施された後の継続説明書の登録は、本[法]が実施される前に登録された融資説明書の効力を継続させない。しかし、本[法]が実施された後に、第3章に規定されるように完全化を規律する管轄[州]の法律に従って継続説明書が適時に登録されたとき、本[法]が実施される前当該管轄における同一の事務所登録された融資説明書の有効性は、当該管轄の法律によって定められた期間のあいだ継続する。

(e) [(c)項(2)の転送事業体融資説明書への適用] 本[法]が実施される前に転送事業体に対して登録され、かつ、[旧第9-103条]に規定されていたように、完全化を規律する管轄[州]の法律による完全化のための適用のある諸要件を満たしていた融資説明書に対し、融資説明書が登録された管轄[州]の法律が当該の融資説明書が対象とする担保物に対する担保権の完全化を規律すると第3章が規定する限度でのみ、(c)項(2)が適用される。

(f) [第5章の適用] 本[法]が実施される前に登録された融資説明書および本[法]が実施された後に登録された継続説明書を含む融資説明書は、それが最初の融資説明書に関する第5章の諸要件を満たしている限度でのみ、有効である。

第9-706条（最初の融資説明書が融資説明書の効力を継続させるのに十分とされる場合）

(a) [継続説明書に代わる最初の融資説明書] 第9-501条に定めた事務所における最初の融資説明書の登録は、次の場合には、本[法]が実施される前に登録された融資説明書の効力を継続させる。

- (1) 当該の事務所における最初の融資説明書の登録が、本[法]により担保権を完全化するのに有効であると思われる場合；
- (2) 実施日前の融資説明書が他州の事務所または本州の他の事務所において登録された場合；および

- (3) 最初の融資説明書が(c)項を満たしている場合、
- (b) [効力が継続される期間] (a)項による最初の融資説明書は、次の場合には、実施日前の融資説明書の効力性を継続させる。
- (1) もし最初の融資説明書が、本[法]が実施される前に登録された場合、融資説明書に関して[旧第9-403条]に規定される期間のあいだ；および
 - (2) もし最初の融資説明書が本[法]が実施された後に登録された場合、最初の融資説明書に関して第9-515条に規定される期間のあいだ。
- (c) [(a)項による最初の融資説明書の要件] (a)項において有効であるためには、最初の融資説明書は、
- (1) 最初の融資説明書のために第5章の諸要件を満たしていなければならない；
 - (2) 融資説明書が登録された事務所を記載し、かつ、登録の日付および、その融資説明書に関して、もしあれば、融資説明書のファイル番号およびもっとも新しい継続説明書のファイル番号を与えることによって、実施日前の融資説明書を特定しなければならない；そして
 - (3) 実施日前の融資説明書が有効であり続けることが記載されなければならない。

第9-707条（本法実施前の融資説明書の修正）

- (a) [「実施日前の融資説明書(pre-effective-date financing statement)」] 本条において、「実施日前の融資説明書(pre-effective-date financing statement)」は、本[法]が実施される前に登録された融資説明書を意味する。
- (b) [準拠法] 本[法]が実施された後は、第3章に規定されるように完全化を規律する管轄[州]の法律に従う場合にのみ、実施日前の融資説明書によって対象とされる担保物を追加または削除する、その有効性を継続または解除させる、またはその他の方法によりその中に与えられた情報を修正することができる。但し、実施日前の融資説明書の有効性はまた、その融資説明書が登録された管轄[州]の法律に従って解除されうる。
- (c) (d)項に別段のことが規定される場合を除き、もし本州の法が担保権の完全化を規律する場合には、実施日前の融資説明書の中の情報は、次の場合にのみ、本[法]が実施された後に修正されうる。
- (1) 実施日前の融資説明書および修正が第9-501条に定める事務所において登録された場合；
 - (2) 第9-706条(c)項を満たす最初の融資説明書と一緒に、第9-501条に定める事務所において、またはその事務所で登録した後に、修正が登録された場合；または

- (3) 修正された情報を記載し、かつ、第9-706条(c)項を満たす最初の融資説明書が、第9-501条に定める事務所において登録される場合、
- (d) [修正の方法：継続] もし本州の法律が担保権の完全化を規律する場合、実施日前の融資説明書の有効性は、第9-705条(d)項および(f)項または第9-706条によってのみ、継続され得る。
- (e) [修正の方法：付加的解除原則] 本州の法律が担保権の完全化を規律するか否かにかかわらず、本州において登録された実施日前の融資説明書の有効性は、第9-706条(c)項を満たす最初の融資説明書がその融資説明書を登録する事務所として第3章に規定されたように、完全化を規律する管轄[州]の法律によって定められた事務所において登録がなされた場合でなければ、実施日前の融資説明書が登録された事務所において解除説明書を登録することによって、本[法]が実施された後に、解除されうる。

[2000年追加]

第9-708条（最初の融資説明書または継続説明書を登録する権利をもつ者）

次の場合には、本章により最初の融資説明書または継続説明書を登録できる。

- (1) 記録上の担保権者が登録を承認する場合；そして
- (2) その登録が、本章により
 - (A) 本[法]が実施される前に登録された融資説明書の有効性を継続するため；または
 - (B) 担保権を完全化する、または完全化を継続するため、必要である場合、

[2000年改正]

第9-709条（優先順位）

- (a) [優先順位を規律する法律] 本[法]は、担保物に対する抵触する請求権の優先順位を決定する。但し、もしその請求権の相対的優先順位が、本[法]が実施される前に確立された場合には、[旧第9編]が優先順位を決定する。
- (b) [担保権が第9-203条により強制できるものとなる場合の優先順位] 第9-322条(a)項の諸目的のために、本[法]第9-302条により強制できるものとなる担保権の優先順位は、もし担保権が、本[法]が実施される前に融資説明書を登録することにより本[法]により完全化される場合で、[旧第9編]により担保権を完全化するには有効ではなかったと思われるような場合には、本[法]が実施された時から発生する。本項は、各々の担保権がその融資説明書の登録によって完全化

された，抵触する担保権には，適用されない。

[2000年改正]